

令和 8 年度 沖縄振興拡大会議

令和 7 年度市町村要望事項に対する措置状況

期 日：令和 8 年 4 月 28 日

沖 縄 県

目 次

I 市町村共通要望事項

1. 日米地位協定の見直しについて	1
2. 台風災害による支援策について	1
3. 不発弾等の早期処理について	3
4. 離島振興に向けての財政支援について	4
5. 『離島空路整備法（仮称）』の制定について	4
6. 特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	5
7. 離島医療の支援強化について	6
8. 国民健康保険事業に対する財政支援について	6
9. 日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	7
10. 海岸漂着ゴミ処理対策について	8
11. 文化財保護に関する県補助金の増額について	9
12. 子どもの貧困対策について	9
13. 国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	10
14. 特別支援教育環境の充実について	10
15. 学校給食費の無償化について	11

Ⅱ 各地区提出要望事項

1 北部地区提出要望事項

1. 名護市の賑わいあるまちづくりについて	1 2
2. 交通渋滞対策について	1 3
3. 県道及び2級河川沿いの外来生物（ギンネム）の防除について	1 4
4. 2級河川である田嘉里川及び大保川の浚渫について	1 4
5. 安心安全な国道の整備について	1 4
6. 海岸保全区域の延長・整備について	1 5
7. 県道・国道の整備及び景観（防草）対策について	1 5
8. 羽地内海作業船の座礁問題について	1 6
9. 道路事業の早期の整備完了及び高規格道路の早期事業化について	1 6
10. 満名川河川改修事業について	1 7
11. 沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業等について	1 8
12. 県道整備及び伐採・除草作業について	1 8
13. 公共交通網の充実について	1 9
14. 河川管理について	2 0
15. 沖縄自動車道県道104号線沿いスマートインターチェンジ及び名護向け屋嘉インターチェンジの設置について	2 1
16. 伊芸地区海岸護岸整備について	2 2
17. 伊江港港湾整備事業について	2 2
18. 本部港の屋根付歩道の整備について	2 3
19. 伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	2 3

20. 北部離島地域の空港建設及び整備について	24
-------------------------	----

2 中部地区提出要望事項

1. 潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	25
2. 学校給食費無償化の全額県費負担による早期実施について	25
3. 重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	26
4. 県道伊計平良川線の早期整備について	27
5. 勝連半島一周道路にかかる（仮称）勝連半島南側道路の整備と県道37号線の老朽化対策について	28
6. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員について	29
7. 宜野湾横断道路（普天間飛行場の西側区間）早期事業化について	29
8. 国民健康保険の安定的な財政運営の取組みについて	30
9. 障害福祉サービスの安定的な提供に係る財政支援について	31
10. 宜野湾市西海岸エリアにおける沖縄県の考え方について	32
11. 沖縄県道「宜野湾北中城線」について	33
12. 嘉手納漁港の航路の浚渫について	34
13. 海岸堤防強靱化について	34
14. 大型MICE施設の確実な整備等について	35
15. 県において実施予定の学校給食費無償化の対象に就学援助対象者も含めること等について	36
16. （仮称）沖縄読谷線及び沖縄西海岸道路に係る整備について	37
17. 既返還跡地（読谷補助飛行場跡地及び瀬名波通信所跡地）の支障除去について	38
18. 中部広域都市計画への移行について	39
19. 宜野湾横断道路東側区間の早期着工について	39

20. 護岸の老朽化対策について	4 0
------------------------	-----

3 南部地区提出要望事項

1. 南部地域における道路交通網の整備について	4 1
2. 南部地域における軌道系を含む新たな公共交通システムの整備について	4 4
3. バスの再編について	4 5
4. 信号機の設置について	4 6
5. 慰霊碑・戦争遺跡等について	4 6
6. 緊急自然災害防止対策事業債の継続について	4 9
7. 国民健康保険事業への財政支援等について	5 0
8. 医療費助成事業の拡充について	5 2
9. 消費者安全施策について	5 3
10. 学校給食費完全無償化制度の早期実現について	5 5
11. 高齢者の移動支援に対する補助制度の拡充及び創設について	5 6
12. 沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について	5 7
13. サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）の早期導入について	5 7
14. 沖縄振興公共投資交付金について	5 8
15. 沖縄師範健児の塔及び周辺関連施設の県営平和祈念公園への編入について	5 9
16. 県道豊見城中央線（県道11号線）の早期整備について	6 1
17. 久高島高速ブロードバンドインフラ整備について	6 1
18. マリントウン東浜水路の浚渫について	6 2
19. 国場川の浚渫工事及び再整備について	6 3

20. 報得川の早期整備について	6 4
21. 海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	6 4
22. 駐在所の設置について	6 5
23. 県道185号線（粟国港線）の改修について	6 6
24. 里遺跡の整備について	6 6
25. 港湾整備について	6 7
26. 北大東港船溜まり場の整備について	6 7

4 宮古地区提出要望事項

1. 若者の定住促進に資する環境整備について	6 9
2. 島外より赴任してくる公立学校教職員の住居の確保について	7 0
3. 医師・看護師等の安定的な確保について	7 0
4. 離島の道路橋りょうの維持・保全について	7 1
5. 学校給食費の無償化について	7 2
6. 畜産農家の負担軽減を図るための支援制度について	7 3
7. 地域医療支援病院の初診時選定療養費について	7 3
8. 離島における船員不足の解消と宮古島市の県立高等学校学生寮の建設について	7 4
9. 介護報酬改定等における国への要望について	7 5
10. 産業廃棄物の処理にかかる輸送費にかかる補助について	7 6
11. 宮古空港の機能強化について	7 7
12. 与那覇前浜海岸の浸食に対する抜本的対策の実施について	7 7
13. 県営宮古広域公園の早期整備について	7 8

14. 離島における乳幼児健診の体制について	7 9
15. 宮古空港横断トンネル整備について	7 9
16. 水納島浮き栈橋について	8 0
17. 村内公共工事の入札不調に係る支援について	8 1

5 八重山地区提出要望事項

1. 離島住民割引運賃の対象区間の拡充について	8 3
2. 海岸漂着物の収集運搬処分に係る費用に対する財政支援の拡充について	8 3
3. 離島患者の通院費助成対象者の拡充について	8 4
4. 離島児童生徒への派遣費助成について	8 5
5. スクールロイヤールの配置に係る財政等支援の要請について	8 5
6. 県管理空港及び港湾施設の「特定利用空港・港湾」の指定の同意について	8 6
7. 八重山病院の医療体制の充実について	8 6
8. 農業用機械（さとうきび）の格納庫整備の助成について	8 7
9. 空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について	8 8
10. 医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について	8 8
11. 石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について	8 9
12. 竹富町民等船賃軽減事業の継続について	9 0
13. オンラインを活用した遠隔医療体制の充実について	9 0
14. 農林漁業資材等輸送費の補助について	9 1
15. 離島におけるごみの海上輸送費用補助について	9 2
16. 離島における放置パレットの処理に係る破砕機導入費用の補助について	9 3

17. 沖縄振興公共投資交付金（ハード）に係る小規模自治体を実施する事業への十分な配当分確保について	9 3
18. 祖納港港湾改修事業の早期完了について	9 4
19. 地域計画の更新に対する地域計画策定推進緊急対策事業の継続について	9 4
20. 獣医の常駐について	9 5
21. 家畜ワクチン接種の助成について	9 5

I 市町村共通要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 1	日米地位協定の見直しについて	県民の生命・財産と人権を守る立場から日米地位協定を抜本的に見直しするよう国に対し引き続き強力に要請していただきたい。	米軍基地に起因するさまざまな事件・事故等から、県民の生命・財産と人権を守り、県民の福祉の向上を図るためには、施設及び区域の提供、管理、返還や合衆国軍隊の活動及び合衆国軍隊構成員等の法的地位等について規定している現行の日米地位協定を見直す必要がある。日米地位協定が締結されて64年が経過した今も、相次ぐ県民の人権、女性の尊厳に関わる事件をはじめ、米軍機の墜落事故の多発など、米軍人・軍属等による事件・事故が後を絶たず、もはやその運用改善だけでは米軍基地をめぐる諸問題の解決は望めず、日米地位協定を見直すべきである。よって、同協定の早期見直しについて、国に対し要請する必要がある。	<p>【基地対策課】</p> <p>日米地位協定の見直しについて、米軍基地から派生する事件・事故や環境問題、軍人、軍属等による犯罪等が県民生活に多大な影響を及ぼしていることから、県は、これまであらゆる機会を通じ、日米両政府に対し要請してきたところであります。</p> <p>県は、米軍基地を巡る諸問題の解決を図るためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、地位協定を抜本的に見直す必要があると考えており、平成29年9月には、平成12年に実施した同協定の見直しに関する要請以降の状況の変化を踏まえ、市町村等の意見も取り入れ、見直し事項を新たに追加し、日米両政府へ要請を行っております。</p> <p>また、令和7年11月には沖縄及び北方対策担当大臣及び内閣官房長官、令和8年1月には防衛大臣に要望書を提出したほか、渉外知事会とも連携して行動し、機会あるごとに日米両政府に対し、日米地位協定の抜本的な見直しを求めています。</p> <p>今後とも、軍転協や全国知事会、渉外知事会、各政党等との連携を深め、日米地位協定の抜本的な見直しを粘り強く求めていきたいと考えております。</p>
共 2	台風災害による支援策について	台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から現在の災害復旧制度の適用基準を	本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っている。平成15年宮古圏域を襲った台風14号では、全壊・半壊する建物は少なかったものの暴風に伴う窓ガラスの破損による人的被害や吹き込んだ雨水により、公共施設、学校、病院、家屋等広範囲にわたり甚大な被害を受	<p>【消防防災対策課】</p> <p>災害復旧制度の見直しについては、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要請を行っており、平成22年度の激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和など一定の成果が得られております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		見直すよう引き続き国に対し強く働きかけていただきたい。	<p>け、長時間住民の生活に支障をきたし、精神的、肉体的にも大きなダメージを与えた。しかしながら、壊滅的な被害を被ったにもかかわらず、国の定める災害救助法や激甚災害法のような災害復旧制度は、地震や大規模な土砂災害など家屋が数多く倒壊する災害を想定していることから、同制度の適用基準に当てはまらないのが現状である。毎年のように来襲する台風による災害は、宮古圏域のみならず、本県全体にかかわる問題であり、台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から災害復旧制度の適用基準を災害の大きさと被害の実態を総合的に判断する等、適用基準を見直す必要がある。</p>	<p>県としましては、災害復旧制度を活用した早期の復旧が行えるよう関係大臣等に対し求めてきたところであり、引き続き、全国知事会とも連携し、要請してまいります。</p> <p>【生活安全安心課】</p> <p>本県では、コンクリート構造など堅固な住宅が多いことから、他の都道府県と異なり災害の規模の割に住家被害が小さくなる傾向にあり、災害救助法等の適用基準には達しない状況となっております。</p> <p>ただし、災害救助法第2条第1項第4号は、「多数の者が生命又は身体への危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、多数の者が避難して、継続的に救助を必要とする」場合は、住家被害の程度にかかわらず知事の判断で災害救助法を適用できる規定（いわゆる4号基準）となっていることから、近年、国は4号基準による積極的な法適用を推奨しており、令和7年台風第8号においても、4号基準による法適用を行ったところです。</p> <p>また、県では令和6年12月に、知事から防災を所管する内閣府特命担当大臣に対し、災害救助法適用の弾力的な運用を図ること、について要請しています。</p> <p>今後とも、災害救助法の適用については、迅速かつ柔軟に対応し、制度の適用基準の見直しについても、国に働きかけてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 3	不発弾等の 早期処理に ついて	<p>不発弾等は、県民の円滑な経済活動や安心・安全な県民生活を確保する上で障害となっており、その処理を戦後処理の一環として国の全面的責任において、次の事項の実現方について、国に対し強く働きかけていただきたい。</p>	<p>先の大戦で大きな惨禍を被った本県においては、未だに多くの戦後処理問題を抱えており、特に、不発弾等処理については、県民の日常の生活や生命、財産及び経済活動に直結する問題であり、早急に解決する必要がある。戦後70年余を経た今日、沖縄県には未だ多量の不発弾等が埋没していると推定されており、県内で発見され、処理される不発弾の年間数量は全国の約5割を占めている。不発弾処理については、爆発事故に係る被害補償の問題など、未だ多くの課題を抱えており、課題の早期解決を図り、戦後処理の一環として国の全面的責任において行われるよう国に対し、強く要望する必要がある。</p>	<p>【危機管理課】</p> <p>県は、不発弾等対策については、戦後処理の一環として、国が責任を持って取り組むべきものと考えております。この観点に立ち、近年では、令和4年9月、令和5年9月、令和6年2月、10月及び12月、令和7年10月、令和8年1月に関係大臣に対し、不発弾等処理及び磁気探査の全額国庫負担等について要望してきたところであります。</p>
		<p>1 不発弾等爆発事故の被害補償について</p> <p>(1) 不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設</p>		<p>【危機管理課】</p> <p>不発弾爆発事故等に係る被害補償制度の創設について、平成20年度に沖縄県不発弾等対策安全基金を創設したところであり、被害者への見舞金、被害を受けた公共及び民間施設等への支援金について、基金からの支出で対応することとしております。</p>
		<p>2 不発弾等処理について</p> <p>(1) 不発弾等処理の国による直接実施</p> <p>(2) 不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施</p>		<p>【危機管理課】</p> <p>不発弾等処理の国による直接実施、不発弾等の現場保存、警備及び保安措置の国による直接実施については、県として、県民の安心・安全を確保し、市町村等の負担軽減を図るため、引き続き、国に要望してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 4	離島振興に向けての財政支援について	県費上乘せ補助（離島加算）の見直しをせずに、これまでどおりの県補助率を継続していただきたい。また、新たに離島振興交付金（仮称）を設置していただきたい。	これまで、離島市町村は、国・県の支援のもと、整備がされ、離島市町村の振興に大きく貢献している。県は、行財政改革プランで、県費上乘せ補助（離島加算）の見直しを検討しているとのことであるが、離島市町村は、依然として財政運営が厳しい状態が続いており、それが実施されると離島市町村における振興に多大な影響が出る。については、離島市町村における産業振興を図る上から、県費上乘せ補助（離島加算）の継続及び離島振興交付金（仮称）を新設して、離島振興に取り組む必要がある。	<p>【村づくり計画課】</p> <p>県としては、均衡ある県土発展及び離島地域における定住条件の確保の観点から、農業農村整備事業等による離島振興は不可欠であると考えており、補助事業における離島加算について継続して取り組んでまいります。</p> <p>【地域・離島課】</p> <p>新たな交付金の設置につきましては、平成24年度に沖縄振興特別推進交付金が創設され、離島における定住条件の整備など、沖縄固有の特殊事情に起因する課題の解決に向けて、よりの確かつ効果的に施策を展開できる環境が整備されております。</p> <p>離島市町村におかれましては、諸課題の解決に向け、沖縄振興特別推進交付金等を有効に活用いただくとともに、県としましても、離島市町村と緊密に連携し、当該市町村の行う事業の円滑な実施が図られるよう努めてまいります。</p>
共 5	『離島空路整備法（仮称）』の制定について	離島航空路線の維持・充実を図るため、『離島空路整備法（仮称）』の制定についてご尽力をいただきたい。	離島における航空路線は、航路とともに離島住民の生活や産業振興に極めて重要な交通手段であり、民生安定の上から欠くことのできない生活路線である。航空路線の維持・充実を図るためには、離島航路整備法と同様に関係航空路線の欠損補助等を骨子とした『離島空路整備法（仮称）』の制定が必要である。	<p>【交通支援課】</p> <p>離島航空路の安定的な確保及び利便性の向上を目的に、運航費及び航空機購入費用に係る財政支援、航空機燃料税等の公租公課の軽減措置が実施されておりますが、これらの内容をより確実なものとするため、新たな法制の整備についての要望を国に行ってきたところであります。</p> <p>県としましても、引き続き関係都道府県等と連携して、その実現に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 6	特定町村 (人材確保 支援計画の 対象となる 町村)の地 域保健活動 を推進する 人材確保・ 資質向上等 について	① 保健師の計画的・継続的確保 特定町村において、保健師の安定した確保・定着について更なる支援をしていただきたい。	特定町村保健師の多くが、他県を含む島外出身者であり、地理的、社会的不利性等から採用後も勤続期間が短いことが多く、安定した確保・定着に苦慮している状況である。住民へ安心ある質のよい保健活動を提供するためには保健師の継続的な確保・定着は必要不可欠であり市町村における保健師の計画的な採用が可能となるような制度の創設等が必要である。	【保健医療総務課】 県では、平成9年度より「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づき、特定町村保健師の確保支援と定着支援を行っているところであります。
		② 人材育成 採用した新任保健師等に対し地域実状に応じた現任教育等、人材育成及び資質向上について引き続き全面的に支援をしていただきたい。	特定町村においては、ようやく採用した保健師の多くが、新卒者であるため、地域保健活動の経験がなく、円滑に保健事業を進めることが困難であり、また、保健の専門職や先輩保健師等もいないため専門的な実務及び資質向上研修を町村独自で実施することも困難である。現在、新採用保健師については、県保健所保健師の支援で1年間の現任教育による実務研修が行われており、特定町村の保健事業の実施推進に大きな効果をあげているため、勤続年数に見合った研修の実施や特定町村保健師と県保健師間、保健所管内の市町村保健師間の人事交流等人材育成及び資質向上等について更なる支援が必要である。	【保健医療総務課】 特定町村における人材育成支援では、「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」により、市町村の申し出に基づき保健所が実施する新任保健師の現任教育支援（1～3年目）と併せ、平成30年度から退職保健師（コーディネーター）を活用した現地での現任教育支援事業を実施しているところです。 また、行政に勤務する保健師の資質向上を図るため階層別研修等を実施しており、引き続き支援を行います。 人事交流については、市町村の要望により対応を検討してまいります。
		③ 保健師の複数配置 保健師の加重負担を軽減するためにも、保健師の複数配置が促進されるよう	小規模町村では、保健師1名で保健業務（保健・福祉・介護等）が行われていることが多くその責任や負担も大きく、保健師の安定した確保につながっていない状況がある。また、専門的職種であるがゆえの閉塞感等が辞職理由の1つとも考えられている。そのため保健師の複数配置は急務であり、継続的な確保が促進されるためにも、その支援が必要である。	【保健医療総務課】 保健師1人配置、又は産休等により休暇者が生じた場合等において、地域保健事業が円滑に実施できるよう「沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画」に基づいて、平成27年度から、短期間・スポット的な応援保健師の人材紹介など体制整備を行っているところであります。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		支援していただきたい。		
		④ 財政的支援 特定町村における保健師の確保及び資質の向上が図られるよう引き続き財政面等の支援をしていただきたい。	特定町村における保健福祉行政が円滑に推進し、保健師の安定確保及び資質向上が引き続き図られるよう、更なる財政支援が必要である。	【保健医療総務課】 保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。
共 7	離島医療の支援強化について	離島地域における医療は特殊事情に起因する制約も多く、医師及び医療従事者は生活や労働環境の整備、診療所の管理運営等多くの支援を必要としているため、その強化を図っていただきたい。	本県は地理的特殊性ゆえに県立診療所、町村立診療所と2通りの診療所体制がとられており、ほとんどの診療所が医師1人体制であるため、その勤務環境や診療所運営は厳しい状況にある。その上、診療所施設や医療機器等の設備についても十分とはいえず、医師等は多くの不安を抱えたまま医療サービスの提供に従事している。医師及び医療従事者の安定的な確保を図るためにも、労働環境や生活環境の整備、診療所運営の支援及び診療所施設、医療機器の老朽化に対する支援について、更なる強化が必要である。	【医療政策課】 県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所や医師住宅等の施設整備に要する経費及びへき地診療所の運営、医療機器等購入に要する経費に対し、補助を実施しており、今後も必要な支援を行ってまいります。
共 8	国民健康保険事業に対する財政支援について	国民健康保険事業の前期高齢者交付金は、去る大戦の影響による高齢	沖縄県の市町村国保の財政状況は、「前期高齢者財政調整制度」以降、急激に悪化している。この制度が前期高齢者の加入割合に比重をおいて算定される仕組みであるため、先の大戦の影響により出生数が減少した本県に	【国民健康保険課】 沖縄県の前期高齢者交付金の交付額につきましては、令和6年度は約347億円、令和7年度は約362億円が交付され、令和8年度は約380億円の見込みとなっております。

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>者の加入率の差により交付金額に大きな不均衡が生じているため、沖縄県の特殊事情を考慮していただき早急な対策を図るよう国に対し強く働きかけていただきたい。</p>	<p>においては、前期高齢者加入割合が著しく低く不利な制度となっている。「前期高齢者加入割合が著しく乖離して低い本県の前期高齢者交付金」と「全国平均並みの加入割合で算定される交付金」との差額を是正する新たな財政支援措置を講ずる必要がある。</p>	<p>り、高齢化の進行に伴い、年々、増加してきております。</p> <p>しかしながら、平成20年度に退職者医療制度に代わり導入された前期高齢者財政調整制度に伴い、市町村国保の財政状況が悪化したことから、県としましては、本来であれば、制度移行時に本県の特殊事情に配慮した何らかの激変緩和措置が必要であったと考えております。</p> <p>そのため、県は、市町村及び国保連合会等と連携し、本県の特殊事情に配慮した特段の財政支援について国に要請してきたところであり、今後とも市町村及び国保連合会等と連携し、適切に対応していきたいと考えております。</p>
共 9	日台漁業取り決めの抜本的な見直し及び宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりについて	<p>県内漁業者に不利な現在の取り決め内容を抜本的に見直すよう国等に働きかけるとともに、漁船の安全操業・安全航行確保のため、周辺海域の取り締まりを強化していただきたい。</p>	<p>日台民間漁業取り決めについては、令和5年度に開催された日台漁業委員会第10回会合において、平成31年度から続く現行操業ルールが、令和6年度も引き続き適用されることとなった。マグロはえ縄の漁場である八重山北方の「三角水域」は、現在約6割の区域が台湾漁船の操業を優先する台湾側にとって有利な区分となっているため、同取り決めの抜本的な見直しを求めている。また、尖閣諸島国有化以降、その周辺海域では中国公船による尖閣侵犯が繰り返され、漁業者の安全が脅かされている。ついては、日台漁業取り決めの特別水域のあり方等に関し、県内漁業関係者の意見が反映されるように国等に働きかけるとともに、排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全と漁船の安全な操業・航行確保のた</p>	<p>【水産課】</p> <p>県では、漁業者の漁業権益を確保するため、平成25年以降、漁業関係団体とともに、日台漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する要請を行っております。令和8年1月にも農林水産省、外務省等に対し日台漁業取決めにおける適用水域の撤廃、日中漁業協定第6条の見直し、及び外務大臣書簡の破棄等の要請を行ったところであります。</p> <p>県としましては、漁業関係団体と連携し、漁業者の安全操業の確保について、引き続き国に対し強く求めてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			め、宮古・八重山圏域周辺海域の取り締まりの強化を図る必要がある。	
共 10	海岸漂着ゴミ処理対策について	海岸漂着ゴミの防止策及び処理対策を継続的に講じていただきたい。	<p>沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発泡スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着ブイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物資による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに、高密度の微細プラスチックゴミ（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を市町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。</p>	<p>【環境整備課】</p> <p>県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し市町村・地域住民及びボランティア団体の協力も得ながら海岸漂着物対策を実施しております。同補助金は、海岸漂着ごみを島外へ搬出して処分する費用についても補助の対象となっております。継続して海岸漂着ごみの処理対策及び発生抑制対策に取り組むため、引き続き、地元市町村等関係機関とも連携を図るとともに、国に対し、必要な財源の確保を求めてまいります。</p> <p>また、海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め国が責任をもって取り組むべき問題であることから、県では他県と連携し全国知事会等を通じて、引き続き、国に対して、国の全額財政負担による恒久的な財政支援制度に改善するよう求めてまいります。</p> <p>【海岸防災課】</p> <p>海岸漂着物の処分については「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して実施しており、ボランティア活動については「海浜地域浄化対策費」を活用して海岸清掃ボランティア活動を支援しております。</p> <p>引き続き予算の確保に取り組んでいきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
共 11	文化財保護に関する県補助金の増額について	<p>① 国庫補助事業に伴う県補助金を従前の10%補助にさせていただきたい。</p> <p>② 県指定文化財の保存整備に係る補助金を従前の50%補助にさせていただきたい。</p> <p>③ 文化財保護に対する沖縄県補助金総枠を増額させていただきたい。</p>	<p>沖縄県は、その歴史的・文化的特異性から貴重な文化遺産を多数有している。これらは、国内外から極めて高い評価と注目を集めており、文化的、観光的側面からその保護と活用が求められている。一方、沖縄県は、第二次世界大戦後米軍統治下にあったため、文化財保護法の適用を受けたのは1972年の復帰後であり、文化財の保護という面では他県に比して、立ち遅れたという経緯がある。しかし、国・県指定文化財及び埋蔵文化財にかかる国・県補助事業に対する県補助金の総枠は、平成10年度から削減がなされ、県内市町村では、文化財保存整備事業や埋蔵文化財発掘調査等の事業規模の縮小や事業自体の凍結を迫られており、さらに、平成19年度からは補助金総枠の削減のみならず、補助率の大幅なダウンも行われ、より一層厳しい状況となっている。このように、県内の文化財保護は極めて危機的状況に陥っており、次世代へ護り伝えていかなければならない文化財を適切に保護するため、沖縄県の文化財関連予算を見直し、県補助金の増額をする必要がある。</p>	<p>【文化財課】</p> <p>県教育委員会では、市町村等が実施する文化財保護等に関する事業について、予算の範囲内での補助を実施しているところです。</p> <p>また、災害や経年劣化等により緊急の補修を要する有形文化財など、諸条件を総合的に判断し、優先度の高い事業については補助率に準拠した補助を行っているところでもあります。</p> <p>県教育委員会としましては、県民の貴重な共通の財産であり、地域資源としても注目されている文化財の保存・活用は重要な事業と認識しており、今後とも適切な予算確保に努めていきたいと考えております。</p>
共 12	子どもの貧困対策について	<p>内閣府「沖縄子どもの貧困緊急対策補助事業」について、高率補助のまま令和6年度以降の事業継続を、国に対し強く要望</p>	<p>本県においては、沖縄子どもの貧困緊急対策事業補助金を活用し、「子どもの貧困対策支援員の配置」、「子どもの居場所」を設置するなど困窮している世帯の子どもに対して支援を実施しており、今後も新たに「拠点型居場所」設置など事業を推進していく予定である。子どもの貧困対策事業については、事業効果が現れるまで息の長い実施が求められることから、安定した財源は必要</p>	<p>【こども家庭課】</p> <p>国に対して、沖縄県のこどもの貧困対策にかかる支援を求めてきた結果、「沖縄こどもの貧困緊急対策事業」については令和8年度も現在の補助率を維持したまま継続されることとなり、同事業費補助金総額は22.0億円（対前年度比約1.3億円増）が措置されることとなりました。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		していただきたい。	不可欠であり、令和6年度以降の補助継続について、国に対し強く要望する必要がある。	令和7年3月時点で、同事業を活用したこどもの居場所が県内で227箇所設置され、貧困対策支援員は108人配置されるなど支援体制が整ってきておりますが、支援が必要な子どもや保護者の生活実態は依然として厳しい状況であるため、国に対し、同事業の継続等について、引き続き要望してまいります。
共13	国民健康保険制度における国庫負担減額調整の見直しについて	子ども、重度心身障がい者等に対する医療費助成に係る市町村単独事業についての国民健康保険の国庫負担金の減額措置を廃止するよう国に対し強く働きかけていただきたい。	現在、地方自治体においては、子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう医療費の無料化を含む様々な助成制度を実施している。国は、医療費助成制度の現物給付化は医療費の増大をもたらす要因とし、現物給付により行った場合には国庫負担が減額調整され、減額分は、最終的には被保険者や住民の負担に転嫁されることになる。重度心身障がい者への医療費助成は自動償還払制度を平成30年8月より実施しているところであるが、より利用者の利便性や経済的負担の軽減を図り、経済的理由により受診を控えることなく早期受診することで疾病の重篤化を防ぐためにも現物給付とする必要がある。また、未就学児については、平成30年度から現物給付化による国庫負担の減額調整措置を行わないこととしたが、未就学児以外を対象とする医療費助成制度についても減額調整措置を直ちに廃止し、財政の健全化と長期的な安定運営を図る必要がある。	<p>【こども若者政策課】</p> <p>こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置については、当該措置の廃止が盛り込まれた「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）により、令和6年4月から廃止されております。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>重度心身障害者に対する医療費助成については、全国知事会等を通して、現物給付を行った場合の国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止することについて、国へ要望を行っているところであります。</p> <p>県としましては、今後とも全国知事会等を通して国に要望を行うなど、適切に対応していきたいと考えております。</p>
共14	特別支援教育環境の充実について	特別な支援を要する児童・生徒への支援員配置を行う	本県では、特別支援学級に通う児童・生徒が年々増加しており、また、ADHD等による安全面から常に注意・支援を要する児童・生徒等も増えている状況にあり、担任一人での対応も困難な状況となっている。県内市町村で	<p>【県立学校教育課】</p> <p>国は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>っていただきたい。</p>	<p>は、学校における安全の確保、円滑な授業の実施等を目的に特別支援に係る支援員を学校に派遣する等対策を講じている。特に幼児期や低学年での支援はその後の成長において非常に重要な時期であり、手厚い支援を行うことが求められている。県全体における一定以上の教育水準の維持と向上の観点から、県による支援員の配置、又は、市町村への財政援助が必要である。</p>	<p>配置するため、都道府県や市町村に対し、地方財政措置を行っており、都道府県からの要望に基づき、毎年、予算の拡充を図っております。</p> <p>県教育委員会としましては、引き続き、全国都道府県教育長協議会等を通して、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置について、さらなる拡充を要望してまいります。</p>
共 15	学校給食費の無償化について	<p>全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただきたい。</p>	<p>本県は、子どもの健やかな育ちを支え、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」として、知事公約でもある給食費の無償化に向けた検討を進めており、令和7年4月より中学生の給食費の2分の1を各市町村へ補助する取組を進めていることについては、実現へ向けて大きな一歩であると評価している。</p> <p>一方で、対象が中学生のみとなっていることは、小学生を抱える保護者への支援が十分に行き届かず、また対象である中学生においても補助額が2分の1となっていることは、県が掲げる「未来への投資」には未だ十分でないと考えます。</p> <p>については、全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化（就学援助対象者も含む）について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただく必要がある。</p>	<p>【保健体育課】</p> <p>県教育委員会としましては、学校給食費無償化に向けた取組として、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き、中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助し、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでまいります。また、交付金の対象を中学生まで拡大するよう、国に要望してまいります。</p>

II 各地区提出要望事項

1 北部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 1	名護市の賑わいあるまちづくりについて	名護湾沿岸のまちづくりとして、名護湾の有効利活用等について、ご協力をいただきたい。	<p>名護市では、名護湾沿岸のまちづくりとして、名護漁港とともに名護市中心市街地を「名護漁港周辺エリア」と設定し、具体的な利活用計画として、「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」を策定したところである。</p> <p>現在、名護漁港周辺エリアでは、「交通結節点の整備」に向けた取組を進めている。建物の老朽化が進む「中心市街地の再開発」、名護漁港における機能の集約及び拡充による「水産業の振興」を図るための取組を進めるため、名護漁港用地の効果的な活用や中心市街地における県道の拡張等の協力を求める。</p> <p>また、令和4年4月より那覇と名護を結ぶ高速船が就航しているが、那覇の発着が泊ふ頭となっており、より利便性を高めるため、那覇空港と近接する港などへの発着の変更の協力をお願いしたい。将来的には鉄軌道の終着駅を交通結節点に含み、名護市のみならず北部地域における移動の更なる充実に繋げていきたいと考えていることから、鉄軌道誘致が必要である。</p>	<p>【漁港漁場課】</p> <p>国道58号を名護漁港内へ移設することに伴い、海上保安庁防災ステーション等の移転等が必要となることから、関係機関と十分な調整が必要と考えております。</p> <p>現在、名護市および関係機関と漁港施設の財産処分や漁港施設用地利用計画変更等、必要な手続きに向けた調整を進めているところです。</p> <p>漁港管理者としましては、今後も引き続き名護市や関係機関間と連携し、諸手続きに関する調整を進めてまいります。</p> <p>【都市計画・モノレール課】</p> <p>名護湾沿岸のまちづくりについては、市が開催する「名護市中心市街地まちづくり推進協議会」において、名護市中心市街地の区画整理や再開発、交通結節点としての機能強化などの検討が進められており、県都市計画・モノレール課も協議会の構成員として、当該取り組みに関わっております。</p> <p>今後、貴市及び関係機関と連携し、事業化に向け取り組んでまいります。</p> <p>【交通戦略推進課】</p> <p>鉄軌道については、県土の均衡ある発展等の観点から、名護と那覇を1時間で結ぶ鉄軌道の導入に向けて取組を進めております。</p> <p>平成24年度に調査を開始して以降、構想段階の計画書策定や費用便益比の精緻化等に取り組んでおり、国にお</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>いても、令和4年度からは県が求める特例制度の調査検討が行われるなど、着実に取組を進めているところで す。</p> <p>鉄軌道の導入は、沖縄21世紀ビジョンで掲げる県民が望む沖縄の将来像実現にあたり重要な事業であり、沖縄県としましては、その早期実現に向け着実に取り組んでまいります。</p> <p>【交通支援課】</p> <p>高速船の発着港について、名護市からは那覇港を想定していると伺っております。</p> <p>具体的な対応については、名護市とも相談の上、検討してまいります。</p>
北 2	交通渋滞対策について	<p>沖縄北部テーマパーク「ジャングリア」の開園に伴う交通渋滞対策について、アクセスルートとなる県道の整備及び名護東道路の早期延伸実現に向けて働きかけていただきたい。</p>	<p>沖縄北部テーマパーク「ジャングリア」の開園が迫っており、北部を周遊する観光コンテンツとして、沖縄観光、沖縄経済に与える波及効果が大きく期待されている。その一方で、開園時には交通量増加による渋滞が懸念されていることから、主要道路となる県道84号線の道路環境整備及びテーマパーク入口への信号機の設置、県道名護宜野座線伊差川西交差点右折帯の延長を進めていただきたい。また、名護東道路の早期延長実現に向けて、国に対し働きかけていただく必要がある。</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>県では、北部テーマパーク開業に向けて、県道名護本部線のテーマパーク入口右折帯設置及び同路線の白銀橋(西)交差点の改良工事を完了しております。</p> <p>県道名護宜野座線伊佐川西交差点の右折帯延長については、北部テーマパーク開業後の交通状況の変化等を踏まえ、検討していきたいと考えております。</p> <p>国によると、名護東道路の延伸については、令和6年度に本部方面への概略ルート及び構造の検討に着手し、3回の沖縄地方小委員会を経て、対応方針(案)がとりまとめられたところであり、今後、地域の現状や道路の課題、地域の意見を踏まえた上で、検討及び環境調査を進めていくとのことでもあります。今後も、地元自治体と</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				連携し、国に対して、早期の事業化を要望してまいります。
北3	県道及び2級河川沿いの外来生物（ギンネム）の防除について	県道及び2級河川沿いに繁茂しているギンネムの防除をしていただきたい。	<p>県道2号線、県道70号線及び比地川を含む沖縄県管理の2級河川沿いには、外来生物であるギンネムが繁茂している。ギンネムは、世界の侵略的外来種ワースト100に選定され、生態系被害防止外来種リストに記載されるなど、希少な在来生物に与える影響は極めて高く、その対策は喫緊の課題である。</p> <p>そこで、ギンネムの木を伐採後、沖縄県環境部が作成した「ギンネム防除対策マニュアル」に基づいた対応を図る必要がある。</p>	<p>【道路管理課、河川課】</p> <p>県管理道路沿い及び県管理河川区域内のギンネムを含む雑木については、現場状況や優先順位を勘案し、伐採を実施しております。</p> <p>引き続き、効果的・効率的な防除対策の検討と、適切な維持管理に努めてまいります。</p>
北4	2級河川である田嘉里川及び大保川の浚渫について	大宜味村田嘉里区に位置する2級河川田嘉里川及び大保区に位置する2級河川大保川について、浚渫を実施いただきたい。	近年の豪雨により、土砂の堆積及び通流断面の低下が顕著であり、集落内住宅や、農地への氾濫等が危惧されており、住民の生命及び財産を守る観点からも早急に対応していただく必要がある。	<p>【河川課】</p> <p>県管理河川において、河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から予算の範囲内で順次、浚渫や除草等を行っているところです。</p> <p>田嘉里川については、令和7年10月から浚渫等に着手しております。</p> <p>また、大保川については、大保集落前の護岸整備に取り組んでいるところであり、護岸整備が完了次第、浚渫等に着手したいと考えております。</p>
北5	安心安全な国道の整備について	東村内には国道331号が主要幹線道路として住民及び近隣市町村並びに観光客などが利用している。主要	当該道路には歩道がなく高齢者などは車道の路肩を徒歩で往来している状況である。また、健康増進のためランニングなどに利用する村民は常に自動車の往来を気にしつつ利用している。台風時には超える越波で当該道路は、通行が困難となる。大型軍用車両も通行している	<p>【道路管理課】</p> <p>県管理道路の荒天時における越波、落石対策等については、道路護岸、落石防護壁等の整備を鋭意進めているところであります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		幹線道路として常に安心して安全な道路を維持していただきたい。	ことから歩道の必要性を強く感じる。地域住民から道路の修繕の要望が絶えず、早急な改善を要望する。 国道331号は「みなし道路」ではない。地積を確定させ適正な整備を行う必要がある。	当該区間の過去の被害状況を踏まえて、緊急輸送道路や生活道路としての機能に影響を与える区間について、防災対策を検討していきたいと考えております。 歩道整備については、歩行者等の利用状況を踏まえ、歩道整備の必要性等を検討していきたいと考えております。 また、整備に際しては、道路法第18条に基づき道路区域を決定するなど、引き続き適正な道路の維持管理に取り組んでまいります。
北6	海岸保全区域の延長・整備について	東村平良の海岸保全区域延長及び護岸の整備をしていただきたい。	東村では、平良地区において多目的公園の整備を計画しているところであるが、当該地においては台風時の波浪による海洋ゴミ等の侵入で利用が困難となる恐れがある。 そこで、沖縄県において海岸保全区域の延長と護岸の整備をしていただく必要がある。	【海岸防災課】 平良海岸の北側に隣接する海岸については一般公共海岸となっております。 海岸保全区域の指定及び海岸保全施設の整備については、背後地の利用状況等を勘案して決める必要があるため、将来的な背後地の利用計画について今後、東村と調整していきたいと考えております。
北7	県道・国道の整備及び景観（防草）対策について	国道505号における法面崩落箇所の早期整備及び北部テーマパーク（ジャングリア）開業に向け本部半島周辺の県道、国道505号の除草対策を行っていただきたい。	令和5年8月に発生した台風6号により今帰仁村から名護市を通る国道505号（名護地区）の法面崩落があった。現在も片側通行となっている箇所があり法面崩落から1年6ヶ月経過するが対策が進まない状況である。 国道505号は緊急車両の通行、朝夕の通勤、通学の重要な生活道路となっており、区間全線の早期整備が必要である。 さらに、新たな観光拠点として北部テーマパーク（ジャングリア）が今夏に開業予定である。しかし本部半島周辺の県道、国道505号沿いの雑木、雑草が多く道路景観と排水機能が損なわれている。道路管理者におかれて	【道路管理課】 片側交互交通規制を行っていた名護市呉我地内の国道505号においては、災害防除工事を実施し、令和7年6月末に完成しております。 県では、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」に基づき、適正な雑草対策に関する技術の活用のほか、性能規定（草丈40cm以内に抑える等）による委託方式の導入に取り組んでおります。 併せて、沖縄振興特別推進交付金を活用した沖縄フラワークリエイション事業や、道路ボランティア団体との

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>は、除草を行い努力されているのは、十分に理解しているところであるが、それ以上に雑草の成長の早さに除草作業が追い付いていない状況がみられるため、更なる除草対策が必要である。また、観光客が多く見込まれるため本部半島周辺の県道、国道505号の経年劣化している案内標識板の整備も必要である。</p>	<p>連携による植栽管理を推進するなど、良好な道路景観の創出・向上に努めたいと考えております。</p> <p>また、案内標識の整備については、劣化状況等を勘案し、優先度が高い箇所から順次実施しております。令和7年度は15基の視認性改善を行ったところです。</p> <p>引き続き、道路の適切な維持管理に努めてまいります。</p>
北8	羽地内海作業船の座礁問題について	羽地内海に座礁した作業船の安全確保に取り組んでいただきたい。	<p>令和5年8月に発生した台風6号の影響により羽地内海に座礁した作業船が現在も存在し、適切な維持管理もされことなく放置状態である。当該作業船は老朽化が激しくアンカーによる作業船の固定がなされているか不明であり、周辺船舶の夜間航行の安全確保のため対策が必要である。</p> <p>また、当該作業船については、令和6年11月に原因不明の火災が発生したことにより船体へのダメージが影響し、さらなる老朽化の進行が心配される。燃料等油類について未確認のため今後荒天、台風襲来時に油等の流出による漁業者及び周辺への影響が懸念される。</p> <p>周辺は「沖縄海岸国定公園第2種特別地域」であり「国指定屋我地鳥獣保護区特別保護地区」であることから「環境」「海洋」「観光」への影響に鑑み、早急に対策を講じていただく必要がある。</p>	<p>【港湾課】</p> <p>座礁船の撤去を命ずべき相手が明確ではなく、所有者と思われる者の所在も不明であることから、対応に苦慮しております。</p> <p>現在、法律相談等も行いながら取りうる対策を確認しているところであり、引き続き今帰仁村や海上保安庁とも連携を図りながら対応を検討してまいります。</p>
北9	道路事業の早期の整備完了及び高規格道路の	名護東道路延伸（本部方面）の早期事業化の働きかけ及び本部町内で	名護東道路延伸（本部方面）の計画について、令和6年度から概略ルート・構造の検討に着手した他、令和7年夏頃には北部地域でのテーマパークの開業が予定され	<p>【道路街路課】</p> <p>県道84号線（名護本部線）は、平成25年度に事業着手し、渡久地橋の整備や用地取得を優先的に進めながら、</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	早期事業化について	<p>沖縄県が所管する道路整備事業（県道84号名護本部線、国道449号本部北道路）の早期完了をしていただきたい。</p>	<p>るなど、名護東道路延伸について早期の事業化が求められている。</p> <p>一方、現在本部町内で沖縄県が執行している県道84号名護本部線は、平成25年に事業着手して令和4年に完了予定となっていたが未だに道路整備が完了していない状況である。また、国道449号本部北道路についても、平成21年に事業着手しているが進捗が悪い状況である。</p> <p>そのため道路整備の遅れ等により、まちの景観が損なわれている他、交通渋滞によって地域住民の生活にも支障をきたしている。</p> <p>については、本部町および沖縄県全体のさらなる振興を確かなものとするためにも、道路整備の早期完了を強く要望する他、名護東道路の本部方面への延伸について早期事業化を国に働きかけていただく必要がある。</p>	<p>一部区間の道路改良工事も実施しており、引き続き早期整備に向けて取り組んでまいります。</p> <p>国道449号本部北道路は、大浜交差点から本部大橋北交差点までの約1.6キロメートル区間について、一部区間の道路改良工事を終えております。現在、本部大橋の補修や残る用地の取得を進めているところであり、引き続き早期の4車線供用に向けて取り組んでまいります。</p> <p>国によると、名護東道路の延伸については、令和6年度に本部方面への概略ルート及び構造の検討に着手し、3回の沖縄地方小委員会を経て、対応方針（案）がとりまとめられたところであり、今後、地域の現状や道路の課題、地域の意見を踏まえた上で、検討及び環境調査を進めていくとのことであります。</p> <p>今後も、地元自治体と連携し、国に対して、早期の事業化を要望してまいります。</p>
北10	満名川河川改修事業について	<p>満名川河川改修整備の早期完了をしていただきたい。</p>	<p>満名川河川改修事業については、事業開始から10年が経過しているが未だに完了しておらず、また予算措置も厳しい状況と伺っている。</p> <p>近年、ゲリラ豪雨や観測史上を超えるような大雨が発生し、全国各地で河川氾濫が多発している。昨年11月には県内でも下流域に甚大な被害をもたらした河川氾濫が発生している。</p> <p>このような中、本部町の人口の多くが集中する地区を流れる満名川沿いの住民は、台風や大雨時に大きな不安を抱え続けている。については、事業予算を拡充し早期に事業完了をしていただく必要がある。</p>	<p>【河川課】</p> <p>満名川については、平成30年度より河川改修に着手しており、令和5年度までに第一渡久地橋下流側の護岸及び第一渡久地橋周辺の浚渫が完了しております。</p> <p>令和7年度から開洋橋下流側において護岸保護工に着手しており、令和8年度は右岸側の護岸保護工を行うこととしております。</p> <p>今後も補正予算を含めた所要額の予算確保に努め、引き続き事業に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 11	沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業等について	沖縄科学技術大学院大学周辺整備事業及び支援体制の強化に取り組んでいただきたい。	<p>「沖縄振興計画」及び「沖縄県科学技術振興指針」を踏まえ、大学院大学の立地に伴う周辺整備のあるべき姿を「沖縄科学技術大学院大学周辺整備基本計画」に示し、具体事業・施策等に取り組んでおりますが、課題等により進捗が図れていない現状がある。</p> <p>本計画は、平成19年に策定されてから17年、沖縄科学技術大学院大学の開学から13年が経過している。当時の計画を元に、実現可能性を精査し、事業の変更、又は、新たな計画の策定などを行う必要がある。</p> <p>また、沖縄科学技術大学院大学インキュベーション施設の整備等により、研究者と企業等のマッチングは重要になってくると思われ、その分野の支援体制の強化により早期の産業化、沖縄及び地域振興が図れることから、積極的に取り組む必要がある。</p>	<p>【科学技術振興課】</p> <p>「沖縄科学技術大学院大学周辺整備基本計画」（以下後「基本計画」という。）に基づき、恩納村やOIST等関係機関と連携し、研究者等向けの住宅整備や外国人研究者及びその家族に対する日常生活支援、研究者子弟の教育環境整備としてアミークスインターナショナルスクールの設置のほか、恩納村への光ファイバー網整備などに取り組んできたところであり、初期段階において求められる環境整備は一定程度進んだものと考えております。</p> <p>「沖縄技術大学院大学周辺整備実施検討委員会」を令和7年3月26日に開催し、基本計画に対する各関係機関の取組状況等の情報共有を行い、その際、関係機関の担当者レベルにおいて現状のニーズ等を踏まえ、話し合いにより計画を進めていく方針が確認されております。当該方針に従い、引き続き恩納村役場等と意見交換を行い、課題に対し連携して取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、イノベーション・エコシステムの構築に向け、産学連携共同研究の推進や、研究成果の企業への技術移転の観点から、大学等研究者とスタートアップを含む企業とのマッチングについて推進しているところであり、引き続き積極的に取り組んでまいります。</p>
北 12	県道整備及び伐採・除草作業について	県道104号線整備については、継続的に整備要請をしているところであるが、早期の実現と現道路沿いの	<p>県道104号線は、国道58号の恩納村安富祖から金武町の国道329号を結ぶ幹線道路で地域の生活道路及び東西の横断道路として大きな役割を担っています。</p> <p>本線道路は安富祖入口から約800mは整備完了しておりますが、残りの区間についても道路線形が悪く安全性に</p>	<p>【道路街路課、道路管理課】</p> <p>県道104号線整備は安富祖入り口から約800m区間を完了しており、残るゴルフ場入口付近から喜瀬武原の区間については、令和2年度から令和6年度にかけて調査測量、予備設計を実施したところです。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>高木等の伐採や除草作業をしていただきたい。</p>	<p>問題があり幹線道路として機能が低下している現状なので、早急な整備が必要である。</p> <p>また、道路沿道の高木や雑草が道路に越境している状況もあるので、交通の安全性の観点から、高木等の伐採や定期的な除草作業が必要である。</p>	<p>整備にあたっては米軍施設区域の返還及び共同使用が必要となることから、恩納村と連携して地権者及び関係機関と調整を図り、事業推進に取り組んでまいります。</p> <p>また、道路沿いの雑木については、現場状況や優先順位を勘案し、剪定や伐採を実施しております。</p> <p>雑草対策については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン（H29.3）」に基づき、適正な雑草対策に関する技術の活用のほか、性能規定（草丈 40 cm以内に抑える等）による委託方式の導入に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、交通安全確保のため、適切な維持管理に努めてまいります。</p>
北 13	公共交通網の充実について	<p>県土の均衡ある発展に向け公共交通網の充実を図っていただきたい。</p>	<p>宜野座村では、令和5年度より交通弱者の移動支援としてデマンドバスの実証実験を行っていることや、路線バス利用の利便性向上に向けて令和7年度にバス停（2箇所）を改修する計画となっていることなど道路・交通基盤の整備・充実に取り組んでいる。</p> <p>このような中、令和7年1月19日からの路線バス減便は、通学や通院への影響が大きく、本村においては県立宜野座高等学校への進学や定住人口へも影響するものと懸念しており、令和7年1月15日に県に対し生徒等への緊急的な対策や本島北部東海岸における公共交通の充実化について要請を行ったところである。</p> <p>沖縄県においては、「サンライズベルト構想」を策定（令和3年3月）し県土の均衡ある発展に向け、東海岸地域の活性化・発展に取り組んでいるところであるが、公共交通が脆弱であることは、教育環境及び福祉の平等性・公平性への影響に加え観光面においても影響し、本</p>	<p>【交通支援課】</p> <p>県では、系統番号77番名護東線の減便等に対する緊急的な対策として、平日夜間の臨時バスの運行を令和7年3月末まで行いました。</p> <p>また、本島中北部東海岸地域の公共交通に係る課題解決に向け、県、名護市、うるま市、金武町、宜野座村で構成する「沖縄本島中北部東海岸地域公共交通協議会」を令和7年2月7日に設置し、令和7年4月以降の平日夜間のバス運行については、県及び4市町村が連携し、実証運行を行っております。</p> <p>県としては、同協議会の下、市町村と連携しながら、地域公共交通の維持・確保及び充実化に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>構想の推進にも支障となるものであることから、公共交通網の充実に向け取り組む必要がある。</p> <p>(その他懸念事項)</p> <p>※現在のところ鉄軌道の推奨ルートも外れている。</p> <p>※宜野座恩納線による連携についても道路整備が進まない状況。</p> <p>※高齢ドライバーの免許返納が鈍化し事故の発生に繋がることも懸念。</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>宜野座恩納線(仮称)については、現在、宜野座村、金武町及び恩納村を連絡する道路として概略ルート案の検討を行ったところです。</p> <p>当該道路については、金武町道を活用し、県道104号線との接続を検討していることから、宜野座村や金武町及び恩納村と連携し、関係機関と意見交換していきたいと考えております。</p>
北 14	河川管理について	<p>河川管理について、景観・観光及び防災に配慮した適切な維持管理に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>2級河川である漢那福地川の河口付近に立地する道の駅「ぎのぞ」は観光拠点の整備等により賑わいを見せ、今後も周辺整備等を計画していること等、引き続き観光振興に取り組んでいるが、以前より河口閉塞が課題となっており、観光地としての景観やカヌー体験などへの影響があることから、早急に対策する必要がある。</p> <p>現在、砂の堆積箇所は漁港区域となっており、以前、沖縄県土木建築部より漁港管理者との協議・調整を進め、河川管理区域の変更手続きを行っていくとの回答をいただいているが、変更に至っていない為、早急に手続きを進めていただくとともに河川区域として適切な維持管理に努めていただき、一帯の賑わい創出にご協力いただきたい。</p> <p>また、浚渫の頻度を軽減するため、改めて導流堤の整備など抜本的な改善対策についても検討していただく必要がある。</p>	<p>【河川課】</p> <p>漢那福地川河口部における漁港区域については、現在、河川区域へ変更するため、宜野座村等関係機関と調整を進めております。</p> <p>当該区域を河川区域へ変更した後は、適宜、浚渫等を行い適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>また、普通河川の浚渫および改修については、緊急浚渫推進事業債等の活用が考えられることから、県としては、宜野座村と意見交換を行いながら、技術的な支援や事業化に向けた協力を行っていききたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>普通河川である宜野座福地川については、村及び周辺住民による除草作業など維持管理に努めているが、地域より浚渫の要望もあり、豪雨時の洪水等も懸念されることから浚渫等の維持管理についてご支援を頂きたい。また、改修計画を検討していることから、親水性護岸の整備等に向けた情報提供の必要がある。</p>	
北 15	<p>沖縄自動車道県道104号線沿いスマートインターチェンジ及び名護向け屋嘉インターチェンジの設置について</p>	<p>国道329号の渋滞の解消及び地域活性化を図るため県道104号線沿いにスマートインターチェンジの設置にご協力いただきたい。</p>	<p>金武町のギンバル訓練場跡地（中川地区）は、観光及びスポーツコンベンションの拠点として開発を進めており、医療リハビリ関連施設や金武町ベースボールスタジアム、金武町フットボールセンター、金武町屋内運動場、KINサンライズビーチ、民設民営における温泉宿泊施設等の整備が整い、北部東海岸の観光産業の振興や地域活性化が見込まれている。</p> <p>一方で、金武町を通る国道329号は、米軍施設キャンプ・ハンセンの影響により米軍車両や軍属車両等が一般公道を通行し、交通量が多い状況であり、加えて、中南部（恩納村地域含む）からギンバル地区への観光客の増加に伴う交通量の増加が見込まれている。</p> <p>以上のことから、交通渋滞の緩和と緊急（救急）車両の利便性の向上を図ることを目的に、県道104号線沿いに設置されているキャンプ・ハンセン第4ゲート付近への「スマートインターチェンジの設置」と、「屋嘉インターチェンジの名護向け設置」が必要である。</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>県道104号線沿いへのスマートインターチェンジ設置については、要望箇所が米軍施設内であることから、慎重に検討する必要があるとあり、今後、関係機関と意見交換を行っていきたいと考えております。</p> <p>屋嘉インターチェンジの名護向け出入口設置については、必要性や整備効果等を調査し、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 16	伊芸地区海岸護岸整備について	伊芸地区の海岸において護岸が一部崩落しているため対策を講じていただきたい。	<p>伊芸地区の海岸においては、以前より、波や雨水等の影響により護岸の石積みの一部が崩落している状況である。</p> <p>沖縄県土木建築部との会議でも指摘しているが、修復がされておらず、一昨年8月の台風6号により、崩落がさらに進んでいる状況である。</p> <p>近年、集中豪雨等が多く、今後さらに崩落が加速し国道への影響も懸念されることから、早急に対策を講じていただく必要がある。</p>	<p>【海岸防災課】</p> <p>金武町字伊芸地区の護岸の一部について、整備経緯が不明であり、周辺が保安林区域として指定されているとともに、海岸背後地に高波等の被害から防護するための住宅等がないため、海岸保全区域として指定できないことなどが課題となっております。</p> <p>これらの課題解決に向け、金武町や県関係機関と継続して意見交換を行っているところであり、県としてどのような対応が取れるのか、引き続き連携して取り組んでまいります。</p>
北 17	伊江港港湾整備事業の促進について	伊江港港湾整備事業の早期整備をしていただきたい。	<p>現在、伊江村ではフェリーいえしま、フェリーぐすくの2隻を所有している。伊江港では台風時に、風浪・うねりで港湾内の静穏性が十分に確保されないことから、2隻のフェリーは長時間かけて、今帰仁村運天港への避難を余儀なくされている。それが要因で、就航率低下が問題となり、安定的なフェリー運航に支障を来している。</p> <p>また、外国船等の使用時には避難できない場合があり、大型台風の襲来時にはフェリーが安全な場所へ避難できず座礁などの危険にさらされている。</p> <p>よって、船員の安全と生活航路を運航するフェリーの被害を防ぐため、運天港に台風時、避難できる岸壁を新たに整備する必要がある、台風接近時に運天港へ避難できる体制づくりが求められる。また、伊江港での一時避難係留施設の整備とプレジャーボート係留施設を伊江港西側港内に整備する必要がある。</p>	<p>【港湾課】</p> <p>伊江港及び運天港における今後の新たな港湾施設の整備については、伊江村と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 18	本部港の屋根付歩道の整備について	本部港の屋根付歩道の整備をしていただきたい。	<p>伊江村では平成15年度より修学旅行生を島の民家で受け入れて、民家の家族と一緒に泊まる「民泊」事業が始まり、令和元年度には288校、約4万人の利用があった。しかし、本部港には屋根付歩道がないため、修学旅行生や利用者は移動の際に、雨や強い日差しにさらされ不便を強いられている状況である。</p> <p>現在、沖縄県では対策方法を検討中との事であるが、修学旅行生や利用者への環境改善対策として早期の整備が必要である。</p>	<p>【港湾課】</p> <p>本部港における屋根付歩道については、関係町村等と調整を行いながら、整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>
北 19	伊平屋・伊是名間の架橋整備の推進について	伊平屋・伊是名間架橋の早期実現をしていただきたい。	<p>伊平屋・伊是名両村は、これまで生活基盤や観光の整備等、農漁業を中心とした地域振興を精力的に推進し、一定の成果を収めてきた。</p> <p>しかし、産業や教育、医療、福祉等々、離島のハンデである地理的自然条件による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が必要である。</p> <p>そのためにも、陸・海・空路の交通ネットワークの確立は最優先課題であり、離島の隔絶性や狭小性を緩和し、沖縄本島との格差を少しでも縮小させ、地域振興を図っていくために、両村を結ぶ架橋は不可欠であり、その実現によって両村の財政負担も大幅に軽減され、村民サービスの向上に大きく貢献するものとする。</p> <p>以上のことから、両村民の悲願である伊平屋・伊是名架橋を一日も早く実現させる必要がある。</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>伊平屋・伊是名架橋の整備については、平成27年度から検討に着手し、令和5年度までに現地調査を終え、令和6年度に調査検討結果の取りまとめを行っております。</p> <p>検討結果では、水深の深い区間が長いこと、基礎支持層が深いことなどに伴い事業費が高額となることから、費用対効果が低く、事業化の可能性は厳しい状況となっております。</p> <p>県は、令和7年2月に伊平屋村、伊是名村に対して検討結果を説明し、意見交換を行っております。</p> <p>今後は、便益向上に資する両村の取組や、社会情勢の変化に注視していく必要があると考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
北 20	北部離島地域の空港建設及び整備について	①伊平屋空港設置に向けて、早期建設を実現していただきたい。	伊平屋・伊是名両村と沖縄本島との間を結ぶ交通手段は、唯一海上交通のみであり、両村のフェリーは1日2便往復しているが、夏場の台風時期や冬場の荒天時期など欠航を余儀なくされており、物資の遅配や観光客・イベントのキャンセルなど村民生活や地場産業及び観光業等、伊平屋・伊是名両村の振興発展に与える影響は甚大である。また、生活物資の購入や通院等で中心都市への長時間の移動により、本島での宿泊を余儀なくされる環境等が時間的・経済的に村民生活を圧迫し、定住促進を図りがたい一因となっている。これらの課題をクリアするためには、交通形態の多様化によるアクセス手段の安定確保が必要であり、航路のみならず空路の確保のため、早急な空港建設が必要である。	<p>【空港課】</p> <p>伊平屋空港については、これまでの検討から、航空需要や就航する航空会社の確保などの課題が明らかとなっております。</p> <p>今後も、伊平屋村、伊是名村と連携しながら需要の確保、航空会社の就航意向取り付けなどの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたいと考えております。</p>
		②伊江島空港の利活用に向けた施設整備を行っていただきたい。	<p>離島である伊江村は、地理的自然条件による格差は依然として大きく、島への交通アクセスはカーフェリーを主としており、気象条件等に大きく左右されることから、伊江島空港を活用した交通ネットワークの構築が望まれている。</p> <p>また、北部地域への観光の移動手段は、陸路のみであることから、観光客の受入れ態勢の強化のためにも慢性的な交通渋滞の解消が必要であり、2025年に北部テーマパークが開業した場合、より一層その重要度が増す。さらに、第6次沖縄観光振興計画でコロナ収束後は沖縄県北部への観光客の増加が見込まれており、陸上及び海上交通に加えて伊江島空港を活用することにより、北部観光の利便性の向上が図られると記されている。</p>	<p>【交通支援課】</p> <p>県では、令和7年3月に、ヘリコプター等を含む県内運航事業者に対し、ジャングリア開業を踏まえた就航可能性について、アンケート調査を実施しております。</p> <p>その結果、運航事業者からは伊江島空港への就航にあたり、機材繰り等の課題が示されております。</p> <p>県としましては、伊江島空港の利活用について、引き続き、伊江村や関係部局と意見交換してまいります。</p> <p>【空港課】</p> <p>伊江島空港の施設整備については、具体的な就航計画を踏まえ検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>よって、伊江島空港の利活用は、北部振興のみならず、沖縄全体にとって観光客の受入機能強化につながり、沖縄観光の発展に大きく寄与すると推察されることから伊江島空港の施設整備に向けた取組を行う必要がある。</p>	<p>【基地対策課】 伊江島補助飛行場空域における使用制限の緩和については、具体的な空路の活用の検討状況等も踏まえ、伊江村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。</p>

II 各地区提出要望事項

2 中部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 1	潮乃森の早期埋立完了及び整備促進について	潮乃森への企業誘致を推進するため、埋立て・地盤改良及び各種整備の令和11年度完了を実現していただくとともに、施設整備事業等の取組みに対し、積極的にご支援いただきたい。	<p>沖縄市は、潮乃森を沖縄本島東海岸地域の振興に繋がる一大プロジェクトと位置づけ、国及び沖縄県と連携し、事業周知や付加価値の創出等に向け、「ロングビーチを活かしたまちづくり」や「企業誘致活動」、「カーボンニュートラル」等に取り組んでいるところである。</p> <p>進出を検討する企業からは、事業スケジュールの提示を求められており、埋立てや臨港道路の整備・地盤改良等を令和11年度までに確実に完了していただく必要がある。</p> <p>また、円滑な土地利用に向け、多目的広場や道路等の施設整備、潮乃森を含む中城湾港全体の脱炭素化やスーパーヨット受入の環境整備等については、埋立完了前から、県による積極的な協力、支援が必要である。</p>	<p>【港湾課】</p> <p>県埋立部及びアクセス橋梁の整備については、補正予算も活用し、早期完成を目指しております。</p> <p>中城湾港の脱炭素化について、県では、港湾法に基づき民間事業者や沖縄市等の行政機関で構成する協議会を設置し、港湾脱炭素化推進計画の推進に取り組んでおります。また、円滑な土地利用に向けた施設整備、スーパーヨット受入の環境整備等についても沖縄市と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。</p> <p>引き続き、沖縄市及び国等関係機関と密に連携を図りながら、予算の確保等に努め、事業推進に取り組んでいきたいと考えております。</p>
中 2	学校給食費無償化の全額県費負担による早期実施について	世代や地域間格差が生じる事なくかつ安定した学校給食が受けられるよう、全額県費負担による学校給食費完全無償化の公約を、一刻も早く実現していただきたい。	<p>学校給食費無償化については、昨年5月、中学生の学校給食を無償にする市町村に対し費用の半分を県が補助する制度を2025年度から実施すると唐突に知事発表したことを受け、昨年6月6日に沖縄県市長会により全額県費負担による早期実現を求める決議文が手交されたところである。</p> <p>その後、県は、当初示していた学校給食を無償にする市町村への補助から、41市町村一律に半額補助する方針へ転換したものの、中学生のみを対象とする限定的な補助であることから、到底受け入れられるものではない。</p> <p>また、子どもの貧困率が全国比で約2倍となる本県において、知事が重要政策として掲げた「学校給食費無償化」の公約は、子育て世代にとって、まさに切実な願い</p>	<p>【保健体育課】</p> <p>県教育委員会としましては、学校給食費無償化に向けた取組として、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き、中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助し、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでまいります。</p> <p>また、交付金の対象を中学生まで拡大するよう、国に要望してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>であり、補助対象を中学生に限定するとともに、就学援助を除外した支援は、子育て世帯間の格差を新たに生み出すことへつながり、知事の標榜する「誰一人取り残さない沖縄」に相反する取り組みである。</p> <p>子育て支援については、世代・地域間格差が生じる事なく、全県的に安定した学校給食が受けられるよう、早急に全額県費負担による学校給食費無償化を実現していただく必要がある。</p> <p>また、県の財政的理由により段階的に実施するのであれば、完全無償化に向けたタイムスケジュールを明示していただく必要がある。</p>	
中 3	重要港湾を結ぶ新たな重要物流道路として中部東道路の早期事業化と既存物流道路の機能強化について	沖縄本島中部東海岸地域からハシゴ道路ネットワークに連絡する中部東道路の早期事業化の推進と既存物流道路の機能強化を図っていただきたい。	<p>重要港湾である中城湾港の新港地区においては、企業立地が進み、令和5年度立地企業は270社を超え、就業者は6,800名を超える状況となっており、新港地区周辺道路やアクセス道路においても交通量が増え、慢性的な渋滞が発生している。</p> <p>新・沖縄21世紀ビジョンにおいては、「新港地区と那覇空港及び那覇港との連携強化に取り組む必要があり、重要物流道路等の陸上輸送の基盤整備促進」が明記されていることから、既存の物流道路の補完路、代替路として新港地区と沖縄自動車道を結ぶ物流道路の構築が急務である。</p> <p>一方で海中道路で結ばれた平安座島に立地する油槽所からは、沖縄県本島で消費される燃料油の約6割が供給され、平時でも災害時でも安定的な供給が求められてお</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>中部東道路は、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の構想路線に位置付けられた道路であります。</p> <p>令和4年6月には、うるま市、国及び県で構成される中部東道路連絡調整会議が設置され、令和7年度からは、地域の現状や課題、交通状況の確認等を行うために中部東道路計画検討会を立ち上げ、関係者間で継続して意見交換を行っているところであります。</p> <p>引き続き、うるま市や国と連携して、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。</p> <p>また、県道沖縄環状線及び県道36号線と県道等が交差する主要渋滞箇所については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において対策を検討しております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>り、油槽所と空港、重要港湾を結ぶ強固な輸送道路の構築が喫緊の課題である。</p> <p>令和3年に策定された沖縄ブロック新広域道路交通計画で構想路線に位置付けられた「中部東道路」の早期実現は、これらの課題を解決するばかりでなく、沖縄本島中部地域唯一の三次救急医療機関である県立中部病院への所要時間短縮が期待されるなど、地域にとっても大変重要な道路になると認識していることから、ハシゴ道路ネットワークに東西方向に連結する速達性の高い高規格道路が沖縄県の自立型経済の確立及び県民の生命財産を守る重要な道路として「中部東道路」の早期事業化を図る必要がある。</p> <p>また、既存の物流道路として機能している県道沖縄環状線と県道36号線の速達性向上ならびに渋滞解消のため、立体交差化を含めた交差点改良や複車線化等、物流道路の代替路・補完路として機能する整備が必要である。</p>	<p>引き続き、関係機関と連携し、渋滞解消に向けて取り組んでまいります。</p>
中 4	県道伊計平良川線の早期整備について	<p>十分な予算確保を行っていただき、県道伊計平良川線整備の早期完了を図っていただきたい。</p>	<p>県道伊計平良川線道路整備事業については、現在宮城島工区（池味～桃原区間）の一部区間において、用地測量等の実施中であり、完了後用地取得に取り組むと伺っているが、事業計画及び予算措置状況を顧みますと、大幅に進捗が遅れていることが懸念されている。</p> <p>昨年7月に発生した台風第6号において、主要なアクセス道路である「一般農道宮城線」で大規模な土砂崩壊及び擁壁を含む路面崩壊が発生したため、全面通行止めによる交通規制を実施する必要性が生じており、島民の生</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>県道伊計平良川線（宮城島工区）は、うるま市与那城池味から桃原までの延長約4.3キロメートルの道路で、円滑な交通の確保、観光施設へのアクセス向上を図ること等を目的に、平成24年度から事業に着手しております。</p> <p>現在、用地取得等に取り組んでいるところであり、引き続き、予算の確保に努めるとともに、うるま市と連携を図りながら、事業推進に向け取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>活・生命線としてのライフライン並びに緊急輸送道路としての役割及び観光客にとって安心・安全に資する道路としての役割を担う本路線の整備は非常に重要である。</p> <p>本路線整備に対する十分な予算を確保していただき、早期の整備完了を図っていただく必要がある。</p>	
中 5	勝連半島一周道路にかかる（仮称）勝連半島南側道路の整備と県道37号線の老朽化対策について	（仮称）勝連半島南側道路の早期事業化と、県道37号線の維持・補修に係る早期整備を図っていただきたい。	<p>（仮称）勝連半島南側道路は、平成30年度より環境アセスメント調査が実施され、（米軍用地の共同使用手続きに期間を要しており、）まもなく6年経過するところである。</p> <p>当該事業は、16万トン級クルーズ船の受け入れが可能となった中城湾港と世界遺産勝連城跡、その先に繋がる海中道路や島しょ地域など観光拠点を結ぶネットワークとして、うるま市の文化観光資源を活用した地域活性化に欠くことの出来ない事業として位置づけられており、うるま市が実施している関連事業は着実に進捗が図られている中、当該事業の早期事業化を図る必要がある。</p> <p>また、（仮称）勝連半島南側道路の延長で接続される既存の県道37号線は、老朽化が激しく、安全走行上の危険性が懸念されるとともに、快適性も損なわれていることから、大規模な舗装補修を講じていただいているところであるが、老朽化し、損傷のある箇所は未だ存在している。うるま市においては金武湾を望みながら島しょ地域へと繋がる観光ロードとして重要な道路であることから、抜本的な道路改良を行う必要がある。</p>	<p>【道路街路課、道路管理課】</p> <p>勝連半島を一周する県道の整備については、当該地域の観光振興や地域活性化、防災対策等のため、必要性を認識しております。</p> <p>県では、これまでに沖縄県環境影響評価条例に基づく米軍施設用地外の環境調査を完了しております。</p> <p>今後、米軍施設用地内の環境調査を行う必要があることから、施設用地内への立ち入りの許可が得られるよう、沖縄防衛局及びうるま市と引き続き調整を行ってまいります。</p> <p>県道37号線は、令和元年度から交通量に対応した舗装構成となるよう補修工事を行っており、令和7年度は海中道路西口交差点の舗装補修を完了しております。</p> <p>残りの区間に関しては引き続き対策を進めていきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 6	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員について	各小中学校に配置しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、配置時間・日数を増やしていただきたい。	不登校児童生徒が年々増加しており過去最多を更新し続けている。現在、市内各小中学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが配置されているが、配置時間・日数が十分ではなく、カウンセリング等の順番待ちをしている状況である。こども青少年課の心理士による定期相談も増加により逼迫し新規受付をストップしていることから、各小中学校に配置しているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員し、配置時間・日数を増やし、校内支援体制を強化する必要がある。	<p>【義務教育課】</p> <p>不登校児童生徒数の増加は喫緊の課題であると認識しております。そのため、県教育委員会では不登校緊急対策の取組を計画しており、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについても、従来の国庫補助事業に加え、時限的に県単独事業で市町村への支援強化を図ることとしております。</p> <p>また、不登校児童生徒への支援を充実させるには、学校設置者である市町村の主体的な取組も不可欠と認識しております。</p> <p>つきましては、市町村におかれましては、独自のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、校内教育支援センターの設置拡充等、支援体制の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。</p>
中 7	宜野湾横断道路（普天間飛行場の西側区間）早期事業化について	宜野湾横断道路（普天間飛行場西側の区間）について、普天間飛行場の返還時期によらず、早期事業化をしていただきたい。また、道路線形及び沖縄西海岸道路との接続方法については、早急に決定していただきたい。	<p>宜野湾横断道路（以下「当該道路」という）は、広域道路ネットワーク計画に位置付けのある重要な路線であり、調査中の東側区間も含め、国道329号から沖縄西海岸道路まで、沖縄県の東西を結ぶ高規格道路としての役割が期待されている。</p> <p>また、普天間飛行場返還跡地のまちづくりを支える重要路線でもあり、那覇空港等からの速達性の観点等、跡地整備や沖縄振興に大きく影響を及ぼす路線である。</p> <p>当該道路の西側終点部は、大山土地区画整理事業区域を通過する予定であり、事業実施に向けて、当該道路の位置決定及び用地確保方策等の決定が急務となっている。</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>宜野湾横断道路は、国道329号から普天間飛行場を横断し、沖縄西海岸道路までを繋ぐ、普天間飛行場の跡地利用において重要な道路であると認識しております。</p> <p>宜野湾地区については、新広域道路交通計画の構想路線と位置付けられており、沖縄西海岸道路との接続方法等も含め、引き続き宜野湾市や国と連携して、事業化の可能性を検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>沖縄県からは、普天間飛行場返還時期が示されていない状況では、公共施設管理者負担金の事前協議は困難との回答を受けているが、返還決定後の用地確保では将来的な当該道路の整備が困難となる可能性があり、区画整理事業への悪影響も懸念される。</p> <p>また、普天間飛行場の返還が実現されるまでの間、基地周辺において先行して整備可能な道路網の早期整備を実現することで交通ネットワークの充実を図る必要がある、このことが将来の跡地利用の円滑化にもつながるものである。</p> <p>沖縄県全体の振興に大きく寄与する路線であるため、当該道路を大山土地区画整理事業に位置付け、現時点での用地確保が図られるよう、普天間飛行場の返還時期によらない、早期事業化を行う必要がある。</p> <p>特に、その前提条件として必要な、道路線形及び沖縄西海岸道路との接続方法については、早急に決定する必要がある。</p>	
中 8	国民健康保険の安定的な財政運営の取組みについて	保険料（税）水準統一に向けて各市町村が取り組めるよう税率改定を実施し、赤字解消等の国保財政健全化に取り組んでいる市町村に対して財政支援を行うな	現在、保険料（税）水準統一の時期について見通しが立たない状況である。統一に向けて取り組むにあたり、法定外繰入を全市町村が解消すること等が必要である。そのため、税率改定等を実施し、赤字解消など財政健全化に取り組んでいる市町村に対しての財政支援や医療費水準の格差を縮小する取組みについても、市町村と十分に協議するなど、県は積極的に保険料（税）水準統一に向けて、沖縄県国民健康保険の安定的な財政運営に繋がるよう取り組む必要がある。	<p>【国民健康保険課】</p> <p>保険料（税）水準の統一については、第1期、第2期国保運営方針において、令和6年度からの実施を目指すものとしていたところですが、医療費水準を始めとする統一に向けた環境整備が整っていないとして、第3期国保運営方針では令和6年度からの実施は見送り、統一に向けた環境整備を図るため、令和6年度からの新たな取組として、納付金算定における医療費水準の反映を50%（$\alpha=0.5$）に見直し、それに伴う納付金上昇市町村への</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>ど、積極的に国民健康保険の安定的な財政運営に繋がる取組みを行っていただきたい。</p>		<p>上昇分の補てん、また医療費水準格差是正のため、医療費適正化が図られた市町村に対する交付金の交付を実施しているところであります。当該取組の実施等により医療費水準の市町村格差が縮小した場合は、統一に向けた取組を加速化することとしておりました。</p> <p>しかし、令和6年6月「骨太方針2024」の閣議決定を踏まえた「保険料水準統一加速化プラン」の改定において、各都道府県における統一の目標年度設定が必須とされたことから、本県においても第3期国保運営方針の見直しが必要と考えているところです。</p> <p>県では、引き続き各市町村と十分に協議するなど、連携し取り組んでいきたいと考えております。</p>
中 9	<p>障害福祉サービスの安定的な提供に係る財政支援について</p>	<p>障害福祉サービスの安定的提供のため、沖縄県重度障害者に係る市町村特別支援事業の補助に関する予算を増額していただきたい。</p>	<p>障害者福祉サービス給付に対する障害者自立支援給付費国庫負担金の算定において、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）には国庫負担基準額（以下「基準額」という。）が存在し、それを超過する経費については算定の対象外となっており、宜野湾市においては基準超過額が数億円規模となっていることから、基準超過額を負担する本市財政を圧迫している状態が続いている。</p> <p>一方で、基準額を超過する市町村に対しては、県補助事業である「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」において補助金が交付されるものの、当該補助金に係る予算額は県全体で1千万円程度となっており、宜野湾市における基準超過額の負担軽減に資する額には到底及ばない状況である。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>沖縄県重度障害者に係る市町村特別支援事業は、重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準を超えている市町村のうち、一定の要件を満たした市町村に対して補助を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援するものであります。</p> <p>県としましては、市町村におけるサービス利用状況や他県の状況等を踏まえながら、引き続き対応について検討してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>このような事情も勘案し、県においては「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」の予算を大幅に増額し確保する必要がある。</p>	
中 10	宜野湾市西 海岸エリア における沖 縄県の考え 方について	<p>沖縄コンベンションセンター、宜野湾港マリーナ、宜野湾海浜公園及び本市西海岸地域における連携及び新沖縄21世紀ビジョンにおける本市西海岸地域の沖縄県の考え方についてお示しいただきたい</p>	<p>宜野湾市の西海岸地域においては、沖縄コンベンションセンター、宜野湾港マリーナ、宜野湾海浜公園等賑わいの創出できる施設が立地しているところである。併せてホテルや商業施設といった観光施設も立地し2月のプロ野球のキャンプ時には県内外から多くのファンが訪れるなど本県の観光振興に寄与しているものと思慮される。</p> <p>一方、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」においては、「第6章 県土のランドデザインと圏域別展開」の中で、本市を含む中南部都市圏について、アジアの都市圏に比肩する都市圏の形成を目指すとし、西海岸地域においては、「世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート等の形成を図る」と記載されておりますが、何ら沖縄県より個別計画等示されていない状況であると認識している。</p> <p>今後、本市においては「仮設避難港地区における地区計画」を定める必要があることから点の整備ではなく本市西海岸地域を面として整備するためにも、沖縄コンベンションセンター、宜野湾港マリーナ等の沖縄県の施設について今後のあり方や「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」について沖縄県の考え方についてお示しいただく必要がある。</p>	<p>【企画調整課】</p> <p>新・沖縄21世紀ビジョン基本計画では、中部圏域の持続可能な基幹都市の形成に向け、西海岸地域の海浜、公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ等の集積を生かして観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を図ることとしております。</p> <p>新・基本計画の施策展開にあたっては、国、県、市町村、企業や団体、大学、県民など各主体が各々の役割を果たすとともに、連携・協働し、一体となって取り組んでいく必要があることから、県においては、引き続き関係市町村等と連携を図りながら、同計画に基づく個別の各施策を着実に推進してまいります。</p> <p>【MICE 推進課】</p> <p>沖縄コンベンションセンターについては、MICE ニーズを踏まえた適切な維持管理を通して施設利便性と利用者満足度の向上を図ることにより、MICE 機能の維持向上に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>【港湾課】</p> <p>新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を図ることを位置付けております。</p> <p>県では、将来像の実現に向け、マリーナや隣接する港湾施設の整備、管理運営等に民間の創意工夫を取り入れるなど、宜野湾市等と連携して取り組んでまいります。</p>
中 11	沖縄県道「宜野湾北中城線」について	西普天間住宅地区供用に伴う県道宜野湾北中城線の渋滞対策及び交通体系の考え方をお示しいただきたい。	令和7年1月に琉球大学病院の開院、令和7年4月には琉球大学医学部の開学又、西普天間住宅地区の供用開始を迎えるなか沖縄県道宜野湾北中城線の渋滞が顕著になることが想定されているところである。そのため沖縄県において当該道路の渋滞対策及び今後の交通体系の見直し等お考えがあるのかお示しいただく必要がある。また、渋滞対策においては、地域の事業者に大きな影響が懸念されることから通り会などと意見交換等を実施し渋滞対策を実施するのかお示しいただく必要がある。	<p>【交通戦略推進課】</p> <p>琉球大学病院等の移転により、県道宜野湾北中城線等において、自動車交通量の増加が想定されていることから、必要な交通対策について調整、その進捗確認等を行うことを目的とした、宜野湾市、琉球大学及び県を構成員とする「西普天間交通対策WT」を設置しております。渋滞対策については、本WTにおいて意見交換したところ です。</p> <p>中南部都市圏の骨格軸を形成する基幹バスシステムの導入に向けては、当該道路も含め、規制を伴わない協力型バスレーンの実証実験を検討しており、沖縄県公共交通活性化推進協議会の中で、行政機関や交通事業者も含めて協議を行い、取組を進めているところです。通り会などとの意見交換については、市と連携し、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。</p> <p>【道路街路課】</p> <p>沖縄本島内の渋滞対策については、沖縄地方渋滞対策推進協議会において、主要渋滞箇所特定された交差点</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>の対策等を実施しており、県道宜野湾北中城線関連では伊佐交差点、普天間交差点が特定されております。</p> <p>引き続き、宜野湾市や関係機関と連携し、渋滞対策に取り組んでまいります。</p>
中 12	嘉手納漁港の航路の浚渫について	嘉手納漁港における航路浚渫工事を早急に実施していただきたい。	<p>嘉手納漁港では、県による「水産物供給基盤機能保全事業」の開始によって、施設の機能復旧工事が令和6年度から開始されているが、前倒しで実施される予定であった航路浚渫工事が、令和6年度の入札不調により次年度に再度入札することとなったとの説明があった。</p> <p>これまでも要望してきた通り、嘉手納漁港のある比謝川の下流域では、日々土砂の堆積が蓄積され、水深が浅いことにより漁船の対面航行ができず、双方が譲り合う片側航行をしなければならないといった状況が続いており、嘉手納漁港を活動拠点とする漁民の活動に支障が出ている。</p> <p>令和7年度は、入札不調とならないよう適切な対応を行い、航路浚渫工事を確実に実施することにより、早急に漁民の漁業活動を改善する必要がある。</p>	<p>【漁港漁場課】</p> <p>嘉手納漁港においては、水産物供給基盤機能保全事業により令和5年度に航路上の土砂の堆積状況の調査を終え、令和7年度から浚渫工事に着手したところですが、引き続き、令和8年度においても航路及び泊地浚渫工事を予定しており、令和9年度完了に向けて地元漁協等関係者と連携しながら進めてまいります。</p>
中 13	海岸堤防強化について	防災・安全交付金及び海岸メンテナンス事業費の予算を確保し、高潮・高波対策工事を早期に完了していただきたい。	平成30年9月に襲来した台風24号は、沖縄県に甚大な被害を及ぼし、嘉手納町においても町域の沿岸部である水釜海岸に面する西浜区地域を中心に、暴風と高潮、高波により既存堤防の一部が破壊され、押し寄せる高波が堤防を越波し、町道の冠水や家屋の浸水、ブロック塀の崩壊、車両の水没等の被害を受けた。地元住民からは、同様の災害発生による生活再建の不安や既存堤防の強度に対する懸念の声が上がり、早期の対策が求められてい	<p>【海岸防災課】</p> <p>水釜海岸は、平成30年の台風24号の被災を受け、令和元年度より高潮対策事業を実施しており、令和3年度から予算確保を図るため、防災・安全交付金を活用し、住宅地域を優先的に整備しているところであります。</p> <p>また、兼久海岸については、平成27年度より事業を実施しており、令和4年度より防災・安全交付金から海岸</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>る。現在、国の補助事業を活用し整備を推進していただいているところであるが、近年における台風は大型化し、かつ、多発傾向にあり、いつ同様の被害が発生してもおかしくない状況である。</p> <p>これまで県に対し継続した予算の確保を要望し、被災地域を中心に整備を推進して頂いているが、被災から5年が経過した令和5年度末における事業の進捗率は、19%に留まっている。については、北側住宅地域の高潮・高波対策工事の早期整備完了を図っていただくとともに、南側の未整備区域についても、その近隣で町による兼久海浜公園のリニューアル工事が控えていることから、早期に工事を完了していただく必要がある。</p>	<p>メンテナンス事業へ移行し、老朽化対策事業を推進しております。</p> <p>引き続き、積極的に補正予算の活用も図りながら、早期の事業完了に向けて取り組んでまいります。</p>
中 14	大型MICE施設の確実な整備等について	大型MICE施設の令和11年3月供用開始に向け、課題解消及び再公告に向けた取り組みを推進していただきたい。	<p>西原町及び与那原町にまたがる大型MICE施設整備計画については、令和6年9月の入札不調を受け、県の目標としている令和11年3月の供用開始に遅れが生じる見込みとなっている。</p> <p>平成27年5月に中城湾港マリンタウン地区が建設地として決定して以降、町民や町内事業者の期待が高まる一方、当初予定されていた令和2年供用開始からの大幅な遅延や施設規模の縮小など、大型MICE施設建設の実現性に対する不安の声も高まっている状況である。</p> <p>大型MICE施設整備については、両町のみならず、沖縄県東海岸地域の発展に大きく寄与する事業であることから、その整備については確実に実施いただくとともに、目標としている令和11年の供用開始に向け、入札不調の</p>	<p>【MICE 推進課】</p> <p>大型 MICE 施設整備事業については、前回入札不調となった要因を踏まえて、ホテル整備事業者を別途に公募する方針のもと、事業条件等の見直しを進めているところです。</p> <p>今後は、事業者の公募に向けた実施方針の策定など、PFI 法に基づく手続きを進め、令和 15 年度上半期の供用開始に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			原因究明及び早急な再公告の実施について、県をあげて全力で取り組んでいただく必要がある。	
中 15	県において実施予定の学校給食費無償化の対象に就学援助対象者も含めること等について	県において実施予定の学校給食費無償化の制度設計等について、あらためて検討していただきたい。	<p>県においては、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」として、令和7年度より中学生の学校給食費の1/2相当額の補助を開始し、学校給食費の無償化に向けた取組を進めているところであるが、現在の県教育委員会の制度説明では、補助対象者から就学援助対象者を除くこととしており、その理由として、準要保護児童生徒関係費への交付税措置が挙げられている。</p> <p>県の学校給食費無償化への姿勢については大変評価しており、今後も人口減少対策、子育て世帯支援として積極的に推進していただきたい施策であると考えているが、西原町の令和5年度決算ベースによる試算によると、就学援助費決算額56,690千円に対し、準要保護費用にかかる基準財政需要額算定額が19,930千円となっており、こども貧困緊急対策支援事業費県補助金として県より直接交付された3,897千円を加味した場合においても、32,862千円の財源不足が生じている。さらに、基準財政収入額（準要保護措置見合分）を加味した交付税交付額ベースで試算した場合においては、45,402千円の財源不足となり、安定した財政運営が厳しい状態となっている。</p> <p>就学援助対象者も補助対象者に含めることで各市町村においてはこれまで財源不足を理由として取り組むことのできなかつたあらたな子育て世帯支援策等の財源とし</p>	<p>【保健体育課】</p> <p>県教育委員会としましては、学校給食費無償化に向けた取組として、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き、中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助し、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでまいります。</p> <p>また、就学援助制度は、学校教育法に基づき市町村に実施義務があり、市町村への地方交付税において地方財政措置がなされているところです。そのことから、就学援助制度に係る市町村の負担については、地方交付税制度の中で検討がなされるべきものと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>て活用の幅が広がるため、学校給食費無償化に向けた制度設計について、あらためて熟考いただく必要がある。</p> <p>また、現行の就学援助制度における各市町村の財源の実態についても的確に捉えていただき、県補助金の拡充についても併せてご検討いただくとともに、国に対し、地方交付税措置額の拡充についても強く訴えていただく必要がある。</p>	
中 16	(仮称) 沖縄読谷線及び沖縄西海岸道路に係る整備について	<p>返還予定の有無に関わらず、(仮称) 沖縄読谷線を都市交通体系マスタープラン等の県関連計画へ位置付けていただきた</p> <p>い。</p> <p>また、国道58号の渋滞緩和及び観光施設へのアクセス向上など地域活性化のため、沖縄西海岸道路(読谷道路)の早期完成及び嘉手納バイパスの整備についても併せて早急に進めるよう、国へ要</p>	<p>沖縄中部地域においては、中央に広大な米軍基地が位置していることから、東西連結のハシゴとなる道路が十分とはいえない状況にある。特に、沖縄市ー読谷村間については、米軍嘉手納弾薬庫地区により、沖縄自動車道とのアクセスや緊急医療施設へのアクセス、沖縄市北部地域、うるま市中城湾地域とのアクセスなども迂回を余儀なくされている。</p> <p>中部広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においても広域的な位置付けとして、機能分担や連携が図られたコンパクトな市街地と各地域の拠点を結ぶ道路や公共交通などのネットワークを形成していく必要があると記載されており、シームレスな交通体系の構築や、医療施設や福祉施設の連携強化、東海岸と西海岸の人の流れ、物流の効率化の観点などからも、東西幹線となる道路を整備することは広域的都市計画を形成するうえで必要不可欠である。</p> <p>よって、SACO合意や米軍再編の返還予定地に含まれていないなど、具体的な基地の整理縮小が見込めない状況にあっても、共同使用などの可能性を調査研究するため</p>	<p>【都市計画・モノレール課、道路街路課】</p> <p>(仮称) 沖縄読谷線については、米軍施設嘉手納弾薬庫地区を横断する道路と認識しております。当該地区が日米で合意された返還予定地に含まれておらず、現時点では都市交通マスタープラン等への位置づけは困難な状況であります。</p> <p>各地域の拠点を結ぶ道路や公共交通などのネットワークの形成に向けては、沖縄自動車道等へのアクセス向上に資する(仮称) 池武当インターチェンジの整備に取り組んでおります。</p> <p>また、沖縄西海岸道路は、読谷村から糸満市に至る延長約50kmの高規格道路であり、国において整備が進められております。</p> <p>今後とも、関係市町村と連携し、沖縄西海岸道路の整備促進を国に要請していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		望していただきたい。	<p>にも（仮称）沖縄読谷線を県関連計画に構想路線等として位置づけていただく必要がある。</p> <p>また、読谷村に係る幹線道路である国道58号では、渋滞緩和及び周辺観光施設へのアクセス向上、地域活性化のために沖縄西海岸道路（読谷道路）の整備を行っているが、その早期完成及び嘉手納バイパスの整備についても併せて早急に進めるよう、国へ要望していただく必要がある。</p>	
中 17	既返還跡地（読谷補助飛行場跡地及び瀬名波通信所跡地）の支障除去について	<p>既返還跡地（読谷補助飛行場跡地及び瀬名波通信所跡地）についても「沖縄における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に準じた支障除去を講じていただきたい。</p>	<p>平成18年に返還された読谷補助飛行場跡地について、これまで軍用地として使用されていた間、フェンス等が設置されていなかったため不法投棄がされ、地中より廃棄物等が出土している状況にある。</p> <p>同跡地においては、平成25年度より県による土地改良事業が実施されたが、事業区域内で廃棄物が出土し、あわせて有害物質も検出されたため、当該地を除外することとなった。</p> <p>また、同跡地の区画整理事業においても、廃棄物の処理により事業計画を延長せざるを得なく保留地の販売等、事業に多大な不利益を被っている。</p> <p>同時期に返還された瀬名波通信所跡地など、今後整備予定の返還跡地についても廃棄物等が出土する可能性があり、跡地利用計画への影響が懸念される。</p> <p>については、軍用地として使用された間の不法投棄（廃棄物）の処理として国の施設管理責任のもと、早急に一括処理していただく必要がある。</p>	<p>【県土・跡地利用対策課】</p> <p>引渡し後の返還跡地で発見される廃棄物等については、国の責任において対応されるべきと考えております。</p> <p>県としましては、引き続き、軍転協や関係市町村と連携して、国の責任で対応していただくよう働きかけてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
中 18	中部広域都市計画への移行について	中部広域都市計画区域移行について早急に県の方針を示していただきたい。	<p>昭和47年に沖縄県によって那覇広域都市計画区域に指定され、昭和49年に市街化区域、市街化調整区域を分ける区域区分の決定が行われた。現在、中城村、北中城村の市街化調整区域の割合が8～9割であり、市街地形成が抑制されている。</p> <p>一部の地域では緩和区域が設定され、第三者でも自己用の戸建て住宅が建築できるようになったが、未だに二世帯住宅や共同住宅、事務所すら建築できないなど、地権者にとっては土地活用による「自由な経済活動」ができない状況が続いている。</p> <p>今後の沖縄振興や魅力ある両村の発展には、商業施設、宿泊施設、観光関連企業等の立地が重要であると考えているが、規制が厳しいために企業誘致もままならない状況である。そのため、沖縄県によって市街化区域、調整区域が指定される那覇広域都市計画区域から、用途地域指定ができる中部広域都市計画区域へ移行できるよう要望してきた。</p> <p>両村では、令和5年10月に、「中城村・北中城村共同まちづくり計画」の策定を行った。現在、区域区分を廃止した場合の無秩序な市街化防止や計画的な市街化の誘導について、立地適正化計画及び土地利用計画の策定に向けて取り組んでいる。両村の中部広域都市計画区域移行について、対応方針を示していただく必要がある。</p>	<p>【都市計画・モノレール課】</p> <p>中城村・北中城村では、地域が求めるまちづくりの実現のため、「共同まちづくり計画」に基づく土地利用計画及び立地適正化計画の検討を進めていることは承知しております。</p> <p>沖縄県としては、都市計画基礎調査の分析結果や都市交通マスタープラン等の検討を踏まえ、沖縄本島中南部都市圏域のあり方を示す「圏域マスタープラン」の策定に着手しており、有識者会議及び関係市町村との意見交換に取り組んでいるところです。引き続き、関係機関と連携し将来の広域的な都市計画のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
中 19	宜野湾横断道路東側区	宜野湾横断道路東側区間を普天間基地返還に先駆け	令和2年度に国道329号西原バイパスが都市計画に決定され、国直轄事業として設計等が着々と進められており、令和13年度の供用開始が予定されている。周知のと	【道路街路課】

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	間の早期着工について	て早期に着工していただきたい。	<p>おり、国道329号西原バイパスが整備される東海岸地区にはMICE施設の建設が予定されており、沖縄経済の起爆剤となることが期待されている。しかしながら、MICE施設の周辺地域には宿泊施設が少なく、国際会議や大規模な展示会等の開催を誘致するには、宿泊施設を有する中北部や西海岸との動線を確保することが急務と考える。</p> <p>そのためにも、国道329号西原バイパスと沖縄自動車道を繋ぐ宜野湾横断道路（東側区間）の早期整備が必要である。</p> <p>国道329号（中城村字津覇）を終点とする宜野湾横断道路の東側区間を先行整備するだけでも、「ハシゴ道路ネットワークの強化」、「救急医療体制の強化」、「防災避難体制及び物資輸送力の強化」、「東海岸サンライズベルト構想への寄与」「中城IC周辺の新たなまちづくり」等の効果が期待でき、中城村のみならず、東海岸地区、ひいては沖縄県全体の振興に寄与するものと思慮されることから、早期の事業化が必要である。</p>	<p>宜野湾横断道路は、国道 329 号から普天間飛行場を横断し、沖縄西海岸道路までを繋ぐ、普天間飛行場の跡地利用において重要な道路であると認識しております。</p> <p>県では、宜野湾横断道路（中城地区）について、現在、橋梁及び地すべり対策等の検討に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、国や関係機関と連携・協力しながら実施可能な取組を推進してまいります。</p>
中 20	護岸の老朽化対策について	中城村久場～北中城村熱田間の護岸について、老朽化対策を実施していただきたい。	中城村久場～北中城村熱田にかけて築造された護岸は、琉球政府時代に築造された護岸だと思われる。現在、老朽化が著しくこのままでは崩壊の危険性があり、今後台風や高波が発生した場合には甚大な被害になることが予想される。海岸保全区域に入っていないため、事業化が困難とのことだが、護岸が崩壊する前に海岸保全区域に指定し、対策を行う必要がある。	<p>【海岸防災課】</p> <p>中城村久場から北中城村熱田にかけた護岸については、既設護岸の老朽化調査を完了し、令和7年度から、予備設計を実施しております。今後は、当該設計を踏まえ、事業化に必要な海岸保全区域等の指定に向けて取り組んでまいります。</p>

II 各地区提出要望事項

3 南部地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 1	南部地域における道路交通網の整備について	<p>① 本島南部の東部地域から南風原町内を結ぶ南部東道路の早期供用に向けた予算確保及び体制強化による整備促進を図るとともに南城つきしろICからの延伸を実現していただきたい。</p>	<p>南部東道路は、本島南部の東部地域から那覇空港や県都那覇市を結び、さらに本島中北部地域への連絡道路として、重要な役割を果たす道路で沖縄県道路整備プログラム（2023年3月沖縄県土木建築部）にハシゴ道路ネットワークとして位置づけられ、世界文化遺産の「斎場御嶽」や神々の島「久高島」など、多くの観光拠点を有する南城市から那覇空港自動車道や周辺の国道・県道を結ぶ広域ネットワークを形成する重要な路線である。</p> <p>特に南城市は三方を海に囲まれ、海拔の低い地域に多くの市民が暮らしているほか、昨今の地球温暖化による大型台風の襲来に加え、沖縄近海を震源とする地震による津波発生も指摘され、南城市東部地域の災害時における住民及び観光外来者の避難・救助・物資供給等を担う道路構築が急務となっている。</p> <p>当該道路は、平成23年4月に事業着手し、平成30年3月には那覇空港自動車道への直接乗入れの計画変更が認められ、その整備効果は、広域的な交通及び物流面の利便性が飛躍的に向上し、本県の均衡ある発展に大きく寄与するものと期待されている。</p> <p>しかしながら、平成23年度の事業着手から14年が経過しているが、これまでの進捗状況から、現在目標とする2020年代後半の全線供用（暫定2車線）開始も全く見通せない状況にある。</p> <p>また、南城市では令和6年8月に県内初出店となるコストコ沖縄南城倉庫店が開業し、開店時には想定以上の来店客により、アクセス道路となる県道86号線と県道137号線及び周辺道路において大規模な交通渋滞が発生</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>南部東道路については、予算規模に応じた適切な職員配置に加え、用地買収等の業務において、沖縄県土地開発公社や民間コンサルタントを活用するなど、事業推進に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、事業予算の確保に努めるとともに、南城市と連携を図りながら、事業を推進してまいります。</p> <p>南城つきしろICからの延伸については、事業化区間の整備を推進しつつ、整備効果等の調査検討を進めることとしております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>し、依然として土日祝日や時間帯において交通量増加による交通渋滞によって、住民生活や地域の経済活動に支障を来している。今後もコストコ周辺において商業施設等の開発が見込まれており、更なる交通渋滞の発生が懸念されるなど当該道路の整備の遅れは、住民生活の利便性のほか、観光や災害面からも大きな課題となっている。</p> <p>こうした状況から、事業化区間（暫定2車線）の早期全面開通に向けた整備促進と南城つきしろICからの延伸及び全線4車線化の実現に向けて事業を推進する必要がある。</p>	
		<p>② 国道507号・八重瀬町東風平から同町具志頭までの区間と津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの区間を早期整備していただきたい。</p>	<p>国道507号八重瀬道路は、那覇東バイパスを起点として八重瀬町の島尻教育事務所付近までの区間においては都市計画道路として整備事業が推進されている。</p> <p>津嘉山バイパスについては、平成26年4月に全線供用されたところであるが、八重瀬町東風平から終点の具志頭交差点までの区間においては、当初計画の平成28年完成供用から令和6年完成供用へ期間が延長されているが、令和5年度現在の交付金事業費ベースの執行率は42%となっており、現状においては完了の時期が不明である。また、国道507号と県道131号線が交差する座喜味交差点は右折帯がなく、朝夕問わず交通渋滞が発生するなど通勤等に影響を来している状況もあることから、慢性的な交通渋滞の緩和対策のほか、歩行者の安全対策やバス停上屋の設置及び無電柱化対策を含め早期整備が望まれている。</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>国道507号八重瀬道路については、現在、東風平交差点付近において道路改良工事や用地取得等を鋭意進めております。</p> <p>また、東風平中学校前から具志頭交差点までの区間については、交差点部の暫定的な改良や歩行者の安全対策を行いながら、用地取得にも取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>引き続き、予算の確保に努めるとともに、八重瀬町と連携を図りながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。</p> <p>津嘉山北土地区画整理事業区域の南端から津嘉山南交差点に至る国道507号現道部の整備については、仲井真津嘉山線の進捗、将来の管理主体等の協議を踏まえ、関</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>また、津嘉山自動車学校前から那覇糸満線までの未整備区間については、歩道が狭く、バスの運行が多い路線にも関わらず、バス待ち空間が確保されておらず、さらに、都市計画決定から29年が経過し沿線の建物も老朽化が進み、まちづくりへの影響や地震などの自然災害の際には甚大な被害が想定され、周辺地域の整備に大きな支障を来す恐れがある。</p> <p>こうした状況から、当該路線は南部地域を唯一縦断する国道507号とあわせて当該地域の活性化や主要幹線道路を形成する骨格道路として寄与するものであり、早期に事業を完了する必要がある。</p>	<p>係市町村と連携しつつ、検討していきたいと考えております。</p>
		<p>③ 那覇空港自動車道（小禄道路）の整備促進及び瀬長交差点の改良を図っていただきたい。</p>	<p>那覇空港自動車道（小禄道路）は、沖縄自動車道と一体となって、沖縄本島全域と那覇空港間の定時性・速達性を確保し、観光産業や物流の効率化を支援するとともに、那覇市内及び南部地域の交通渋滞の緩和に資する重要な道路である。</p> <p>令和5年度から那覇空港自動車道（小禄道路）の整備に伴い、名嘉地ロングランプが取り壊しされ、ランプ撤去箇所付近の道路整備工事の影響によって周辺道路の渋滞がより厳しくなっていることから、交通渋滞対策を引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、本工事の影響に伴い糸満工業団地立地企業へは、高速道路を利用する際は那覇糸満線を通過し、南風原南ICを利用するよう呼びかけられており、阿波根（東）交差点の更なる渋滞と交通事故が懸念されること</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>小禄道路については、国に確認したところ、引き続き、橋梁上下部工、改良工事を推進するとともに、早期整備に向けて、鋭意事業推進を図っているとのことです。</p> <p>また、小禄道路の工事に伴う周辺道路の渋滞対策としては、瀬長交差点をはじめ赤嶺交差点、豊見城・名嘉地ICや名嘉地交差点等の右折レーン設置工事等を実施しており、道路利用者への小禄道路の工事及び規制に関する情報提供を行っているとのことです。関係自治体におかれましては、引き続き地域への情報提供等のご協力をお願いしたいとのことです。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>から、同交差点において交通事故防止の観点から、右折専用レーン設置の事業化が必要である。</p> <p>さらに、当該道路の整備とあわせて、瀬長交差点に隣接する与根地区においては土地区画整理事業が進捗中であり、令和2年8月の友愛医療センターの開院に引き続き、令和4年3月には、レンタカーステーション及び大型物流倉庫の開業に伴い交通量が増加しており、糸満市においても、昨年度事業認可を受けた真栄里土地区画整理事業地区や、現在進行中である南部病院跡地等造成事業の整備計画からも国道331号については、さらなる交通量の増加が見込まれることから、交通渋滞対策として瀬長交差点の改良も必要となる。</p> <p>こうした状況から、那覇空港自動車道（小禄道路）の早期整備及び周辺交通渋滞対策が必要である。</p>	
南 2	南部地域における軌道系を含む新たな公共交通システムの整備について	南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について調査検討をしていたきたい。	<p>現在、沖縄県の鉄軌道の概略ルートは那覇～名護間となっており、那覇以南の区間は採算性の低下を招くとして除外されている。</p> <p>また、モノレールの延伸についても費用便益や採算性の課題から構想が進展していない状況である。</p> <p>那覇市周辺の慢性的な交通渋滞は、観光や物流、産業活動の発展の大きな阻害要因となっており、加えて、今後の南部地域については、新たなリゾートホテルや水産物地方卸売市場の開業、物流団地の整備など更なる発展が見込まれ、交通需要のより一層の増大が予想される。</p> <p>これらの状況の改善には、自家用車及びレンタカーの利用から新たな公共交通への転換が必要であり、そのた</p>	<p>【交通戦略推進課】</p> <p>県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に関係市町村や交通事業者で構成する連携交通会議を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な地域公共ネットワークのあり方について、市町村と協働で検討を進めているところです。</p> <p>県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考え</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>めには定時定速性が確保できる軌道系公共交通の導入が最も有効であると考えられることから、将来的な交通需要の増加を踏まえて軌道系交通導入による住民生活環境の向上、観光振興の推進、地域経済の生産性の向上などの視点から、南部地域への軌道系を含む新たな公共交通システムの導入について引き続き調査検討が必要である。</p> <p>あわせて、豊見城市においては慢性的な交通渋滞をはじめ、路線バスの運転手不足問題、入域観光客数の増加、道路環境整備等に伴う交通移動者増及び周辺地域の開発需要拡大など様々な課題を解決するため、新たな公共交通として都市型ロープウェイの導入を検討していることから、こうした市町村独自の取組に対し、沖縄県による助言や予算獲得の支援・協力が必要である。</p>	<p>ており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に関係市町村や交通事業者で構成する連携交通会議を設け、南部地域の交通状況や地域の課題を整理し、最適な地域公共ネットワークのあり方について、市町村と協働で検討を進めているところです。</p>
南 3	バスの再編について	南部地域の移動利便性の向上を図るため、バス路線の再編と路線バス事業の県営化も含めた持続可能な地域公共交通の維持・確保策について検討していただきたい。	<p>那覇市を含む南部地域の交通渋滞は深刻な課題であり、渋滞による経済損失は計り知れないものがある。</p> <p>交通渋滞を緩和するためには、自動車中心の移動から様々な交通手段を活用できる環境づくりが必要である。その中でも、持続可能な地域公共交通の役割は重要であり、運行本数の見直しやバス路線の再編が必要であることから、県が中心となって市町村とともに路線再編の準備を進める必要がある。</p> <p>また、運転手不足等の影響により、バスの減便等が進むなど、県民の足である公共交通は崩壊しかねない。</p>	<p>【交通戦略推進課】</p> <p>県は、路線バスをはじめとする公共交通について、県民や観光客の移動手段として重要な役割を担っており、それを確保・維持することが重要であると考えております。</p> <p>県民及び観光客の移動利便性向上等を図るためには、鉄軌道の導入と併せて、骨格軸と地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの充実を図る必要があると考えており、沖縄本島の北・中・南部の圏域毎に関係市町村や交通事業者で構成する連携交通会議を設け、最適な公共交通ネットワークのあり方等について、市町村と協働で検討を進めているところです。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>振興計画の10年間で持続可能な地域公共交通の維持・確保のためにも、路線バス事業の県営化等を含めた施策についても議論を行う必要がある。</p>	<p>路線バス事業の県営化については、同事業がこれまで民間事業者により運営されてきたことや、民間事業者から県営化の要望もないこと、加えて、全国的に公営バスの民営化や民間譲渡が進められてきたこと等から、まずは現状の確保・維持が重要と考えております。</p>
南4	信号機の設置について	<p>信号機の設置数を増加していただきたい。</p>	<p>近年、与那原・糸満警察署管内では、車両台数の増加に伴う道路の新設等が進められているが、十字路やT字路では、車両通過及び歩行者の横断が頻繁にあるにも関わらず信号機のない箇所が多々あるほか、県内の信号機設置数が、令和4年6箇所、令和5年10箇所と確認しており、危険箇所など必要な場所への十分な設置ができない状況にある。</p> <p>また、大型商業施設の開設や観光客、インバウンドの増加により、日本の交通ルールに不慣れな利用者を含め、通行車両も増加し交通事故の危険性が高まっていることから、同警察署管内において、信号機設置数の増加が必要であり、安心・安全な環境の整備を図る必要がある。</p>	<p>【交通規制課】</p> <p>信号機の設置につきましては、交通量、交通事故の発生状況、周辺における道路環境や施設の設置状況のほか、他の安全対策の状況も考慮し、必要性について総合的に判断しております。</p> <p>御要望につきましても、これらの観点を踏まえ、信号機設置の必要性を含めて検討し、道路管理者と連携して道路の安全対策に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>・令和年7度南部地区信号機設置箇所 1箇所 ①小那覇（南）交差点（西原町）</p>
南5	慰霊碑・戦争遺跡等について	<p>① 沖縄戦跡国定公園や南部地域一帯に点在する慰霊碑や避難壕（ガマ）などの戦争遺跡の保全等を国・県の施策として取り組</p>	<p>沖縄戦により県内各地には慰霊塔・碑や避難壕（ガマ）などの戦争遺跡があり、最後の激戦地となった沖縄戦跡国定公園域内には、県内外の慰霊塔・碑が集中している。</p> <p>沖縄県平和祈念財団により管理されている慰霊塔・碑については、清掃が行き届き、慰霊に訪れる方々を常に受け入れることが可能となっている。しかし、同財団の管理を受けない慰霊塔・碑にあつては、所在する自治会のボランティアにより対応を行っているが、時間の経過</p>	<p>【保護・援護課】</p> <p>慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族などの関係者が深い思いを込めて建立しており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものと考えております。</p> <p>しかし、これらの慰霊塔（碑）は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであるこ</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>んでいただきました。</p>	<p>とともにご遺族や関係者による慰霊祭などの開催が途絶えるなど、ボランティアの目的が曖昧になっているほか、建立したご遺族の高齢化等により継承者が少なくなるなか、当事者を交えた慰霊塔・碑の在り方の検討がなお一層困難になることから、沖縄県において統一した管理方法の検討が必要である。</p> <p>また、戦争の物言わぬ語り部である避難壕（ガマ）にあっては、崩落がみられるなど劣化が進行し、立入禁止箇所が増加している。</p> <p>避難壕（ガマ）は戦争遺構として、平和学習や戦争の追体験をするうえで重要な役割を担っているとともに、平和観光の重要な資源となっていることから、沖縄県において保存公開に向けて取り組んでいる第32軍司令部壕のように他の避難壕（ガマ）についても国・県の重要な施策として位置づけ、その保存に取り組む必要がある。</p>	<p>とから、県では平成27年8月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。</p> <p>また、各団体等が建立した慰霊塔（碑）の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題があることから、県では、平成30年度に県内慰霊塔（碑）管理状況等実態調査を実施し、慰霊塔に係る課題の分類を行い、令和2年度には、存続が懸念される慰霊塔を対象とした「管理困難慰霊塔検討事業」を実施し、管理者不明等慰霊塔の所在地自治会や市町村等の意向を確認しました。</p> <p>その結果、慰霊塔ごとに土地所有者の意向や管理状況等がそれぞれ異なることが確認されたことから、管理実態の調査結果等を踏まえ市町村や関係機関へ情報共有と現状把握等の意見交換を行っています。</p> <p>問題解決に向け今後も関係団体等と連携を図り、それぞれの状況に応じて問題解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>【文化財課】</p> <p>慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族などの関係者が深い思いを込めて建立しており、その修理や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものであると考えております。</p> <p>しかし、これらの慰霊塔（碑）は、先の大戦に起因するものであり国の責任において対応すべきものであるこ</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>とから、県では平成 27 年 8 月に厚生労働大臣あて、民間建立慰霊碑の整理や保存等に関して要請しております。</p> <p>また、各団体等が建立した慰霊塔（碑）の中には、関係者の高齢化等に伴い、十分に管理がなされていない等の課題があることから、県では、平成 30 年度に県内慰霊塔（碑）管理状況等実態調査を実施し、慰霊塔に係る課題の分類を行い、令和 2 年度には、存続が懸念される慰霊塔を対象とした「管理困難慰霊塔検討事業」を実施し、管理者不明等慰霊塔の所在地自治会や市町村等の意向を確認しました。</p> <p>その結果、慰霊塔ごとに土地所有者の意向や管理状況等がそれぞれ異なることが確認されたことから、管理実態の調査結果等を踏まえ市町村や関係機関へ情報共有と現状把握等の意見交換を行っています。</p> <p>問題解決に向け今後も関係団体等と連携を図り、それぞれの状況に応じて問題解決に向けた取組を進めてまいります。</p>
		<p>② 多種多様な「戦争遺跡」の現状に応じた取扱い指針等を制定していただきたい。</p>	<p>沖縄県内には、自然洞穴（ガマ）、旧日本軍による軍事関連施設跡、銃弾痕等が残る石垣や近代建造物（コンクリート製建造物）等の多種多様な戦争遺跡が確認されており、近年、その取扱いについての協議調整が増加し、個別に保存策等の対応をしているところである。</p> <p>沖縄県教育委員会は、平成 10 年度から平成 17 年度まで実施した戦争遺跡詳細分布調査、また、平成 22 年度から平成 26 年度まで実施した戦争遺跡詳細確認調査によって、1,076 件の戦争遺跡を確認して県内の多種多様な戦争遺跡の概要を把握し、戦争遺跡を埋蔵文化財とする方向</p>	<p>【文化財課】</p> <p>戦争遺跡は、沖縄県の歴史の正しい理解のために欠くことのできないものであることから、その保存と活用を図ることは重要と認識しております。</p> <p>県教育委員会は、平成 10 年度から平成 17 年度の分布調査で、県内全域に 1,077 箇所戦争遺跡が所在することを確認しました。これらは、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として、開発行為に対して届出等の義務を課すなどの保護措置が図られておりますが、一方で文化庁の通知や報告に定める「近代の遺跡」にも相</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>が望ましいと結論付けたものの、どのようなものを戦争遺跡として扱うのかなどの具体的な対象範囲についての指針等は示しておらず問題が生じている。</p> <p>糸満市では、市内に所在するガマ（戦争遺跡）について開発事業との関連で、沖縄県教育委員会と糸満市教育委員会との間で文化財保護法第93条の解釈に齟齬をきたし、混乱が生じたことが一例として挙げられる。</p> <p>戦争の物言わぬ語り部である戦争遺跡を適切に保存・活用するためにも全県の戦争遺跡の実情を把握している沖縄県教育委員会は多種多様な「戦争遺跡」の現状に応じた取扱い指針等を関係市町村と協議の上、早急に制定する必要がある。</p>	<p>当するため、保護の対象を「地域において特に重要なもの」に絞り込むことができるとされております。</p> <p>県教育委員会としましては、戦争遺跡が所在する関係市町村と意見交換を行いながら、地域の実情に応じた戦争遺跡の保護が図られるよう、引き続き連携して対応していきたいと考えております。</p>
南 6	緊急自然災害防止対策事業債の継続について	令和3年度から7年度の事業期間である緊急自然災害防止対策事業債を継続していただきたい。	<p>糸満市では、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、字武富地区急向斜地崩壊対策事業を令和4年度から実施し、令和6年度完了を目指しているところであるが、当該対策工事の実施に関しては、想定以上に工事が難航し、事業の進捗に支障を来している状況は否めないなか、それ以外でも同事業債の活用を見込んでいる地区がある。</p> <p>しかし、同事業債は令和7年度で終了予定となっているため、令和8年度以降単独での事業実施は過大な財政負担となり、当該事業を必要とする自治体にとっては対応に限界があることから、令和8年度以降も同事業の継続は必要不可欠であり、県も市町村と意思を一つに本事業の継続を強く求める必要がある。</p>	<p>【海岸防災課】</p> <p>緊急自然災害防止対策事業債は、緊急自然災害防止対策事業計画において、緊急に行うべき事業として位置づけられた災害発生予防及び災害拡大防止を目的とした地方単独事業であり、事業期間は令和12年度まで延長となっております。</p> <p>引き続き、積極的な活用をお願いいたします。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 7	国民健康保険事業への財政支援等について	<p>沖縄県国民健康保険が抱える特殊事情に留意し、沖縄県においては、国保財政運営の責任主体として、国に対する財政支援要請をより一層強く働き掛けていただくとともに、県内市町村のみに財政負担を求めることなく、沖縄県においても、政策的な決断による法定外繰入れ等、国民健康保険制度の安定化に資する財政措置を実施していただきたい。</p> <p>また、事業費納付金について、「納付金ベースの統一」に向けて、医療費水準の市町村格差の縮小に係る具体的な取組み</p>	<p>本県及び市町村国保財政について、国保県単位化に伴う公費拡充は全国的に行われているが、国の前期高齢者財政調整制度改正に伴い、本県の前期高齢者交付金は全国平均の半分程度の交付割合となっており、これによる県内自治体の財政負担増に対し、抜本的な改善は図られていない。さらに、県内国保被保険者の所得分布は、全国と比し、低所得者の占める割合が大きいため、市町村は財政運営にあたり、国保保険料（税）や政策的繰入金等の財源確保に大変苦慮する状況にある。</p> <p>国保県単位化に伴い、県は国保制度の安定化のため、財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うよう国から示されていることから、県は、国に対して財政支援の要請を強く求めるとともに、県による積極財政として沖縄県国保特別会計へ政策的繰入等を行う必要がある。</p> <p>また、市町村が県に納付する事業費納付金について、県は算定にあたり、市町村毎の医療費水準を勘案しているが、県内市町村間の医療費水準は、全国と比して大きな格差が生じており、「納付金ベースの統一」に向けて、格差発生要因を分析の上、市町村への助言等、縮小に向けた具体的な対策を講じる必要がある。</p> <p>なお、事業費納付金過剰分については、その財源は各市町村の国保保険料（税）等であり、活用にあたっては、国策定の「国民健康保険納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）」において、市町村との協議事項として示されていることから、「納付金ベースの統一」までの間、市町村負担割合を勘案し、事業</p>	<p>【国民健康保険課】</p> <p>県では、これまでも県の特別交付金において、収納率向上、医療費適正化、保健事業等における市町村の取組を支援するために交付金を交付してきたところであります。</p> <p>県としましては、定められた財政運営の仕組みの中で、市町村の財政をできるだけ支援するよう取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>また、令和3年度の法令改正により、決算剰余金が生じた場合は、財政調整事業分として基金に積立て、納付金（保険料）の著しい上昇の抑制や安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に活用することが可能となったところであります。</p> <p>これを受け、県では決算剰余金が生じた場合の取扱いについて、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について（ガイドライン）（厚生労働省策定基準）」等の方針に基づき活用していくこととともに、具体的な活用にあたっては、市町村国保の財政運営の安定化が図られるよう、市町村と協議を行い決定していくこととしております。</p> <p>県では、今後とも引き続き、事前の意見照会や協議の場を通じて、市町村に丁寧な説明を行っていくとともに、市町村と連携しながら、市町村国保の財政運営の安定化が図られるよう取り組んでまいりたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>を速やかに実施するとともに、納付金ベースの統一までの間、決算剰余金（事業費納付金過剰分）の活用にあたっては、各市町村の負担割合を勘案し、事業費納付金の負担者である各市町村と十分に協議を行い、合意を得た上で決定していただきたい。</p> <p>なお、市町村との協議にあたっては、事前に十分な情報提供を行うとともに、県と市町村間のみならず、各市町村間を含めて相互の意思を通じ合い、意見交換する場を設置する</p>	<p>費納付金の負担者である各市町村と十分に協議を行い、合意を得た上で決定する必要がある。</p> <p>加えて、市町村との協議にあたっては、事前に十分な情報提供を行うとともに、県と市町村間のみならず、各市町村間を含めて相互の意思を通じ合い、意見交換する場を設置する等、丁寧に進める必要がある。</p>	

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		等、丁寧に進めていただきたい。		
南 8	医療費助成事業の拡充について	<p>令和4年度から沖縄県子ども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。</p> <p>同様に、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業について、補助対象を「現物給付方式」まで拡充し、各医療費助成制度をさらに充実していただきたい。</p>	<p>令和4年度から沖縄県子ども医療費助成事業の通院対象年齢が拡充され、現物給付も補助対象とされている。</p> <p>一方、沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業、沖縄県重度心身障害者医療費助成事業においては、補助対象を「償還払い方式（自動償還含む）」としており、「現物給付方式」を補助対象としていない。</p> <p>病児等を抱える家庭の医療費の負担は、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）にも同じように発生するものであるが、家庭の構成や障害の有無で助成内容に格差が生じている現状がある。実際に、医療的ケア児を抱える保護者や支援者から、医療費が心配で病院に連れて行きたいが受診を控えていると、厳しい実情を訴える声がある。</p> <p>医療費の心配なく診療を受けることのできる体制づくりは、母子及び父子家庭等や重度心身障がい児（者）の家庭等においても切実な願いであること、また、健康格差を生じさせないためにも、補助対象「現物給付方式」まで拡充し、制度の充実を図る必要がある。</p>	<p>【女性力・ダイバーシティ推進課】</p> <p>沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業における現物給付の導入については、一部、検討したいとする市町村はあるものの、自動償還等の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>本事業については、受給資格の変動が多いことから、現物給付を行った場合、返還金発生件数が多くなる懸念や、医療費増の懸念、国庫負担額調整措置等の課題があることから、県としては引き続き、現物給付の導入について、市町村と意見交換を行ってまいります。</p> <p>なお、県においては、国に対し、全国知事会等を通して、「全国統一的なひとり親家庭等に関する医療費助成制度の創設」と「国庫負担減額調整措置の廃止」を要望しているところです。</p> <p>【障害福祉課】</p> <p>沖縄県重度心身障害者医療費助成事業における現物給付については、一部の町村で導入を検討したいとの意見はあるものの、自動償還の維持を希望する市町村が大部分となっております。</p> <p>県としましては、課題等を確認しながら、市町村との意見交換を進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、県は、全国知事会を通して、国に対して「重度の障害者に対する医療費助成については、地方公共団体</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>が実施しているが、本来はナショナルミニマムであり、国において、新たな医療費助成制度の整備と必要な財政措置を講じること。」について要望を行っているところでもあります。</p>
南 9	消費者安全 施策について	<p>① 沖縄県にあっては、消費者安全法（平成21年法律第50号）第7条に基づき「消費者安全の確保に関する基本的な方針」第2-1-(3)を次のように変更する提案を国に行っていただきたい。</p>	<p>消費者生活相談員の処遇の改善は、人材の確保や離職の抑制が課題とされる同職の継続に照らして重要である。</p> <p>これについて、財源の支援や報酬基準の告示などを国には率先して図られたいことから、国の方針たる「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更を沖縄県知事から提案する必要がある。</p>	<p>【生活安全安心課】</p> <p>地方自治体における消費生活相談体制を含む消費者行政の充実・強化については、国の地方消費者行政強化交付金を活用して実施しているところです。</p> <p>令和8年度に向けては、令和7年度で終了予定となっていた一部の交付金事業の活用期間の延長が認められ、消費生活相談員の処遇改善に係る新たな事業メニューが創設されました。</p> <p>県としましても、消費生活相談員の処遇改善や人材確保は、大変重要であると考えていることから、引き続き全国知事会を通して国に対し、恒久的な財源措置の検討と新たな交付金制度の創設を要望しております。</p>
		<p>② 沖縄県教育庁にあっては、高校生向けの消費者教育の充実に努めていただきたい。また、進学や就業を前にした高校生に対して、テキスト</p>	<p>内閣府沖縄総合事務局の資料によれば、九州各県の消費相談件数において、20歳代の構成比が最も高いのは沖縄県である（令和4年度）。また、沖縄県における相談のうちいわゆる「インターネット関連の副業トラブル」が最も多いのは、全年代中20歳代となっている。</p> <p>このように年代が消費者トラブルに巻き込まれる背景には、インターネットに親和性がある年代であることに加え、契約等に関する知識や注意意識が十分に涵養されていないことも考えられる。知人・友人からの「儲け</p>	<p>【生活安全安心課】</p> <p>県では、令和4年の成年年齢引き下げ後も、引き続き学校と連携し、若年者に対する消費者教育出前講座を実施しております。また、SNS等を通じて、消費者トラブルに関する情報提供を行っており、悪質な事例が発生した場合には、警察と連携し、注意喚起を行っております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>や消費相談専門員との連携による消費問題の学習機会を充実させ、契約者主体としてのリテラシーを涵養して社会に送り出していきたい。</p>	<p>話」に乗る形で名義を貸し、500人もの県内大学生が消費者金融から数十万～百数十万円もの借金をおったという事件も生じている（沖縄名義貸し事件、2017年）。</p> <p>消費者に対する啓発は全年代を通じて行われる必要があるが、令和4年から成年年齢が18歳になったことから、進学や就職を前にした高校時代に均質な情報を一斉に提供できる得難い時期の教育を所管する県教育庁にあっては、子どもたちを賢く慎重な契約者主体として社会に送り出す必要がある。</p>	<p>県としましては、ライフステージに応じた消費者教育出前講座の実施及び内容の充実を図るとともに、実効性のある消費者教育の推進に努めてまいります。</p> <p>【県立学校教育課】</p> <p>県では、令和4年の成年年齢引き下げを見据え、学校と連携し若年者に対する消費者教育を強化するため、消費生活センター等と連携を進めております。また、SNS等を通じて、消費者トラブルに関する情報提供を行っており、悪質な事例が発生した場合には、警察と連携し、注意喚起を行っております。</p> <p>県としましては、教職員向けの講座・研修等の実施及び内容の充実を図るとともに、高校生を重点的な対象として出前講座事業を実施するなど、消費者教育の推進に努めてまいります。</p> <p>高等学校家庭科の学習においては、消費者庁作成の教材「社会への扉」などを活用し、消費者としての権利と責任を理解し、主体的に判断できる力を身に付けさせるため、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて指導するとともに、実生活に即し具体的な事例を通して学習できるよう取り組んでおります。また、インターネットを通じた消費者被害、マルチ商法などの悪質商法を具体的に取り上げ、成年年齢引き下げを踏まえ、消費者と事業者の情報格差の理解や、適切な情報処理と意思決定の力の育成にも取り組んでいます。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>県教育委員会としましては、引き続き、関係機関と連携し、契約の重要性の理解や消費者被害の未然防止にむけ指導の充実に努めてまいります。</p>
南 10	学校給食費無償化制度の早期実現について	<p>学校給食費無償化について、全額県費負担による制度確立を早期に実現していただきたい。</p>	<p>学校給食は、新学習指導要領特別活動編において、望ましい食習慣の形成を図ることの大切さを理解することなどの目標を定め、教育活動の一環として位置づけられている。</p> <p>また、学校給食費については、平成30年度に文部科学省が実施した「子どもの学習費調査」の結果、公立小中学校の学校教育に支出した経費の中で最も高額であると報告されている。</p> <p>こうした中、沖縄県は令和7年度より市町村に対し中学生（就学援助対象者は除く）の学校給食費の1/2を補助する事業を実施する。</p> <p>しかし、中学生のみを対象とした県の制度設計では、子どもの貧困対策はもとより、子育て世帯の負担軽減を図るには不十分であり、今後の国の交付金等の動向が不透明な中、市町村独自で補うには財政的負担も大きく、財政状況によっては地域格差が生じることが考えられる。</p> <p>子育て支援に関する施策は全県的な課題であり、沖縄県内どこに住んでいたとしても教育費負担や子育て支援に地域格差が生じないよう、かつ安定した学校給食が受けられるよう、知事公約である「学校給食費無償化」について、小学生も対象とした全額県費負担による制度の確立を早期に実現する必要がある。</p>	<p>【保健体育課】</p> <p>県教育委員会としましては、学校給食費無償化に向けた取組として、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き、中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助し、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでまいります。</p> <p>また、交付金の対象を中学生まで拡大するよう、国に要望してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
南 11	高齢者の移動支援に対する補助制度の拡充及び創設について	高齢者が交通・買い物難民にならないよう、コミュニティバスやオンデマンドバス、福祉バス、高齢者バス等の高齢者の外出・移動支援に対し、公的補助制度を拡充及び創設していただきたい。	<p>高齢ドライバーによる交通事故が社会問題となり、平成10年の道路交通法の改正により、有効期限が残っている免許証を本人の意思で返却できる自主返納制度が開始された。</p> <p>警察庁の統計によると、近年の自動車運転免許の自主返納者数は、東京の池袋で高齢ドライバーによる母子ら死傷事故が起きた2019年の60万1,022人をピークに、その後は4年連続で減少しており、2023年は38万2,957人となっている。</p> <p>高齢者の運転による交通事故が社会問題化していることもあり、加齢に伴う身体機能の低下等のため運転に不安を感じたときや、家族の勧めで免許返納を考える人は少なくないが、一方で、自主返納後の移動手段や生活に不安を持つ高齢運転者やその家族も多数いる。特に地方や、都会でも郊外部などは公共交通機関が十分でなく、車がないと生活できないエリアも多いことから、運転免許証を自主返納した方をはじめ、高齢者がマイカーに依存することなく移動することができ、充実した生活を続けられるよう、地域の実情に応じて、コミュニティバスやオンデマンドバス、福祉バス、高齢者バス等の高齢者移動支援を実施している自治体もあるが、高齢者も年々増えており社会保障費等の財政負担を伴うため、自治体のみでは満足に実施することが難しい状況である。</p> <p>地域公共交通計画等に基づく高齢者移動支援を推進し、高齢者がマイカーに依存することなく移動できるようになることで、高齢ドライバーによる交通事故が減り、家族の心配が軽減されるばかりでなく、外出機会や</p>	<p>【交通支援課】</p> <p>高齢者の外出促進・移動支援に係るコミュニティバス等への必要な支援等の検討については、県内外の導入事例等を情報収集し、県関係部局や市町村等で共有・連携しながら、意見交換してまいりたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>積極的な社会参加が確保され、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるとの考えから、国において、高齢者移動支援に対し、既存の公的補助制度の拡充及び足りない部分に対する創設が必要である。</p>	
南 12	<p>沖縄県立離島児童生徒支援センターの拡張について</p>	<p>沖縄県立離島児童生徒支援センターに入寮できない離島高校進学生徒に対し、公平な教育の環境整備を確立し、入寮希望者を全て受け入れできる施設の整備をしていただきたい。</p>	<p>沖縄県立離島児童生徒支援センターは、南部離島町村から長年の強い要望により設置が実現し、離島生徒の高校進学に際し、一家転住や島と本島との二重生活による経済的負担や、経済的要因等に左右されない公平な教育環境整備の必要性等により平成28年1月より運用が開始され、離島生徒の教育の不利性解消が図られているところである。</p> <p>しかし、近年、全離島において那覇近郊への高校進学者の増加等により、当センターの入寮希望者が多く1学年40名入寮枠では、入寮枠に対し応募者が大きくオーバーするのが現状で、入寮希望者に対する対応は不可能である。</p> <p>次世代を担う子ども達が安心・安全に学び、誰一人取り残さない公平な教育環境整備を図り、子ども達が希望する高校へ進学できるよう、当センターを早期に拡張する必要がある。</p>	<p>【教育支援課】</p> <p>沖縄県離島児童生徒支援センターの新入生の応募状況は、毎年、入寮定員を上回る一方、年度途中の退寮等で空き室が生じていることから、令和3年度から他学年の空き室を利用する特例入舎を開始し、受け入れを行っております。</p> <p>施設の拡張については、入寮者や対象離島の生徒数の推移等も踏まえ、検討する必要があると考えております。</p> <p>県教育委員会としましては、引き続き、生徒が安心して学業に励むことができるよう教育環境の整備に取り組んでまいります。</p>
南 13	<p>サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）の早期</p>	<p>サトウキビ収穫機械（ハーベスタ）の早期導入のため、国予算の確</p>	<p>南北大東両村においては、機械化農業が進み、沖縄県の基幹作物であり島の基幹産業であるサトウキビの収穫においても、全ての収穫をハーベスタで行っているが、現在、JA、農業生産法人等が保有しているハーベスタの</p>	<p>【糖業農産課】</p> <p>県では、国の「さとうきび農業機械等導入支援事業」に採択された計画に対して上乗せ補助を行うなど、ハーベスタ等の高性能農業機械の導入支援を行っています。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	導入について	保及び要望に応じた採択数の拡大について国へ要望していただきたい。	<p>経年劣化が著しく、未だ修繕を重ねながら30年近く経過したハーベスタも存在し、安全・安心な収穫が懸念されているところである。</p> <p>そのため、JA、農業生産法人等が事業主体となり、国の直接採択事業へ応募申請しているが、採択に至らない現状があり、機能向上事業を活用し、収穫機械の性能維持に努めているが、型式の古い機械の部品の製造中止等もあり、収穫能力を維持出来ない状況が見込まれ、サトウキビ生産に多大な影響を与えかねない状況にあることから、早期導入が可能となるようハーベスタ導入の予算確保並びに要望に応じた採択数の拡大について国への要望が必要である。</p>	<p>併せて、令和8年度から「スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業」により、スマート農業技術を活用したハーベスタの導入を計画しているところです。</p> <p>近年は、農家の高齢化等によりハーベスタ等収穫機械での収穫率が年々高く推移している一方、過去に導入したハーベスタの老朽化等から、ハーベスタ導入の要望が高い状況にあると認識しております。</p> <p>そのため、機械導入にあたっては、各地域で作成した「機械導入方針」に基づき、計画的に導入を行うこととしております。</p> <p>県としましては、今後も早期導入が可能となるよう、ハーベスタ導入の予算確保並びに要望に応じた採択数の拡大について、引き続き国へ要望してまいります。</p>
南14	沖縄振興公共投資交付金について	① 令和7年度以降における公園整備事業及び街路整備事業実施のため、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の所要額を増額していただきたい。	<p>沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）の配分減額により、公園整備事業及び街路整備事業においては、用地補償の買い取り要望などに対応できないことや、工事による整備に遅れが生じている。そのため、事業の進捗が停滞し、計画的な取り組みが厳しい状況となっている。</p> <p>沖縄振興予算については、継続的に所要額が確保できるよう国に対して強く働きかけていく必要がある。</p>	<p>【都市公園課、道路街路課】</p> <p>沖縄振興公共投資交付金の減少傾向に伴い、公園事業及び街路事業についても十分に所要額を確保できていない状況にあることから、国の経済対策関連に係る補正予算など、ハード交付金の増額確保に向け取り組んでいるところであります。</p>
		② 那覇市に対する沖縄振興公共投資交付金（家	<p>那覇市において、沖縄振興公共投資交付金の減額幅が著しく大きい「家賃低廉化事業」は、助成期間が公営住</p>	<p>【住宅課】</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>賃低廉化事業)の所要額を確保していただきたい。</p>	<p>宅建設後 10 年間と制限があり、配分されない対象分を後年度に請求することはできないものである。</p> <p>令和 6 年度の本市配分額は 10% (当初配分時点) と極めて低い配分を余儀なくされ (県の配分方針)、平成 28 年度から令和 5 年度にかけて交付されずに取りこぼされた額は約 16 億円にものぼる。</p> <p>公営住宅整備事業に要した地方債の償還財源となる「家賃低廉化事業」の歳入減は、本市の財政運営に多大な影響を及ぼしており、早期に財政支援が必要であることから、所要額を確保できるよう国に対して強く働きかけていく必要がある</p>	<p>沖縄振興公共投資交付金については必要額の要望を行っておりますが、大きく減額され配分される状況にあります。</p> <p>住宅事業では、交付対象事業毎に所要額、必要性等を考慮し市町村へ配分額を提示しているところであり、公営住宅等整備事業に優先的に配分を行っております。</p> <p>令和 8 年度以降についても、引き続き市町村への負担の大きい公営住宅整備事業に対する配分に配慮するとともに、交付金の安定的な確保に向けて取り組んでまいります。</p>
南 15	<p>沖縄師範健児の塔及び周辺関連施設の県営平和祈念公園への編入について</p>	<p>沖縄師範健児の塔や周辺の関連施設を世界に平和を発信する場所として、県営平和祈念公園への編入を行っていただきたい。</p>	<p>沖縄師範健児の塔は、建立から 79 年経過しており、老朽化が激しく遺族会の高齢化等もあり管理者が曖昧である。</p> <p>特に、参道部分の階段は大きなひび割れが発生し、石垣は倒壊の危険性があり、さらに車道がなく利便性が悪い状況である。</p> <p>本来、沖縄師範健児の塔は、慰霊祭や平和学習の場として毎年多くの観光客や参拝者が訪れる場所であり、同地域は県営平和祈念公園と等しく、世界に平和を発信する場として安心・安全に参拝できるよう同公園への編入を行う必要がある。</p> <p>また、沖縄師範健児の塔南側の崖下やその一帯には、平和祈念公園内から投棄されたと思われる不法投棄ごみ等があり、これまで沖縄県と糸満市が連携し、ボランティア清掃を実施してきたところであるが、戦没者の遺骨</p>	<p>【(総括) 平和・地域外交推進課】</p> <p>沖縄県においては、今なお、戦没者遺骨収集、不発弾対策、所有者不明土地、慰霊碑管理など、沖縄戦を起因とする様々な問題が県民生活に影響を及ぼしています。</p> <p>このため、これまで国に対して「戦後処理問題の抜本的解決に向けた支援」の要請を行っております。</p> <p>要請項目のうち、①沖縄師範健児の塔を含む沖縄戦跡国定公園の周辺の整備、②管理困難な慰霊碑の整理・保存、③沖縄戦跡国定公園における廃棄物撤去、不発弾処理及び遺骨収集、については、国の財政支援・拡充を求めているところです。</p> <p>県としましては、引き続き、戦後処理問題の解決に向け、国と市町村とも連携し、取り組んでいけるよう努めてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>や不発弾等が埋蔵している可能性があることから、戦後処理の一環として、不法投棄ごみ地帯に埋蔵する戦没者の遺骨収集及び不発弾等の撤去を早急に行う必要がある。</p>	<p>【都市公園課】</p> <p>沖縄師範健児の塔などについては、すでに解散した健児之塔遺族会等から委託を受けた沖縄県平和祈念財団が清掃等を行っていることを認識しており、維持管理等の課題については、土地の所有者である糸満市や関係団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>【環境整備課】</p> <p>不法投棄ごみについて、上述要請に含まれていることから、国の支援が得られるよう関係部局と連携して取り組んでまいります。</p> <p>【保護・援護課】</p> <p>慰霊塔（碑）は、戦没者のみ霊を慰めるとともに、恒久平和を祈念するため、戦友や遺族等の関係者が深い思いを込めて建立しており、その修繕や清掃等の維持管理は、本来建立者等関係者の責任において行うものと考えております。</p> <p>沖縄師範健児の塔については、すでに解散した健児之塔遺族会から委託を受けた沖縄県平和祈念財団が清掃等を行っていることを認識しており、維持管理等の課題については、土地の所有者である糸満市や関係団体と意見交換を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>戦没者の遺骨収集は、戦没者遺骨収集推進法により、国の責務であることが明記され、国において、同施策を総合的かつ計画的に実施しており、県は、国からの業務委託を受け、一部を実施しております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>沖縄戦跡国定公園における戦没者遺骨については、支障物が除去された際には、速やかに収骨作業を実施してまいりたいと考えております。</p> <p>【危機管理課】 不法投棄ごみ撤去に伴う磁気探査については、関係部局と意見交換を行っているところです。</p>
南16	県道豊見城中央線（県道11号線）の早期整備について	県道豊見城中央線（県道11号線）の高安北交差点から旧NHK入口交差点間及び豊見城交差点を早期整備していただきたい。	<p>県道豊見城中央線（県道11号線）については、市内の小学校・幼稚園への通学路としても利用されている。</p> <p>現在、事業が実施され一部拡幅整備が完了し、供用に至っているが、交通集中により高安北交差点、豊見城交差点を中心に旅行速度が低下しており、依然として交通渋滞が発生している状況である。</p> <p>また、豊見城交差点周辺においては、豊見城市庁舎の移転に伴い、歩行者及び車両交通も増加している状況であることから、高安北交差点から旧NHK入口交差点間及び豊見城交差点について、用地買収及び物件補償等を含めた早期整備が必要である。</p>	<p>【道路街路課】 高安交差点から旧NHK入口交差点までの区間については、真玉橋向けは2車線、市役所向けは直進車線及び左折車線を確保し、暫定的に供用しております。</p> <p>豊見城交差点については、現在用地取得を進めております。また、旧NHK入口交差点については、右折車両による渋滞が発生していることから、今後、右折帯設置工事を実施してまいります。</p> <p>引き続き、早期整備に向け取り組んでまいります。</p>
南17	久高島高速ブロードバンドインフラ整備について	知念半島から久高島に繋がる高速ブロードバンド網（光ファイバー）の整備をしていただきたい。	<p>南城市久高島やうるま市津堅島は、役所機能がないため、県が実施する海底光ケーブル整備事業の対象外となっていたが、令和5年7月9日の新聞報道および令和6年7月23日の総務企画委員会において県事業による両島への海底光ケーブル敷設を検討するとの見解が示されたところである。</p> <p>久高島では、高速ブロードバンド網の未整備等その抱える不利性により、移住・定住が進まず人口流出が課題となっており、防災、教育、医療等の多分野でのDX活</p>	<p>【情報基盤整備課】 現在、南城市久高島やうるま市津堅島では、無線によりインターネットが利用できる環境にありますが、通信速度や容量に制限があることから、より高速で大容量の通信が可能となる光ファイバ網（FTTH）の環境整備は重要と考えます。</p> <p>一方、光ファイバ網の整備には、本島と島を結ぶ海底光ケーブルの敷設が必要となることから、整備費用や長期的な保守費用など、その負担のあり方も含めて、より</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>用が求められていることから、海底光ケーブル敷設の早期実現を強く求める。</p> <p>また、南北大東島の海底光ケーブル敷設が完了することを受け、久高島への光ケーブル敷設に対する具体的なスケジュールを示す必要がある。</p> <p>久高島においても他の離島と同様に生活を営む沖縄県民がいる。沖縄県知事においては「誰一人取り残さない優しい社会の実現」を訴えており、交通条件や自然的・経済的条件が厳しい離島（辺地）については、是非とも沖縄県による事業化に向けた取り組みが必要である。</p>	<p>効果的な事業スキームを検討する必要があると考えております。</p> <p>このため、県では、通信技術の進展を踏まえながら、引き続き、国や地元市、民間通信事業者等と意見交換し、連携を密にしながら整備に向けて取り組んでまいります。</p>
南 18	マリンタウン東浜水路の浚渫について	水路近隣住民の生活環境改善と与那原町の観光振興のため、早急に水路の浚渫をしていただきたい。	<p>与那原町では、平成30年2月に与那原町観光実施計画を策定しており、「大綱曳」、「水路」、「MICE」を優先的に取り組むべき3つの重点事項として位置づけ、その推進を図っている。</p> <p>また、中城湾港マリンタウンプロジェクトにより整備された与那原マリーナや埋め立てにより創設した東浜水路を本町の新たな観光資源として様々な施策を推進している。</p> <p>加えて、沖縄県・西原町・与那原町において策定したマリンタウンMICEエリアデザインコンセプトにおいては、与那原マリーナや東浜水路などをブルーパスと位置づけ、海洋リゾートの拠点や水辺のリゾート回廊空間の創出として計画している。</p> <p>さらに、令和4年8月には、沖縄県マリンタウンMICEエリア形成事業基本計画も公表され、沖縄県と連携を図</p>	<p>【港湾課】</p> <p>与那原町、西原町及び沖縄県の三者は、これまで、水路のより良い環境保持等を目的に、マリンタウン内水路保全・利活用推進協議会を開催し、水路内の水質浄化に向けて協議を行っております。</p> <p>当該水路については、令和8年度に浚渫に向けた調査を検討しており、同協議会において情報共有を図り、要因除去に対する措置及び役割分担等について、引き続き協議を続けていきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>りながら大型 MICE 施設を中心とした魅力ある周辺環境整備に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、現在の水路は、土砂やヘドロが堆積しており、干潮時には悪臭の発生要因となるため、観光資源として十分に活用できない状況であるとともに、近隣住民の生活へも悪影響を及ぼしている。</p> <p>本町においても水路の水質改善のため、下水道接続助成金制度を創設し下水道の普及に鋭意取り組んでいるが、その問題を根本的に解決するためには、水路の浚渫は必要不可欠であると考えている。</p> <p>本町の観光振興と水路近隣住民の生活環境改善及び MICE エリアの観光客受入環境改善のため、早急に水路の浚渫を実施する必要がある。</p>	
南 19	国場川の浚渫工事及び再整備について	国場川の浚渫工事の定期的な実施と一日橋付近の河川断面が狭小な区間の再整備をしていただきたい。	<p>南風原町を流れる二級河川の国場川水系（長堂川含む）で雑草の繁茂及び土砂の堆積があり、通水断面を阻害している状況にあり、近年の台風襲来や集中豪雨等の際には住宅及び道路で冠水が発生し住民生活に大きく支障を来している。</p> <p>河川が増水し、道路排水機能が低下することで冠水し、通行止めが発生している道路もある。特に、国道329号においては緊急輸送道路として位置付けられており避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線であるにも関わらず冠水し、通行止めが発生している。</p> <p>国場川水系（長堂川含む）の定期的な浚渫工事を実施していただくとともに、一日橋付近の国場川において河川整</p>	<p>【河川課】</p> <p>南部管内の河川において、河積が阻害されている箇所については、危険性及び緊急性の高い箇所から順次、浚渫や除草等を行っているところです。</p> <p>国場川及び長堂川については、令和8年度から浚渫等に着手することとしております。</p> <p>また、国場川における一日橋付近の断面狭小区間については、用地交渉が難航し、暫定断面で河川整備を完了しております。</p> <p>県としては当面、浚渫等により浸水リスクの軽減を図りながら、必要に応じて整備を検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>備完了の区間ではあるが、一部河川の断面が狭小になっている区間があり、雨天時の通水に支障をきたしているため、浚渫と合わせて再整備が必要である。</p>	
南 20	報得川の早期整備について	<p>報得川の世名城橋から赤田橋までの区間を早期に整備していただきたい。</p>	<p>現在、報得川の河川改修事業が進められているが、八重瀬町における区画整理事業に伴い住宅開発が進み、市街地が拡大している状況の中、近年の異常気象による集中豪雨や台風等で洪水被害が発生し、河川沿いにある東風平中学校への浸水によって生徒・教職員の生命が脅かされる等、極めて危機的状況であり、また道路の冠水及び作物被害も頻繁にでていることや、事業の進捗により、要請区間に取り付く支線排水路（町管理）の新規改修事業が採択出来ない状況のため、早急な整備が必要である。</p>	<p>【河川課】</p> <p>報得川の世名城橋付近から上流約2.5キロメートルの事業区間については、これまでに世名城橋付近から座名地橋付近の400メートルの用地買収が完了しています。</p> <p>令和5年度から世名城橋下流側の護岸工事に着手しており、令和8年度は左岸側の護岸整備を行うこととしております。</p> <p>引き続き、事業予算の確保に努めるとともに、八重瀬町など関係機関と連携を図りながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。</p>
南 21	海洋深層水大規模取水設備等の新設実現について	<p>脱炭素社会の実現に向け、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備の整備に向けて連携を強化していただきたい。</p>	<p>2050年度脱炭素社会の実現を目指す沖縄県は、クリーンエネルギーの導入拡大を推進している。しかしながら、昨今の二酸化炭素などの温室効果ガス増加に伴う気候変動は、気候に関する記録が相次いで塗り替えられるなど、地球温暖化の影響がいかに深刻かつ広範囲に及んでいるかが浮き彫りとなっている。</p> <p>このような中、沖縄県が掲げる2030年度の再生可能エネルギー電源比率の挑戦的な目標26%を達成するためには、海に囲まれた島しょ県沖縄のもつ特性を最大限に生かした海洋再生可能エネルギーの開発・実用化促進が必要不可欠です。とりわけ、世界に先駆けて実証に成功した海洋温度差発電は実用化に向けた動きもあります。</p>	<p>【地域・離島課】</p> <p>久米島町が事業主体として取り組んでいる海洋深層水取水施設の新設については、町が主催する「プロジェクト推進会議」に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を重ねてまいりました。</p> <p>また、県は企画部を中心とする関係部局で、町から防衛省の補助金を活用した全体計画概要版の説明を受けております。</p> <p>計画内容には、一部解決すべき課題があり、現在、町において民間企業と連携した取組を行っていることと承知しており、県としましては、引き続き、様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な支援を行ってまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>そのため、エネルギーの低炭素化、自立分散化、地産地消化に向け、大規模取水設備及び海洋温度差発電設備の整備に向けて連携を強化する必要がある。</p>	<p>【産業政策課】</p> <p>県としましては、令和7年度につきましても、久米島町等が行う海洋温度差発電実証試験で用いた深層水が多段利用実証研究に対し、海洋深層水研究所で取水した深層水の分水や、海洋温度差発電実証試験設備の行政財産使用許可をするなどにより支援を行っているところであります。</p>
南 22	駐在所の設置について	阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置していただきたい。	<p>座間味村は平成26年3月に「慶良間諸島国立公園」の指定を受け、平成27年から4年連続で年間約10万人の観光客が訪れるようになり、観光産業は村の活性化に大きく寄与しているが、治安上の不安も増大し、夏季の繁忙期には応援の警察官を派遣していただいている。</p> <p>現状では、座間味島にだけ駐在所が設置されているため、阿嘉島・慶留間島において各種事案が発生した場合、座間味島駐在の警察官が船で島渡りをしなければならない。また、荒天や夜間の場合に対応できないこともあり、阿嘉島・慶留間島の住民からは警察官の常駐について強い要望があるほか、安心・安全な村づくりのため、阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置する必要がある。</p> <p>また、令和5年度から移動交番を設置していただき、昨年度の沖縄振興拡大会議における措置状況では、「離島の特殊性を踏まえ、地元住民からの設置の要望や治安上の不安等について、確実に把握することが重要」とのことであったが、駐在所の設置は必要であり、設置に向けて今後の具体的な取り組みを示す必要がある。</p>	<p>【警務課】</p> <p>県警察では、限られた体制の中で効果的かつ効率的な組織運営を実施し、沖縄県を取り巻く様々な治安事象に対応しているところです。</p> <p>県内の交番・駐在所の設置については、既存の警察施設の位置、管内人口や治安情勢の変動などを踏まえて不断に検討をしています。</p> <p>離島における警察施設の設置を検討するに当たっては、離島の特殊性を踏まえつつ、地元住民の要望や治安上の不安等を確実に把握することが重要と考えています。</p> <p>その上で、座間味村阿嘉・慶留間地区につきましては、座間味村の御要望を伺いながら、上記の観点から総合的に検討した結果、現時点では、駐在所を設置して警察官を常駐させる段階にはないと判断し、その旨を座間味村長に御説明した上、一定の御理解を得ております。</p> <p>そのような中、来島者が増加する夏季には、これまで同様、警察官を応援派遣して、移動交番車等によるパトロール等を実施しています。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>また、地域住民等が抱える治安上の不安の解消、事件事故の抑止等を目的として、将来にわたり、同地区において総合的な治安対策を推進するための環境を構築するため、令和8年1月に、座間味村と那覇警察署の相互協力による「座間味村阿嘉・慶留間地区における持続的な総合治安対策に関する協定」を締結したところです。</p> <p>今後、本協定に基づき、年間を通じて同地区に警察官を派遣し、各種防犯対策、交通安全対策、水難事故防止対策などの総合的な治安対策を推進してまいります。</p>
南23	県道185号線（栗国港線）の改修について	県道185号線（栗国港線）の港湾進入路の拡幅整備を早期に実施していただきたい。	港湾進入路が狭小であり、公共工事等で使用される大型車両の通行に支障をきたしている。港から村内へ進入する唯一のルートであることから早期に改修する必要がある。	<p>【道路管理課】</p> <p>栗国港線港湾進入路の拡幅（交差点の隅切り）については、令和2年度に設計を完了し令和3年度より用地取得に着手しております。今後とも村の協力を得ながら整備に取り組んでいきたいと考えております。</p>
南24	里遺跡の整備について	老朽化した里遺跡拝所の建替えと車両が通れる管理道路を整備していただきたい。	<p>村政の安定と豊年豊漁、航海安全を祈願しての参拝と、「渡名喜の集落は里から」との伝承があるように、グスク時代以降の渡名喜の発生の地とされ村民の心の拠り所となっている里遺跡拝所は、建立から65年が経過し建替える必要がある。</p> <p>境内からの眺望は、村民や観光客をはじめ訪れる人々の心を和ませてくれる場所である。</p> <p>平成9年度に渡名喜島周辺海域と島全体が県立渡名喜自然公園地区に指定されていることから、県立自然公園に相応しい景観を維持した里遺跡整備事業として、保守管理道路と一括して整備する必要がある。</p>	<p>【文化財課】</p> <p>里遺跡拝所については、重要伝統的建造物群保存地区内に所在し、令和7年12月に開催された渡名喜村文化財保護審議会にて村指定史跡へ文化財指定されました。村指定文化財に指定されたことにより、国庫補助事業の「伝統的建造物群基盤強化事業」にて保存修理は可能と考えますが、RC造のため修理工法については検討が必要と考えております。</p> <p>【道路管理課】</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>管理用道路については、村道として整備を行う必要がある場合は、渡名喜村と協議、助言を行ってまいります。</p>
南 25	港湾整備について	南大東港亀池地区漁船溜まり場を整備拡張していただきたい。	<p>南大東村においては、南大東漁港の整備に伴い、担い手及び新規漁業者の増、漁船の大型化が図られ、産業の少ない離島村において水産業の発展が大きく期待されている。</p> <p>しかしながら、ソデイカ漁の最盛期である11月から4月までの間、冬季季節風の波浪により南大東港からの漁への出入港ができない大変厳しい状況にある。</p> <p>現状においても11月から4月までの間は、南大東港亀池地区の漁船溜まり場を使用して出漁しているが、漁業者の増や漁船の大型化により湾内を含め漁船溜まり場が狭隘な状況にある。</p> <p>よって、年間を通して操業できることが水産業の発展につながるため、南大東漁港の使用と共に利用できる南大東漁港の反対側の南大東港亀池地区の漁船溜まり場を整備拡張する必要がある。</p>	<p>【港湾課】</p> <p>南大東港（亀池地区）の小船だまりの整備については、漁港や港湾の利用状況、海象条件等の調査を踏まえて検討していきたいと考えております。</p>
南 26	北大東港船溜まり場の整備について	北大東港北地区に小型船舶用の船溜まり場を整備していただきたい。	<p>北大東村には3地区に港はあるものの、自然の入り江がなく島の特性上、荷役作業に必要な静穏性を確保することが容易でない。</p> <p>また、漁港の開港により漁師の操業に係る条件は格段に改善されたが、観光客やスキューバダイビング等に対する遊漁船の案内など、島の周囲海域にある豊かな資源を活用した新産業の創出や水産業の振興発展のため、現在の漁港とは反対側に位置する北大東港北地区に、漁業</p>	<p>【港湾課】</p> <p>北大東港（北地区）の小船だまりの更なる整備については、漁港や港湾の利用状況等の調査を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいと考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>の操業に係る条件を補完し、地域の実情に見合う安定したサービス提供を行うため、小型船舶を対象とした船溜まり場の整備が必要である。</p>	

II 各地区提出要望事項

4 宮古地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 1	若者の定住促進に資する環境整備について	若者の定住促進等に向けた空き家の活用及び定住促進住宅の整備に向けて支援等を行っていただきたい。	<p>宮古島市においては、伊良部大橋の開通や下地島空港旅客ターミナルの供用開始、さらには集客力の高いホテルの建設等により、観光客の入域数が大幅に増加しており、観光産業の活性化等に起因して関係人口の増加が見られる。</p> <p>一方で、人口増加に伴い、アパートなどの民間賃貸住宅の建設も増えているが、その多くは市町村合併前の旧平良市に集中し、少子高齢化が進行している旧町村地域では民間投資による賃貸住宅の整備は進んでいないことから、公共により住居の確保・提供を行う等の取り組みが必要な状況にある。</p> <p>については、少子高齢化と過疎化が進む旧町村地域への若者の定住化等に向けた空き家の活用及び定住促進住宅の整備に向けて支援をいただく必要がある。</p>	<p>【地域・離島課】</p> <p>小規模離島や過疎地域にあつては、住宅不足のため、移住者等の受け入れが進んでいない地域があると認識しています。これまで市町村で行われてきた移住定住住宅整備の取組について、県では、過疎対策事業債等、財政的にも有利な支援制度の活用にかかる技術的な支援を行ってきたところです。</p> <p>令和7年度は、移住受入協議会において移住定住に係る住宅確保に向けた先進事例や課題の共有を行うとともに、町村における空き家を活用したサブリースによる住宅確保の緊急支援事業を実施するなど、市町村の移住者向けの住宅確保の技術的な支援を行っております。</p> <p>県としましては、離島・過疎市町村における住宅確保の取組を推進するため、先進的な事例に関する情報提供や、効果的な取組の横展開に向けて、引き続き市町村と連携して取り組んでまいります。</p> <p>【住宅課】</p> <p>公営住宅以外の整備手法として、「地域優良賃貸住宅制度」があります。</p> <p>同制度は、子育て世帯、高齢者及び障害者など、居住の安定に特に必要な世帯を対象に、公営住宅を補完するものとして、民間事業者等が良質な賃貸住宅の供給を促進する目的で創設され、建設する場合に自治体から助成を受けることができることから、同制度の活用促進に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村が実施する空家等対策計画の策定及び同計画に基づく空き家の利活用等について、情報提供及び技術的助言を引き続き行ってまいります。</p>
宮 2	島外より赴任してくる公立学校教職員の住居の確保について	赴任してくる教職員が安心して生活出来るよう住居確保等に向けて早急に対応していただきたい。	<p>宮古島市は、賃貸住宅の家賃高騰や住居不足が顕著であり、赴任してくる教職員は異動内示が出てから物件を探すため住まい確保に苦勞しており、教職員への職場環境アンケートによると、物件が見つかるまでホテル住まいを余儀なくされる等、宮古島市への異動に不安を感じている声が多くあがっている。</p> <p>課題解決に向けて、県教育庁宮古教育事務所と情報共有や意見交換等を行っており、また宮古島市でも住居不足について、市営住宅の活用や空き家対策等を進めているが、教職員の住居確保は厳しい状況であり、今後の宮古島市の教職員定数確保や働き方改革、児童生徒の学びの保障についても影響してくると考える。</p> <p>については、教職員住宅の建設及び借り上げによる拡充や、県立の教職員住宅を赴任してくる公立教職員も利用できるよう制度を改編していただくとともに、内示の時期を早めていただく等、赴任してくる教職員が安心して生活出来るよう住居確保等に向けて早急に対応していただく必要がある。</p>	<p>【働き方改革推進課（学校人事課、施設課）】</p> <p>宮古島市においては、他地区と比べて、異動する教職員の住宅の確保が厳しい状況となっておりますが、へき地学校に勤務する教職員のための住宅の建築、あつ旋等必要な措置については、法令等により、学校の設置者である市町村が行うこととされております。</p> <p>また、県立学校教職員住宅への入居や、人事異動内示時期の早期化については、入居の状況や人事異動の日程上厳しい状況となっております。</p> <p>県教育委員会としましては、引き続き、教育事務所を通じて宮古島市と連携・協働し、異動する教職員の負担軽減に向けた意見交換を進め、物件情報の速やかな提供等、教職員の住宅確保の支援に努めてまいります。</p>
宮 3	医師・看護師等の安定的な確保について	県立宮古病院における医師・看護師等の安定的な確保のため、医療従	<p>県立宮古病院は、離島である宮古島市の地域医療を支える中核的な医療機関として重要な役割を果たしている一方で、慢性的な医師・看護師不足が深刻化しており、安定的な医療供給体制への影響が懸念されている。</p>	<p>【経営課】</p> <p>宮古病院は、へき地医療拠点病院として、圏域内の離島診療所を支援する機能を担っています。また、2次救</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>事者の住宅整備していただきたい。</p>	<p>また、宮古島市では、家賃高騰などによる住宅不足の問題が顕著となっており、県立宮古病院においても、勤務希望者の住む場所の確保が困難なことから、医療従事者の採用や配置ができないと同病院より説明を受けている。</p> <p>については、離島住民が安心して医療を受けられるよう県立宮古病院における医師・看護師等の安定的な確保のため、沖縄県において医療従事者の住宅を整備していただく必要がある。</p>	<p>急機能も担い、災害時等に拠点となる病院であることから、その機能を維持するための人材確保は必須です。</p> <p>しかしながら、離島には、職員宿舎が少ない上に賃貸物件が高騰し、職員の生活環境が整わず、人材確保に支障をきたしております。</p> <p>加えて、県立病院の経営が急激に悪化しており、職員宿舎の整備費用の負担について課題があることから、補助金の拡充に向け国等への要請に取り組んでいるところです。</p> <p>現在、宮古病院の職員宿舎として72戸を確保していますが、新規の職員宿舎整備・確保に向けて、関係部局や関係機関との連携・強化に努めており、令和6年度には宮古病院所有地の活用による職員宿舎整備の可能性調査などを行いました。</p> <p>また、令和7年10月に宮古病院及び宮古島市と旧宮古島市中央公民館跡地の利活用について意見交換及び現地確認を行ったところです。</p> <p>病院事業局としましては、同公民館跡地の利活用を含め、職員宿舎整備の検討を進めてまいります。</p>
宮 4	離島の道路橋りょうの維持・保全について	<p>県道平良城辺線（平良西里地区）の市道移管と併せた市道来間大橋線の県道移管について、早期実現に向け取り組みを強化</p>	<p>宮古島と来間島を結ぶ来間大橋は、延長1,690mと日本で一番長い農道橋として県が整備した後、来間大橋線として市道認定され、離島の産業振興と定住環境を支えるインフラとして重要な機能と役割を果たしている。</p> <p>一方で、平成7年3月の開通から29年が経過し令和3年の定期点検において健全度区分が「Ⅲ」と判定され、今後の維持・保全に向けては大規模な改修が必要であると見込まれているが、延長が長く、大型な道路橋梁につ</p>	<p>【道路管理課】</p> <p>市道来間大橋線における来間大橋は、宮古島市において道路メンテナンス事業を実施しており、県としましては、技術的な面で協力及び助言等を引き続き、行ってまいります。</p> <p>県管理道路及び市管理道路の移管については、連携して検討してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
		<p>していただきたい。</p>	<p>いては、財政基盤の面及び技術的専門性の面から、市町村レベルでの対応は困難な状況にある。</p> <p>については、沖縄振興計画においても「離島の道路橋梁については、地域特性に応じた整備と計画的な維持管理、補修、補強及び更新に取り組む」と示されていることから、平成25年3月に「宮古圏域道路網の道路移管計画に関する覚書」のとおり県道平良城辺線（平良西里地区）の市道移管と併せた市道来間大橋線の県道移管について、早期実現に向けて取り組みを強化していただく必要がある。</p>	
宮5	学校給食費の無償化について	<p>全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただきたい。</p>	<p>沖縄県は、こどもの健やかな育ちを支え、子育て世帯の経済的負担を軽減する「未来への投資」として、知事公約でもある給食費の無償化に向けた検討を進めており、令和7年4月より中学生の給食費の2分の1を各市町村へ補助する取組を進めていることについては、実現へ向けて大きな一歩であると評価している。</p> <p>一方で、対象が中学生のみとなっていることは、小学生を抱える保護者へは支援が十分に行き届かず、また対象である中学生においても補助額が2分の1となっていることは、県が掲げる「未来への投資」には未だ十分でないと考えます。</p> <p>については、全ての子育て世帯へ支援が行き渡り、子ども達の健やかな育ちと子育て世帯の負担軽減が図れるよう、学校給食費の無償化について、知事公約を踏まえて県の全額支援による実現に取り組んでいただく必要がある。</p>	<p>【保健体育課】</p> <p>県教育委員会としましては、学校給食費無償化に向けた取組として、全ての市町村に対して、小学生の学校給食費を国の交付金を活用し補助するとともに、引き続き、中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助し、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでまいります。</p> <p>また、交付金の対象を中学生まで拡大するよう、国に要望してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 6	畜産農家の負担軽減を図るための支援制度について	離島畜産農家への補給金等の上乗せによる支援の拡充及び飼料高騰対応としての輸送コストの負担軽減を図る等の持続的な支援について国に働きかけていただきたい。	<p>物価高騰に伴う消費の低迷により肉用子牛の市場価格が落ち込んでおり、特に離島においては、割高な輸送コストの上乗せが購買者の心理に作用することもあり、セリ価格の下落がより顕著となっている。</p> <p>また、畜産配合飼料価格の高騰が長期化している中、輸送コストが上乗せされることで、離島の畜産農家にとって更に大きな負担となっており、このまま生産コストの上昇が続くと、離農者の増加や担い手の確保が困難になることが懸念されている。</p> <p>国においては、肉用子牛の生産者補給金等の支援制度があるが、発動基準として全国や九州・沖縄ブロック等の単位で平均価格を設定しており、離島の畜産農家にとっては十分な効果が得られていない。</p> <p>飼料高騰に対しては、配合飼料価格安定制度により差額補填を行っているが、直前1か年の価格と比較して補填額を算出するため、飼料価格が長期に渡り高止まりしている現状では持続的な効果が発揮されない状況にある。</p> <p>については、畜産における離島の生産基盤を維持するため、農家への補給金等の上乗せによる支援の拡充及び飼料高騰に対応する輸送コストの負担軽減を図るとともに持続的な支援となるよう制度の見直しを行う等について、国に働きかけていただく必要がある。</p>	<p>【畜産課】</p> <p>県では、畜産農家の経営安定を図るため、配合飼料購入費の一部補助や子牛セリ価格下落に対する補助、優良繁殖雌牛の更新に係る支援等を実施しております。</p> <p>また、令和8年度に「沖縄県畜産生産基盤強化支援基金」を創設し、畜産生産基盤強化等に取り組んでまいります。</p> <p>加えて、これまで、配合飼料価格安定制度の見直しや、離島地域における肉用牛経営安定対策の強化等について、国に要請を行ってきたところであり、さらに、令和7年11月には、配合飼料価格安定制度の見直しや、畜産生産基盤強化対策、畜産経営安定対策等について、関係団体とともに、国に要請を行っております。</p> <p>県としましては、畜産農家の経営安定を図るため、引き続き、関係団体と連携し、国に対して要望してまいります。</p>
宮 7	地域医療支援病院の初診時選定療	県立宮古病院以外に対応できる診療所がない発達障	初診時選定医療費は、病院と診療所の機能分担の推進を図る観点から、200床以上の地域医療支援病院について、紹介状なしで受診する場合、診療費と別に自己負担	<p>【経営課】</p> <p>初診時選定療養費については、一部の病院に外来患者が集中することによる患者の診療待ち時間の発生や、勤</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	養費について	害及びその他の診療科について、初診時選定療養費を免除していただきたい。	<p>する費用であるが、宮古島市においては、県立宮古病院以外に発達障害を診療できる医療機関がないため、初診時選定療養費を支払う必要があり患者の負担額が大きく、受診を躊躇うケースがある。</p> <p>については、離島住民が安心して必要とする医療が受けられるよう、県立病院以外に対応できる診療所がない診療科や発達障害の初診診療について、初診時選定医療費の免除をしていただく必要がある。</p>	<p>務医の外来対応の負担・過重労働等の課題が生じていることに鑑み、国の診療報酬制度として、外来機能の明確化・地域医療機関との連携を進める観点から、一定規模以上の対象となる病院においては、救急患者等の一部例外を除いて、地域の医療機関等からの紹介状を持たずに外来受診する患者等から「特別の料金」として原則徴収することとされています。</p> <p>県立宮古病院においては地域医療支援病院として、この「特別の料金」の徴収を行うこととされており、小児・周産期、高度専門医療、特殊医療、精神医療など様々な診療科を設置し、宮古医療圏における継続的な医療提供体制の維持・機能確保に努めているところであり、選定療養費の徴収については、発達障害を含め、患者個々の受診理由・症状等を踏まえて、同地域内における当該診療科を標榜する保健医療機関の有無を勘案のうえ、初診時選定療養費の徴収の適否を判断することとしております。</p> <p>病院事業局としては、引き続き選定療養費制度の適正な運用に努めながら、県立病院として当該地域で必要とされる医療の提供体制の確保、及び関係機関との機能分化・連携強化に向けて、取り組んでまいります。</p>
宮8	離島における船員不足の解消と宮古島市の県立高等学校	子供達が海に関わる職業を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただくこと	<p>離島である宮古島市においては、全貨物取扱量のうち98パーセント以上を海運に依存しているが、少子高齢化の進行等から県内航路事業者の船員減少の傾向にある。</p> <p>県内には2校しかない水産・海洋に関わる高等学校のうち、宮古島市には宮古総合実業高等学校海洋学科があるが、学生寮がないため、入学者が市内から通学可能な</p>	<p>【交通支援課】</p> <p>島しょ県である沖縄において、旅客や貨物の輸送など海上交通は必要不可欠であることから海運を支える船員の確保・育成は大変重要であると認識しております。</p> <p>このため、県においては、令和5年度より船員確保に向け高校生等への就業体験を実施するとともに、船員の</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	学生寮の建設について	もに、宮古総合実業高等学校海洋学科入学者数の増加を図るため学生寮を建設していただきたい。	<p>生徒に限られていることもあり、毎年定員割れが生じている状況にある。</p> <p>については、離島県として子ども達が海に関わる職業を志すよう、船員職業の認知度向上につながる取り組みを推進していただくとともに、宮古総合実業高等学校海洋学科入学者数の増加を図るため、島外からの学生の住む場所の確保として県立高等学校の学生寮を建設していただく必要がある。</p>	<p>質の向上を図るための研修費用や海技免許取得等の支援を行っております。</p> <p>県としましては、今後とも船舶運航事業者や関係機関と連携し、船員の確保・育成に努めてまいります。</p> <p>【県立学校教育課】</p> <p>県立学校の寄宿舎の設置については、学校を設置する際、学校設立の目的や通学範囲などを検討する中で、寄宿舎の必要性についても検討されます。一つの設置目的としては、自宅通学が不便な生徒の生活の場を提供するということがあります。</p> <p>宮古島の高等学校においては、宮古地域からの進学を想定しており、島内や橋でつながる周辺離島からの入学者が多数を占めることから、寄宿舎を設置しておりません。</p>
宮9	介護報酬改定等における国への要望について	介護報酬改定等における介護支援専門員に対する基本報酬の引き上げを国へ要望していただきたい。	<p>宮古島市では高齢化率が28%を越え、要介護認定者は年々増加の一途をたどっているなか、介護サービスを担う介護職員の不足や、居宅介護サービス計画を作成する介護支援専門員（ケアマネージャー）の離職など、介護人材の担い手不足が大きな課題となっている。</p> <p>近年、介護報酬改定等において介護職員に対するベースアップ加算をはじめその処遇改善を目的とする各種加算等の算定が行われ、介護職員の待遇は徐々に向上している一方で、介護支援専門員（ケアマネージャー）に対する加算は設けられず、賃金格差により、離職者の増加や新たな担い手が確保できない要因となっている。</p>	<p>【高齢者介護課】</p> <p>県では、介護事業所で働く全ての従事者の更なる処遇改善を図ることや、臨時改定等の措置を速やかに講じることなどについて、令和7年7月に、全国知事会を通して国に要請しております。</p> <p>国は、介護支援専門員を含む介護分野の職員の処遇改善について、令和7年11月に閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」において、他職種と遜色のない処遇改善に向けて必要な対応を行うこととされ、令和9年度の介護報酬改定を待たずに、令和8年度に臨時改定を実施することが決定されました。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>宮古島市において介護支援専門員（ケアマネージャー）を対象としてアンケートを実施した結果、業務量と賃金の不均衡を訴える声が多数あがっている。</p> <p>については、介護支援専門員の基本報酬を引き上げるとともに、これまで以上に介護職員全般にかかる賃上げの取組継続を国に対して強く要望していただく必要がある。</p>	<p>この臨時改定において、これまで処遇改善の対象外であった居宅介護支援事業所等についても新たに対象とされており、県としては、介護支援専門員を含む介護分野の職員の処遇改善に向けて、処遇改善加算の新規取得や上位加算取得に向けた実践的セミナーの開催や専門家派遣など必要な支援に努めてまいります。</p>
宮 10	産業廃棄物の処理にかかる輸送費への補助について	<p>沖縄本島地域と比較して割高になっている離島の産業廃棄物処理について、海上輸送費を支援していただきたい。</p>	<p>産業廃棄物については、適正処理のため分類別に特定事業者による処理が必要となるが、市内での民間の廃棄物処理業者は限られており、また離島という地理的事情により陸路で近隣市町村の処理事業者へ搬出することも出来ないことから、使用済タイヤ等は島外へ移送して処分せざるを得ない状況にある。</p> <p>また、近年、観光客等の増加に伴い、処理する産業廃棄物量が大幅に増加しており、処理容量の限度により島外排出が必須である。</p> <p>一方で、沖縄本島など島外へ海上輸送しての産業廃棄物処理は、陸路による搬出での処理と比較して割高となるため、沖縄本島地域より離島の排出者の負担は非常に高額となっている。</p> <p>については、廃棄物の適正処理により不法投棄を防止し、美しい島の環境を保全するため、島内で処理が出来ない産業廃棄物に対して産業廃棄物税を活用する等により海上輸送費を補助する等の支援をいただく必要がある。</p>	<p>【環境整備課】</p> <p>事業活動に伴って生じた産業廃棄物については、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、排出事業者が自らの責任において適切に処理する必要があります。</p> <p>そのため、県では、平成29年度から令和3年度にかけて「離島廃棄物適正処理促進事業」において、離島市町村から輸送費低減の要望があった処理が困難な廃棄物について、輸送コスト低減の可能性がある廃棄物処理業者の情報をとりまとめ、離島市町村に提供するとともに、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせて処理する「あわせ処理」に係る実証試験において処理コストの低減が確認できたことから、県においては、「あわせ処理」を離島市町村に推進しているところです。</p> <p>また、離島における産業廃棄物の適正処理に資するため、産業廃棄物税を活用した「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」において、令和4年度から、離島における産業廃棄物の施設設備の整備を行う事業を補助対象事業に追加し、令和7年度から、離島を有する市町村も補助対象者に加えたところです。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				今後も離島における廃棄物の適正処理の推進に向けて取り組んでまいります。
宮 11	宮古空港の機能強化について	宮古空港において平行誘導路の設置及び駐機スポットの機能強化に向けて取り組んでいただきたい。	宮古島市では平成27年1月の伊良部大橋開通以降、コロナ禍による一時的な減少を除き、入域観光客数は増加しており、それに伴い空の玄関口である宮古空港では、空港開設当初の想定旅客需要を大幅に上回り、航空機の大型化や就航便数が増えている現状にある。 一方で、同空港には平行誘導路が設置されていないことに加え、駐機スポットが5箇所と少ないことから、離発着便が重なる時間帯は、航空機が乗客を乗せたまま長時間待機する事態も発生しており、市民及び観光客の利便性や満足度に影響を及ぼすとともに、離発着便の数を制限しなければならない状況にある。 発着便数や旅客数の増加に併せて、輸送貨物量も大幅に増加していることから、現在の貨物取扱施設では保管スペースが不足する状況が生じており、入出荷作業に支障をきたしている。 については、増え続ける旅客数や輸送貨物に対応するため、平行誘導路の設置、駐機スポットの増設及び貨物取扱施設の拡張など宮古空港の機能強化へ向け取り組んでいただく必要がある。	【空港課】 平行誘導路の設置や駐機場拡張については、調査検討を終えたことから、事業化に向けて取り組んでいきたいと考えております。 貨物地区の拡張については、駐機場の配置計画を踏まえて検討したいと考えております。
宮 12	与那覇前浜海岸の浸食に対する抜本的対策の	与那覇前浜海岸の浸食に対して、抜本的解決に向けた原因究明を早期に実施していただ	前浜海岸は、平成10年に農林水産省農村振興局所管の海岸として海岸保全区域に指定されているが、台風等の高波等の影響により砂の移動が激しく、海岸が大きく浸食されているとともに、浸食は背後地にもおよび、遊歩道が一部崩落している危険な状況にある。	【農地農村整備課】 宮古島市前浜海岸は、台風等の影響により背後地の浸食が続いていることから、周辺海域の調査等を踏まえ、海浜背後地の整形などの応急対策工事を実施し、令和7年3月に完了しております。工事完了後の状況につつま

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	実施について	き、浸食防止工事等の保全対策を講じていただきました。	<p>台風等の影響による浸食は、宮古島の他海岸でも見受けられるが、周期的に砂が戻ってくる海岸が多い中、前浜海岸の一带は砂が戻らず、年々砂浜の減少が続いている現状である。</p> <p>沖縄県においては、海岸浸食に対して応急対策工事を行っているが、浸食を防止する抜本的な保全対策を講じなければ、更に浸食が進み、宮古島の代表的な観光資源である美しい砂浜の景観が失われるだけでなく安全面も損なわれる懸念がある。</p> <p>については、海岸管理者である沖縄県において引き続き海岸浸食に対する抜本的解決に向けた原因究明を早期に実施していただき、浸食防止工事等の保全対策を講じていただく必要がある。</p>	<p>しては、波浪等の影響により、一部において段差が生じていることを確認しております。</p> <p>県としましては、高さのある段差については、法面を緩やかに整形するなどして、危険個所の解消に努めてまいります。また、恒久的な対策については、国や宮古島市等の関係機関と調整してまいります。</p>
宮 13	県営宮古広域公園の早期整備について	県営宮古広域公園の早期実現に向け、PPP/PFI事業導入の積極的な活用による事業の進捗向上と地域と一帯となった取り組みを強化していただきたい。	<p>宮古圏域は、県内で唯一、県営広域公園が整備されていない地域であり、沖縄県は「海と浜辺を生かした広域公園」として与那覇前浜地区に整備を決定し、令和2年7月には事業認可を受ける等、多くの市民が事業の着実な推進と実現に期待しているところである。</p> <p>一方で、現在、事業の進捗が見られず、令和12年度の供用開始が大幅に遅れるのではないかと懸念している。</p> <p>については、本公園を宮古島市の振興及び発展に寄与する公園とするため「PPP/PFI事業導入」による民間の創意工夫及び運営能力の活用を視野に入れながら、地域の特性を活かした賑わいの拠点として意見を反映しつつ早期に整備を進めていただく必要がある。</p>	<p>【都市公園課】</p> <p>宮古広域公園は、現在、用地取得及び物件補償を進めているとともに、施設の整備運営に民間資金等を活用する事業手法の検討を進めております。</p> <p>引き続き、宮古島市と連携しながら早期整備に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 14	離島における乳幼児健診の体制について	離島での乳幼児健診及び5歳児健診支援における、小児科医師および専門職等の派遣について、引き続き協力していただきたい。	<p>乳幼児健診は、母子保健法に基づく母子保健サービスの基本であり、疾病の早期発見や育児支援等を行うため、小児科医師及び専門職等と連携し実施することは重要である。</p> <p>国が新たに創設した5歳児健診支援事業においては、健診実施体制の構築に向けて、発達の特性等を医学的に見立てることができる医師を確保するとともに、健診後の地域のフォローアップ体制においても、発達支援ができる医師や心理士等の専門職の確保が求められている。</p> <p>一方で、離島における小児科医師の確保は非常に難しく、宮古島市の検診にあつては県立宮古病院の協力が必要不可欠である。</p> <p>については、乳幼児の疾病の早期発見や育児支援、5歳児健診支援のため、県立宮古病院の小児科医師の派遣協力及び発達支援ができる医師や心理士等の専門職の派遣について引き続き協力していただく必要がある。</p>	<p>【子育て支援課】</p> <p>乳幼児健康診査は、疾病の早期発見、早期治療、育児支援等、こどもの健やかな発育のために重要な役割を果たしており、市町村の責務として実施されています。</p> <p>県内における乳幼児健診は、多くの市町村が公益社団法人沖縄県小児保健協会と委託契約を行っており、同協会において健診に携わる小児科医師をはじめ専門職等の人材の確保を行っているところです。また、沖縄県では、新たな5歳児健診への取組みとして、同協会と協働し研修会の開催や実施市町村の視察、3市村での5歳児プレ健診を行ってまいりました。</p> <p>令和8年度においても、健診が継続実施できるよう同協会及び宮古島市において、医師派遣に向けた調整を行っていると同っております。また5歳児健診に係る専門職の人材育成・確保として研修会等も引き続き企画してまいります。</p>
宮 15	宮古空港横断トンネル整備について	宮古空港周辺においては、今後も人流・物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上に向け宮古空港横断トンネルの早期整備に取り組んでいただきたい。	<p>コロナ禍の影響により減少していた宮古空港の利用者数は、収束に伴い令和5年には170万人余となり、今後も増加していくことが想定される。</p> <p>特に空港東側においては、スポーツ観光交流拠点施設と大規模集客施設が隣接しており、近隣地区では宿泊施設が増加していること、並びに千代田地区においては自衛隊駐屯地があることで人流・物流が大幅に増加している。</p> <p>また、空港西側では令和3年1月に開庁した宮古島市役所総合庁舎周辺一帯では、朝夕の通通勤時間帯におい</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>宮古島市から要請のあるトンネルの整備については、宮古空港北側の県道平良新里線から南側の県道高野西里線を結ぶ、空港を地下で横断する区間を想定しているものと認識しております。</p> <p>当該トンネルについては、県道平良城辺線などの4車線道路の利用状況を踏まえ、道路ネットワークとしての必要性や、航空機の安全運行への影響、技術的課題、費用対効果などを検証する必要があることから、今後の検討課題と考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>て交通渋滞が発生するなど市民生活に影響が出ており、港から総合庁舎及び空港を結ぶ軸となる高効率のアクセス道路の整備が課題となっている。</p> <p>宮古島市においては、空港横断トンネルの早期実現に向け平成28年11月に「整備促進期成会」が発足し、県へ要請活動を実施するなど、その必要性は多くの市民が感じているところである。</p> <p>については、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備への取り組みを図っていただく必要がある。</p>	
宮 16	水納島浮き 棧橋につい て	水納島浮き棧橋 の設置をしていた だきたい。	<p>水納島住民は、自家用船で生活用物資、畜産用資材（飼料・化学肥料等）、子牛、親牛、やぎその他必要資材を運搬している。</p> <p>このようなすべての資材の上げ下ろしは、人力による手作業であり、重労働であることは勿論のこと、危険を伴う作業となっている。</p> <p>特に昨今は住民も高齢となり、荷役作業に支障をきたしている。</p> <p>現在、水納島には浮き棧橋がなく、すべての作業は棧橋への上げ下ろしであるため、住民生活は困難を極めている。については、すべての荷役作業の軽減、危険防止・安全対策と、水納島での経済活動の継続及び観光客の安全対策のため、浮き棧橋を設置していただく必要がある。</p>	<p>【港湾課】</p> <p>水納港における浮き棧橋の設置については、島民との意見交換を引き続き実施していただき、島民が港湾施設としてどのような機能等を求めているのか整理をお願いいたします。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
宮 17	村内公共工 事の入札不 調に係る支 援について	村内公共工事の 入札不調に係る支 援について	多良間村には、民間アパートもなく、空き家も利用できないのが現状である。そのため、慢性的な住宅不足となっている。定住促進のためには、住宅不足を解消することが大きな課題である。また、村内においては、公共工事を受注出来る業者が少なく村外の業者が指名競争入札等で落札し、工事等を行ってきたが、近年の社会情勢等の変化により、建設費の高騰や人材不足等による技術職員の確保が出来ない等の理由により、入札辞退し、入札までも至っていない状況である。	<p>【地域・離島課】</p> <p>小・中規模離島が抱える条件不利性を緩和し、地域社会の維持を図るため、住宅整備コストの負担軽減に向けた各種支援を実施することとしており、令和8年度は、住宅整備相談窓口の設置や離島での施工に有利な工法等の調査に取り組むこととしております。</p> <p>【技術・建設業課、住宅課】</p> <p>県では、離島における不調・不落対策として、標準積算と実勢価格において乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者に見積書を提出してもらい、その見積書を参考として予定価格を設定する「見積活用方式」の採用や、物価高騰対策として、最新の資材単価で積算し、適切に予定価格に反映しております。</p> <p>労働者の宿泊や輸送等の費用などについては、「地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行工事の運用基準」を整備し、受注者の支出実績を踏まえ、設計変更しております。</p> <p>現場代理人や主任技術者の確保については、「主任技術者の専任（兼任）の取扱い」や「現場代理人の常駐義務緩和」等の対策を実施しております。</p> <p>また、住宅不足対策については、公営住宅以外の整備手法として、「地域優良賃貸住宅制度」があります。同制度は、子育て世帯、高齢者及び障害者など、居住の安定に特に必要な世帯を対象に、公営住宅を補完するものとして、民間事業者等が良質な賃貸住宅の供給を促進する目的で創設され、建設する場合に自治体から助成を</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>受けることができることから、同制度の活用促進に向け、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村が実施する空家等対策計画の策定及び同計画に基づく空き家の利活用等について、情報提供及び技術的助言を引き続き行ってまいります。</p> <p>県の取組について、村と情報共有を図るとともに、必要な支援を行ってまいります。</p>

II 各地区提出要望事項

5 八重山地区提出要望事項

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 1	離島住民割引運賃の対象区間の拡充について	八重山圏域と宮古圏域を一体とみなし、離島住民割引運賃が適用される対象区間を拡充していただきたい。	<p>現在、八重山圏域の拠点である新石垣空港と宮古圏域の拠点である宮古空港間は離島住民割引運賃が適用される対象区間となっているが、八重山圏域の住民が宮古空港から那覇空港へ行く場合には、離島住民割引運賃が適用されない。</p> <p>そのため、八重山圏域の住民が宮古島と沖縄本島の両方で用務がある場合、離島住民割引運賃の適用を受けるために、一度、宮古空港から新石垣空港へ戻り、再び那覇空港へ向かわなければならない。</p> <p>そのことから、八重山圏域と宮古圏域を一体とみなし、新石垣空港と那覇空港間の離島住民割引運賃の適用を受けられる住民は、宮古空港と那覇空港間の離島住民割引運賃の適用も受けられるようにする必要がある。</p>	<p>【交通支援課】</p> <p>県では、定住条件の整備を図る上で、離島住民の交通コストの負担を軽減することは重要と考えております。</p> <p>このため県では、「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」において、航路では3割から7割、航空路では約4割から約6割の運賃低減を図っております。</p> <p>本事業の支援拡充については、補助制度を所管する内閣府にも共有し、意見交換していきたいと考えております。</p>
八 2	海岸漂着物の収集運搬処分に係る費用に対する財政支援の拡充について	離島の海岸には、海外等からの漂着物が大量に押し寄せており、それらを収集運搬分別処分するために多額の費用が必要であることから、市町村の負担が生じないように財政措置を講じていただきたい。	<p>離島である八重山圏域の各島の海岸には、主に海外からのペットボトルや漁具、発泡スチロールなど大量の廃プラスチックが漂着ゴミとして流れ着き、海浜の景観を大きく損ねている。</p> <p>また、これらの漂着ゴミは、そのまま放置するとマイクロプラスチックとして再び海洋に流出してしまい、それらを飲み込んだ海洋生物を人間が食する事による人体への影響も懸念されている。そのため、漂着ゴミは出来るだけ速やかに回収することが望ましい。</p> <p>現在は、多くの住民が海岸清掃ボランティア活動を行い、漂着ゴミを拾い集めているが、回収したゴミを収集・運搬・分別・処分する為には多額の費用が必要である。そのため、財源の一部を「沖縄県海岸漂着物等地域</p>	<p>【環境整備課】</p> <p>県では、国の地域環境保全対策費補助金を活用し市町村・地域住民及びボランティア団体の協力も得ながら海岸漂着物対策を実施しております。同補助金は、海岸漂着ごみを島外へ搬出して処分する費用についても補助の対象となっております。継続して海岸漂着ごみの処理対策及び発生抑制対策に取り組むため、引き続き、地元市町村等関係機関とも連携を図るとともに、国に対し、必要な財源の確保を求めてまいります。</p> <p>また、海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め国が責任をもって取り組むべき問題であることから、県では他県と連携し全国知事会等を通じて、引き続き、国に対し</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>対策推進事業補助金」を活用しているが、補助金で賄えない経費は各市町の一般財源で対応しているのが現状である。</p> <p>繰り返し流れ着く漂着物を、限られた広さしかない離島でいつまでも埋立処分を行うことは不可能であり、島外への搬出を行うことが必要である。</p> <p>自然環境の保全を図り、本県のリーディング産業である観光業の持続的な発展を支える観点からも、漂着物の処分費用や処分方法について、万全の措置を講じる必要がある。</p>	<p>て、国の全額財政負担による恒久的な財政支援制度に改善するよう求めてまいります。</p> <p>【海岸防災課】</p> <p>海岸漂着物の処分については「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用して実施しており、ボランティア活動については「海浜地域浄化対策費」を活用して海岸清掃ボランティア活動を支援しております。</p> <p>引き続き予算の確保に取り組んでいきたいと考えております。</p>
八 三	離島患者の通院費助成対象者の拡充について	島外への通院・治療を余儀なくされている離島患者への通院費等の助成対象者を拡充していただきたい。	<p>石垣市は現在「沖縄県離島患者等通院費支援事業補助金」を活用して、島外の医療機関への通院・治療を余儀なくされている患者等の経済的負担を軽減するため「石垣市離島患者等通院費助成事業」を実施している。</p> <p>しかしながらその助成対象は、前述した県補助金交付要綱に定められている指定難病や特定疾患の医療受給者証を有する者、がん患者や不妊治療を行っている者等に限られ、圏域外の医療機関へ通院を余儀なくされている患者の全てをカバーできていない状況となっている。</p> <p>中核病院である八重山病院においても多様な医療ニーズに対応するには困難が伴うため、島内医療機関で治療できない事例に対しても島外医療機関へ通院する費用を助成できるよう、「沖縄県離島患者等通院費支援事業」の対象者拡充もしくは同等の新規事業による支援が必要である。</p>	<p>【医療政策課】</p> <p>県では、島外の医療施設へ通院する離島の患者の経済的負担を軽減し、適切な医療を受ける機会の確保を図るため、離島患者等に対し通院費等を支援している市町村を対象に補助金を交付しております。</p> <p>対象者の拡充にあたっては、実施主体である市町村との意見交換や要望調査等によりニーズを把握した上で総合的に検討を行っており、引き続き関係市町村と連携して、離島患者等の負担軽減に取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 4	離島児童生徒への派遣費助成について	離島市町村の児童生徒の大会等への参加に対し、経済的負担が沖縄本島の児童生徒と平等になるよう、将来にわたって継続する助成制度を設けていただきたい。	<p>石垣市では児童生徒が沖縄県内外の大会に参加する際に、沖縄離島活性化推進事業費補助金を活用し、航空運賃等の助成をおこなっている。また個人参加や楽器等の輸送費も助成対象とし、児童生徒及び保護者の負担軽減を図っており、必要不可欠な制度となっているが、沖縄離島活性化推進事業費補助金は期限付きの制度である。</p> <p>また、航空運賃のほか、宿泊費・食費・移動費等、大会等への参加に係る費用は高額となり、沖縄本島の家庭と比べ地理的要因による負担が生じている。</p> <p>離島・本島の地理的要因や家庭の経済的要因等に左右されない公平な教育機会が享受できる環境の整備を図ることは、県の「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げられていることから、このような離島の不利性の克服に対しては、石垣市のみならず県内離島市町村すべての共通課題であることから、県が主体となって将来に渡り継続する、公平な教育機会を享受できる環境整備のための永続的な助成制度を創設する必要がある。</p>	<p>【保健体育課】</p> <p>県教育委員会では、これまで離島から本島での県大会、九州大会及び全国大会に参加する生徒に対し、県中体連、県高体連、県特体連、県中文連及び県高文連を通して派遣費を補助しており、令和6年度から、支援の充実を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施してまいりました。</p> <p>県教育委員会としましては、派遣費の安定的かつ継続的な支援に向けて、令和8年4月から、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、補助額の拡充に取り組んでまいります。</p> <p>【文化財課】</p> <p>県教育委員会では、これまで離島から本島での県大会や九州大会及び全国大会に参加する生徒に対し、県中体連、県高体連、県特体連、県中文連及び県高文連を通して派遣費を補助しており、令和6年度から、支援の充実を図るため、クラウドファンディング型ふるさと納税を実施してまいりました。</p> <p>県教育委員会としましては、派遣費の安定的かつ継続的な支援に向けて、令和8年4月から、沖縄県部活動大会参加支援基金を設置し、補助額の拡充に取り組んでまいります。</p>
八 5	スクールロイヤーの配置に係る財政等支援の	スクールロイヤー配置において、沖縄県で雇用や委託等をし、支援対	石垣市では令和6年度よりスクールロイヤーを配置している。離島においても、法務相談のニーズが年々高まっている一方、石垣市において弁護士の数が多いため地元での任用等は容易でなく、学校職員との面談や	<p>【義務教育課】</p> <p>学校では、いじめや保護者とのトラブルなど問題が多様化・複雑化しており、スクールロイヤーの配置は重要であると考えております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
	要請について	象範囲を市町村まで拡充していただく、又は補助金の新設をしていただきたい。	<p>研修会でもその都度沖縄本島からの旅費が発生し、一般財源で対応している。</p> <p>文部科学省が推進している教育行政に係る法務相談体制の充実において、法務相談経費は都道府県及び政令指定都市にのみ普通交付税措置がなされているため、沖縄県が雇用して各市町村が相談できる体制を構築する、もしくは各市町村が雇用する場合は補助金等の制度を新設するなど、各市町村への支援を行う必要がある。</p>	<p>県教育委員会としましては、市町村を含むスクールロイヤーの配置に必要な地方交付税措置の拡充について、全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望しているところです。</p>
八 6	県管理空港及び港湾施設の「特定利用空港・港湾」の指定の同意について	<p>沖縄県が管理者である空港及び港湾施設について、「特定利用空港・港湾」の指定に同意していただきたい。</p>	<p>離島における空港や港湾施設は、交通・物流の要であり、観光業を中心とした地域経済の発展に不可欠なインフラである。また、経済振興の観点のみならず、地震などの自然災害や、台湾をめぐる問題などの有事も含め、航空機・船舶の人員等の輸送能力強化につながる空港・港湾施設の機能強化は早急に進める必要がある。</p> <p>離島における移動手段は、空路及び海路に限られるため、新石垣空港や与那国空港などが「特定利用空港」に指定され、国からの予算投入によるインフラ整備が進み、施設の機能強化が図られることは、離島住民の安全・安心に不可欠であることから、管理者である沖縄県は「特定利用空港・港湾」の指定に早急に同意する必要がある。</p>	<p>【空港課、港湾課】</p> <p>政府の説明によると、「特定利用空港・港湾」とは、民間との共用を前提に、自衛隊等が利用できるよう、整備または既存事業の促進を図り、併せて、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設ける施設とのことであります。</p> <p>県としては、既に指定された他道県の状況等を注視し、民生利用に支障が無いように、適切に対応してまいります。</p>
八 7	八重山病院の医療体制の充実について	<p>八重山圏域唯一の中核病院である八重山病院の医療体制を充実していただきたい。</p>	<p>患者が安心して治療に専念できる医療体制を整えることは、二次医療を担う沖縄県の重要な責務であると考え、八重山病院では医師等医療従事者の不足により、診療科の休診や診療制限、時間の短縮などが発生している状況である。</p>	<p>【管理課】</p> <p>八重山病院の小児科医については、令和7年4月1日現在、定数6に対し6人が配置され、充足しているため、診療制限は行っておりません。しかしながら、医師の疲弊を防止することが重要と考えていることから、地</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>特に小児科医療及び人工透析医療の体制の整備は急務であり、小児科は医師不足により外来においては入院児のみ、救急においても受け入れを制限しており、石垣市が包括連携協定を締結しているオンライン健康相談アプリ「キッズドクター」の受診および当該医師からの紹介が、八重山病院救急の受け入れ条件となっている。</p> <p>人工透析医療については、八重山病院のほかに1病院、1診療所が対応可能な医療機関となっているが、3医院ともに医療従事者の不足により島外からの帰省者や観光客はおろか、八重山圏域の住民に関しても新規の患者は受け入れが困難な状況となっている。</p> <p>石垣市においては、令和6年度から独自に「石垣市島外看護師等誘致支援事業」を実施して医療従事者の確保に努めているが、沖縄県においても八重山病院の医療体制の充実に早急に取り組む必要がある。</p>	<p>域の皆様には重症ではない場合はクリニックを受診することや「こども医療電話相談#8000」やオンライン健康相談アプリ「キッズドクター」の利用もお願いしながら、地域全体で小児医療提供体制の維持・確保に取り組む必要があると考えております。</p> <p>透析医療については、腎臓内科医2人、看護師10人、臨床工学技士2人を配置し対応しているところですが、八重山病院以外の医療機関とも連携しながら、八重山圏域における透析医療を維持していきたいと考えております。</p> <p>病院事業局としては、引き続き、人材の確保等に努めてまいります。病院事業局の取組だけでは、小児や透析の医療体制の維持・確保は困難であることから、保健医療介護部及び地元自治体、地域の医療機関と連携し、地域全体で取り組む必要があると考えております。</p>
八 八	農業用機械（さとうきび）の格納庫整備の助成について	農業用機械（さとうきび）の格納庫修繕等に係る費用の助成について検討していただきたい。	<p>石垣市の第一次産業をけん引しているさとうきび産業においては、さとうきびの収穫作業を受委託している石垣市農業開発組合が、農業用機械導入計画等に基づいて国、県の補助金を活用し、機械導入を進めている。補助金申請の条件として格納庫設置が求められているが、農業開発組合の保有している2箇所格納庫の劣化や一般県道石垣空港線の整備に伴う土地の分断により、格納庫が利用しづらくなるなどの課題が生じている。</p> <p>それらの課題解決に向け、格納庫の修繕及び集約を検討した結果、約3億8千万円程度の整備費用が必要となることから、当組合のみでの費用負担が厳しい状況にあ</p>	<p>【糖業農産課】</p> <p>県では、国の「さとうきび農業機械等導入支援事業」を活用するなど、ハーベスタ等の高性能農業機械の導入支援を行っています。</p> <p>一方、農林水産省の他の事業を含め、既存の農業機械格納庫の修繕等については補助対象となっておりません。</p> <p>そのため、県としましては、他省庁等の事業も含め、どのような支援ができるか石垣市と意見交換をしてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>る。農林水産省に活用できる補助金について相談等を行っているが、現時点では無いとの回答であり、第一次産業をけん引しているさとうきび産業の事業安定のためには、沖縄県による助成が必要である。</p>	
八 九	<p>空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について</p>	<p>空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期の全面供用開始に向けて取り組んでいただきたい。</p>	<p>空港アクセス道路（県道石垣空港線）は部分供用が開始しているが、新石垣空港開港以降、観光客のレンタカーの利用増加に伴い、未だに空港～市街地間の一部区間において混雑する状況が発生し、市民生活にも影響を与えている。</p> <p>また、輸送手段が空路及び海路に限られる石垣市においては、空港アクセス道路（県道石垣空港線）は、災害等における救援物資等の輸送機能確保としても重要な位置づけとなることから、早期の全面供用開始が必要である。</p>	<p>【道路街路課】</p> <p>県道石垣空港線は、新石垣空港と国道390号平得交差点を結ぶ延長約8.9キロメートルの道路で、市街地までのアクセス向上を図ること等を目的に、平成21年度に事業着手し、これまでに延長約5.3キロメートルの区間を暫定供用しております。</p> <p>現在、電線共同溝の整備や、市道新田（あらた）線から県道大浜富野線までの区間において、高山橋の整備や道路改良等に取り組んでいるところであります。</p> <p>引き続き、予算の確保に努めるとともに、石垣市と連携を図りながら、早期の全線供用に向け取り組んでまいります。</p>
八 10	<p>医療的ケア児の修学旅行時における看護師の派遣要請について</p>	<p>医療的ケア児の修学旅行時に、「修学旅行に係る引率者の増員申請」の対象として看護師の配置や財政措置を新設いただきたい。</p>	<p>石垣市では、国庫補助である教育支援体制整備事業費補助金を活用して、医療的ケアを要する児童が安全に安心して学校生活を送ることができるよう看護師を配置し支援している。しかしながら、修学旅行においては、小学校は行先が沖縄本島、中学校は九州地方となっており、旅費等の経費が多額になることもあり、石垣市内の看護師が宿泊を伴った引率を行うことは難しい状況にある。</p> <p>安定した支援体制の構築のため、沖縄県医療的ケア児支援センターからの看護師派遣もしくは「修学旅行に係</p>	<p>【県立学校教育課】</p> <p>宿泊的行事のための看護職員配置については、市町村が申請する国の医療的ケア看護職員配置事業の活用が可能となっております。</p> <p>県教育委員会としましては、引き続き、市町村に対して、看護職員配置に関する国からの予算措置に関する情報提供を行うとともに、全国都道府県教育長協議会等を通して医療的ケア実施体制の充実に向けて、国に要望してまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>る引率者の増員申請」の対象としての看護師の配置、または補助金による県負担分の新設等が必要である。</p>	
八 11	石垣市北部・西部地区の通学困難な高校生への支援について	<p>石垣市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯は、公共交通機関による通学が困難であることから、他地区と比較し経済的負担が大きい。そのため、県による寮費補助等の支援をしていただきたい。</p>	<p>石垣市は県内で3番目という広大な面積を有しており、人の移動手段とそれにかかる負担は重要な課題である。</p> <p>石垣市北部・西部地区に居住する高校生がいる世帯が抱える問題として、市内南部にある高校まで公共交通では始業時間に間に合わず通学することができないこと、保護者の車での送迎においても約1時間を要し毎日の通学に負担がかかること、この負担回避のために子供を高校の寮に入居させた場合の経済的問題などがあり、子どもが高校に進学すると、世帯ごと通学に支障のない南部地区へ移り住む状況があり、北部・西部地区の過疎化の要因の一つとなっている。</p> <p>このような状況のなか、児童の減少により令和5年度末に北部地区の平久保小学校が閉校となり、早急な通学環境の改善、他地区との格差是正が求められている。</p> <p>国庫補助である離島高校生修学支援事業において、寮費を一部助成する制度はあるが、島内に高校を有する自治体は同補助の対象外となっている。しかしながら石垣市北部・西部地区の高校生は、高校が無い離島の高校生と同様の条件不利性を有していることから、沖縄県独自の支援制度の創設が必要である。</p> <p>また、本島北部のバスの減便及び路線変更に伴い、部活動帰りの高校生が最終便に間に合わないことから、県が1月～3月に無料の臨時バスを運行するとのことであ</p>	<p>【教育支援課】</p> <p>県立高校寄宿舎は、遠隔地の生徒の学校生活の便宜を図ることを目的に設置しており、寮生が負担する寮費については、食材費や光熱水費等、必要最低限の経費とし、舎監の配置や調理委託費に関しても、県費で対応するなど、民間賃貸住宅等と比べ低廉となるよう支援しているところです。</p> <p>県教育委員会としましては、高校を設置している離島であっても、公共交通機関が整っておらず、自宅外通学をせざるを得ない場合は、離島高校生修学支援事業において補助対象とするよう、九州地方教育長協議会を通して国に要望しているところであります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			るが、石垣市の北西部の高校生は始業時間にすら間に合わない状況である。このことから、石垣市の北西部に居住する高校生がいる世帯に対して、沖縄県独自の支援制度の創設が必要である。	
八 12	竹富町民等船賃負担軽減事業の継続について	町民が利用する旅客船の運賃負担を、振興計画期間だけに留まらず、恒久的な負担軽減が図れるよう検討していただきたい。	<p>竹富町民等が島内各地点と石垣市間を移動する際、旅客船を利用しているが、電車やバス等の公共交通機関に比べ、交通費が割高で、町民にとって大きな経済的負担となっている。</p> <p>旅客船の運賃をJR料金並みにすることで、離島の経済的負担の格差是正及び生活の質の向上による定住条件整備に繋がることから、振興計画期間だけに留まらない恒久的な支援が必要である。</p> <p>また、2021年より船賃に燃料油価格変動調整金(サーチャージ)が導入されたことにより経済的負担がより大きくなっている為、サーチャージによる上乗せに対するの補助をしていただく必要がある。</p>	<p>【交通支援課】</p> <p>県では、「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施し、航路においては約3割から7割の運賃低減を図っております。</p> <p>県としましては、当事業を安定的かつ継続的に実施するとともに、竹富町が実施する高速船向けの「竹富町民等船賃負担軽減事業」と連携して、離島住民の交通コスト低減に取り組んでまいります。</p> <p>また、重点支援地方交付金を活用し、離島住民等が負担する燃料サーチャージについて支援してまいります。</p>
八 13	オンラインを活用した遠隔医療体制の充実について	海を隔て点在する島々で、構成される竹富町では、容易に医療を受けられない地区もあることからICTを駆使した遠隔医療体制の構築を図っていただきたい。	<p>竹富町は16の島々に9つの有人島からなる多島町である。現在、小浜島、波照間島、西表島東部・西部地区には県立八重山病院附属診療所が設置されている。</p> <p>しかし、西表島船浮地区、鳩間地区、新城地区は診療所への受診の際は陸路がなく船便を利用した通院を余儀なくされている。この地区は天候不良による船便欠航も多い地区となっている。</p> <p>また、海を隔て点在する島々で構成される竹富町内において緊急時の搬送体制(ヘリ・船舶搬送)は天候に左</p>	<p>【医療政策課】</p> <p>県では、令和6年3月に策定した第8次沖縄県医療計画に基づき、県庁内にワーキンググループを設置し、オンライン診療を含む遠隔医療の活用について検討を進めていくこととしております。</p> <p>ICTを活用した遠隔医療の推進に当たっては、医療機関のニーズ把握や効果的な活用方法、運用体制の構築等について、丁寧に検討を進めていく必要があることから、関係機関との意見交換や他県の先進事例の情報収集等も踏まえて、活用に向けた取り組みを進めてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
			<p>右されやすく患者、医師の精神的、体力的な負担は少ない状況である。</p> <p>新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の中で「誰もが安心して暮らし活動できる生活環境を推進する」とされ、八重山圏域における医療・福祉サービスの充実については「診療所の設備等の計画的な整備・更新を促進し、さらに診療所と県立八重山病院及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度なICTの医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図る」とされている。</p> <p>通信技術を活用し高度な診療サービスを受けることが可能となる体制の構築は、離島で安心・安全に暮らす我々の権利である。これから、早急に検討していただく必要がある。</p>	
八 14	農林漁業資材等輸送費補助について	農林水産物出荷における条件不利性解消事業同様、農林漁業資材等の移入に係る費用についても補助をしていただきたい。	<p>竹富町は、二次離島であることから、肥料・飼料・農林漁業資材等の購入において輸送コストが嵩み、生産者の経営を日常的に圧迫している。また、世界情勢の急激な変化により、燃料・肥料・飼料を含む諸々の価格高騰の影響は日々厳しさを増しており、今後の担い手の確保や後継者育成など、本町農林漁業の振興発展への影響が大きく懸念される。</p> <p>については、現状に鑑み、離島地域における不利性を解消する観点から、移入に係る輸送費の補助をしていただく必要がある。</p>	<p>【農林水産総務課】</p> <p>沖縄県では、農林漁業者の経営安定・所得向上に向けて、農林漁業資材等の生産コストの低減対策は重要と考えております。</p> <p>このため、飼料・肥料等の農林漁業資材等のコスト低減に向けて、配合飼料購入費の一部補助の継続的な実施や粗飼料自給率の向上に向けた草地基盤整備・機械の導入、化学肥料施用量の低減に向けた土壌分析に基づく施肥の推進や堆肥等の活用など、総合的な取組を進めているところです。また、令和7年度補正予算において「漁業用燃油緊急支援事業」を計上し、漁業者等に対して燃油購入費の一部補助を行っております。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>資材等の移入にかかる輸送コストについては、農林漁業者の経営安定・所得向上の観点から、全国における類似の制度等を参照しつつ、関係市町村や関係機関と意見交換等を進めてまいります。</p>
八 15	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	<p>廃棄物処理において各島からの廃棄物輸送に係る費用の補助をしていただきたい。</p>	<p>竹富町は9つの有人島を有し、うち7島（竹富島、黒島、小浜島、鳩間島、波照間島、西表島、新城島）で廃棄物処理施設を整備し中間処理（焼却・分別等）を行っており、そこで排出される焼却残渣や資源ごみ類は、海上輸送を経て西表島に設置している竹富町リサイクルセンターへ搬入している。更に、竹富町リサイクルセンターで最終選別し圧縮梱包されたリサイクル資源は、石垣島を經由し沖縄本島や九州地方の再生処理施設へと海上輸送されている。また、竹富町各島港湾施設に放置された貨物輸送用パレット及び海岸漂着ごみを処分する際にも、それらを海上輸送する必要がある。</p> <p>竹富町は島嶼の町であるがゆえに、運搬輸送手段のほとんどを海上交通に頼らざるを得ない現状にあり輸送費が高額となるため、費用の補助をしていただく必要がある。</p>	<p>【環境整備課】</p> <p>県では、平成25年度から27年度にかけて複数の離島市町村が連携して一般廃棄物の処理を行う「ごみ処理広域化」に関する調査を行ったところ、処理体制の効率化や処理経費の低減化につながるといった結果が得られたことから、関係市町村等にごみ処理の広域化について提言したところです。また、平成29年度から令和3年度にかけて「離島廃棄物適正処理促進事業」において、離島市町村から要望があった処理が困難な廃棄物について、輸送コスト低減の可能性がある廃棄物処理業者の情報をとりまとめ、離島市町村に提供するとともに、産業廃棄物と一般廃棄物をあわせて処理する「あわせ処理」に係る実証試験において処理コストの低減が確認できたことから、県においては、「ごみ処理広域化」や「あわせ処理」を離島市町村に推進しているところです。</p> <p>また、離島における産業廃棄物の適正処理に資するため、産業廃棄物税を活用した「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」において、令和4年度から、離島における産業廃棄物の施設設備の整備を行う事業を補助対象事業に追加し、令和7年度から、離島を有する市町村も補助対象者に加えたところです。</p> <p>今後も離島における廃棄物の適正処理の推進に向けて取り組んでまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 16	離島における放置パレットの処理に係る破砕機導入費用の補助について	放置パレットを処理するための破砕機導入に係る費用の補助をしていただきたい。	<p>竹富町内各港湾施設において、貨物輸送で使用されたパレットが放置され、複数年にわたり本町にて運搬・処分等を行っており、本町財政を圧迫している状況にあるとともに、地域の景観を損ねている。</p> <p>これらの問題を改善するべく、同廃棄物を破砕する為の設備を導入するには多額の予算が必要となることから、費用の補助を行っていただく必要がある。</p>	<p>【環境整備課】</p> <p>「沖縄県産業廃棄物発生抑制・リサイクル等推進事業費補助金」は、離島の産業廃棄物の処理施設の整備について補助対象としており、令和7年4月に同補助金交付要綱を改正し、離島を有する市町村も補助対象者に加えたところです。放置パレットを産業廃棄物として処理を行う場合、同補助金を活用することが可能となっております。</p>
八 17	沖縄振興公共投資交付金（ハード）に係る小規模自治体を実施する事業への十分な配分確保について	沖縄振興公共投資交付金（ハード）の県内自治体への配分分について、小規模自治体を実施する事業への十分な配分確保をしていただきたい。	<p>沖縄振興公共投資交付金（ハード）事業に係る与那国町への交付金の配分分について、例年、与那国町や小規模自治体が事業として要望する3～6割程度が配分されており、建築事業など事業によっては実施が厳しく、見送り若しくは縮小して実施しているのが現状である。</p> <p>公共工事の地域における重要性を考慮し、与那国町や小規模自治体を実施する全体的な事業執行底上げのため、自治体への配分分の最低限度額を2億円程度に定め配分する必要がある。</p>	<p>【財政課】</p> <p>沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）については、近年減額傾向にあることから、事業の進捗に遅れが生じ、地域の発展等に影響が出ているものと認識しております。</p> <p>このため、ハード交付金の市町村への配分額については、市町村の意見等を踏まえつつ、市町村事業への影響を最小限にとどめられるよう前年度以上の額を優先して確保しているところです。</p> <p>また、関係部局における市町村事業への配分にあたっては、市町村からの資料提出やヒアリングを通じ、執行状況等を把握した上で、きめ細かく対応しております。</p> <p>県としては、市町村事業を計画通り進めるためには、沖縄振興公共投資交付金の総額を増やすことが重要と考えており、県と市町村で連携・連動を図りながら内閣府沖縄担当部局や県関係国会議員をはじめとした関係要路に対し丁寧に現状を説明し、増額確保を求めてまいります。</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
八 18	祖納港港湾改修事業の早期完了について	祖納港港湾改修事業について早期完了に向け事業推進していただきたい。	<p>島の北側に位置する祖納港は、冬場を中心に港内静穏度が悪いことから、利用船舶は旅客の乗降や荷役作業に支障をきたしており、また、停泊中のロープ切断等により長時間の停泊ができない状況にある。</p> <p>港湾管理者である沖縄県は、平成25年度より船舶が安全に利用できるよう港湾改修事業（静穏度改善のための波除堤等の整備）を実施しているところであるが、諸事情等により完了に至っていない。</p> <p>祖納港は、与那国島の海上交通の拠点となる地方港湾であり、災害時においても拠点施設となる重要な施設であることから、引き続き港湾改修事業の早期完了に向け推進強化を図る必要がある。</p>	<p>【港湾課】</p> <p>祖納港は、与那国島の地域振興を支える重要な港湾と考えており、平成25年度から静穏度向上を目的に事業を進め、平成29年度に波除堤整備を完了したところです。</p> <p>現在、船尾岸等の整備を進めているところであり、引き続き予算確保に努め、早期完了に向けて取り組んでまいります。</p>
八 19	地域計画の更新に対する地域計画策定推進緊急対策事業の継続について	令和6年度の地域計画策定に対して国が実施している地域計画策定推進緊急対策事業を令和7年度も継続するよう国に働きかけていただきたい。	<p>令和6年度までに策定が必要な地域計画に対して、現在国の地域計画策定推進緊急対策事業によって策定支援に係る費用の補助が実施されている。</p> <p>地域計画については、令和6年12月時点でも策定に対して追加の記載要領が国から配布されていることなどからも、策定完了後も更新の作業が必須になってくる見通しである。</p> <p>令和7年度の更新業務は、令和6年度の策定と同程度の業務量になることが予想され、事務負担が同程度であれば策定支援が必要となることから、国に継続して支援いただけるよう要請を行う必要がある。</p>	<p>【農政経済課】</p> <p>地域計画については、令和6年度末までに対象となる全市町村で策定が完了しております。地域計画の実現には更新作業等ブラッシュアップが必要となってくるため、県では各市町村と意見交換の場を圏域別に開催し、更新手続きや市町村ごとの課題、取組などの収集した情報の共有化を図るなど市町村への支援を実施しております。</p> <p>また、国においては、農地等のあっせん、利用調整、遊休農地の解消、新規参入の促進など地域計画の更新や、実現に向けた取組が可能な「農地利用最適化交付金」等が措置されております。この他にも、法定化された「地域計画」の市町村における主体的な取組のため、</p>

番号	要望事項	要望内容	要望の理由	措置状況
				<p>「農山漁村地域活性化事業」として地方財政措置（普通交付税）されているところです。</p> <p>県では、国や農地中間管理機構等関係機関と連携し、市町村地域計画の実現に向け、引き続き支援に取り組んでまいります。</p>
八 20	獣医の常駐について	獣医を町に配置していただきたい。	<p>令和6年4月より沖縄県共済協同組合の獣医が撤退し、常駐する獣医がいないため、各治療に支障が出ている。特に、怪我や重篤時に治療行為等が出来ない等の問題があるため、獣医師の常駐体制を整備する必要がある。</p>	<p>【畜産課】</p> <p>与那国町における農業共済組合の八重山家畜診療所・与那国駐在所については、令和6年4月より診療を休止しておりますが、現在は八重山家畜診療所から隔週で出張し、診療を行っております。</p> <p>県としましては、与那国町における獣医療の現状を確認しつつ、安定的な獣医療が提供できるよう、与那国町ならびに県獣医師会、農業共済組合等関係機関と連携し、獣医師確保に取り組んでまいります。</p>
八 21	家畜ワクチン接種の助成について	牛への牛流行熱ワクチン接種手数料の助成をしていただきたい。	<p>与那国町では、令和6年5月に発生した牛流行熱の影響で複数の母牛が死亡及び重篤な症状に陥った。</p> <p>牛流行熱は、病原ウイルスを持ったヌカカ等が台湾からの気流に乗り与那国島に飛来し、感染拡大したものと推測される。数年に一度の頻度で発生することから、通年のワクチン接種をする牛が少なく、一度病原体虫が飛来すると、抗体の無い牛は罹患し、場合によっては重篤化し、最悪は死亡に至る場合がある。</p> <p>防疫の観点から、島内で飼養する全頭への牛流行熱防疫目的牛流行熱ワクチン接種の手数料を助成する必要がある。</p>	<p>【畜産課】</p> <p>牛流行熱ワクチン接種については、生産者自らが農場を守るため、受益者負担が原則となっております。今後ともワクチン接種率の向上など、家畜衛生対策の推進について、与那国町、JA及び農業共済組合等関係機関と連携して取り組んでまいります。</p>